

一五二 明治三十三年八月

内務省回議

外国人墓地処分ニ関スル件……………四〇九

別紙一

外務省附箋……………四〇九

二 内務省附箋……………四一〇

第六節 操觚論說集

一五二 明治三十七年五月三十一日

小野 梓

條約改正論……………四一一

一五三 明治三十二年十月十六日

島田 三郎

條約改正論……………四五二

一五四 明治三十五年六月二十五日

原 敬

現行條約論……………五〇八

一五五 明治三十一年四月三十一日

原 敬

新條約実施準備……………五四〇

一五六 明治三十二年二月

原 敬

新條約実施準備補遺……………六一五

條約改正 日本外交文書 追補

第九章 追 補

第一節 岩倉遣外使節關係

一 明治三年三月 岩倉具視意見書

會計外交等ノ條々意見

一 會計之事

「略」

一 軍務之事

「略」

一 外国ノ事

外国ノ事ハ實ニ今日ノ大患天下紛乱ヲ生スルノ本ニテ宜ク深ク謀リ遠ク慮リ公論衆議ヲ取テ天下ト共ニ其和戰ノ大策ヲ被定度候夫レ癸丑甲寅以來天下有志之士節ニ死シ難ニ殉スル者其幾許ト云事ヲ不知奸徒ノ天誅ヲ不免者亦

追補 岩倉遣外使節關係 一

若干人薩長ノ国難七卿ノ淪落姉小路ノ賊刃ニ遇フヤ中山ノ大和ニ義拳スルヤ慶喜容保ノ朝敵トナルヤ悉皆外夷ノ所為ニ由テ来ラサルハナシ是当路之人須臾モ不可忘者ナリ大政 朝廷ニ復スルニ当リ天下ノ人雀躍シテ攘夷時到ルヲ相賀シ居候処外国交際日ヲ逐フテ益盛シニ引続テ夷人參朝等ノ事アリ是ニ於テ天下愕然忽チ疑惑ヲ生シ相謂テ曰從前 朝廷ノ攘夷ヲ主張セシハ畢竟其心夷ヲ攘フニ不在シテ唯幕府ヲ斃スニアリ寧シロ 旧幕府ノ愈レリトスルニ不如ト嗚呼是レ不解事ノ説ト雖トモ其ノ之ヲ論ス事得サルハ亦政府ノ罪ナリ今字内ノ形勢ヲ達觀シ且旧幕外交ノ道ヲ失セシ所以今日 朝廷ノ外交セサル事ヲ得サ

ル所以等ヲ看破セシ者海内能幾許人アランヤ天下狐疑ヲ生スルモ亦宜ヘナラスヤ今宜シク天下ニ告テ曰フ可シ凡ソ天地間ニ生シ候横目豎鼻ノ者縱令其氣象稍異ナル所アルモ齊ク是人也犬羊ヲ以テ指斥シ夷狄ヲ以テ蔑視スルハ公平ノ道ニアラス宜ク彼ヲ視ル猶此ヲ視ルカ如ク支那朝鮮等ノ例ニ依リ兄弟朋友ノ礼ヲ以テ之ヲ待ス可シ乍去彼固ヨリ虎狼ナリ其心不可測故ニ之ヲ交ルニ礼ヲ以テスルモ亦之ヲ視ルニ敵ヲ以テスル所無ンハアルヘカラス其礼ヲ以テスル所以ハ彼外国ト雖トモ其交際ニ於ルヤ専ラ條理ニ藉リ信義ニ依ル蘭ノ如キ小国猶條理信義ヲ以テ強國ノ間ニ屹立シ英ニ近キ某ノ国ハ僅ニ十萬戸ノ地ヲ以テ亦独立スト聞リ苟モ條理信義等ヲ以テセハ何ゾ強國ヲ畏レ小國ヲ嗟スルニ及ハンヤ故ニ條約ヲ守リ信義ヲ不失互ニ有無ヲ通スルハ是方今宇内ノ共ニスル所ニテ我豈独リ鎖國ノ旧法ヲ守ル事ヲ得ンヤ況ンヤ富強ヲ謀ル必広ク海外万邦ニ交通セサル事ヲ得ス故ニ四港既ニ開ト雖トモ苟モ其國ニ便ナラハ十港ト雖トモ亦之ヲ開カサルヘカラス是今日 朝廷ノ外交セサル事ヲ得サル所以ナリ徳川氏ノ如キ國ノ利不利ヲ不問只彼方虚喝ニ恐怖シ僅ニ其ノ閣老三四輩ノ議ヲ以テ私ニ條約ヲ結ヒ百計姑息遂ニ今日ノ大

トナルヘシ宜ク断然之ヲ拒キ縱令兵端ヲ開クニ至ルモ亦決シテ一步ヲ退クヘカラス

一 万国公法ノ如キハ畢竟各国合議シテ立テント云フニモ非ス万国共ニ守ル所ト云フニモ非ス唯某ハ是ノ例アリ某ハ是ノ例アリト云フ而已ラ記セシ書籍ニテ特ニ足ラス守ルニモ足ラサルナリ故ニ公法論等ヲ主張スルハ唯其洋辭ヲ長スルノ本ト云フヘシ

一 外国既ニ交際ノ礼ヲ以テ公使 参朝セシ上ハ我邦ヨリモ亦勅使ヲ被遣以テ答ヘスンアル可カラス且條約ヲ改ムル事ヲ辨シ賊平ノ事ヲ告ク可シ是固ヨリ外交上ノ礼ナリ彼ノ請ハサルニ先ンシテ發遣ス可シ然ルニ是等ノ大事件必預シメ天下ニ布告曉諭シテ疑惑ヲ釈キ流言ヲ生セサラシムルヲ要ス可シ但勅使ノ人擢尤肝要ト存候

一 洋行ノ事尤鄭重ニシ私ニ航シ猥ニ行ク事ヲ禁スヘシ府藩県共ニ或ハ十萬石一人ト規則ヲ立テ尤才俊氣節ノ士ニシテ粗皇學漢學等ニ通セシ者ヲ撰ヒ政府ノ印鑑ヲ与ヘ且外國官ノ許シヲ受ケ始テ發遣ヲ得可シ若不然シテ恣ニ行ク事ヲ得セシメハ必遂ニ其害ヲ生スルニ至ルヘシ

一 商法日ニ開ケ貿易益盛ンナルニ随テハ向後必商賈私ニ洋行スヘシ無智無識ノ小人洋行セハ必遂ニ其邪教ニ誑誘

患ヲ遣ス是其ノ旧幕外交ノ道ヲ失セシ所以ナリ夫レ戰ハ必條理ニヨリ曲直ヲ以テス今外國ニ對シ狼リニ戰ヲ求ルノ理ナシ然トモ曲彼ニアリ勢若不得已ヲ則チ成敗在天断然トシテ速ニ其戰守之策ヲ決シ拳國焦土ト成ルニ至ル迄奮發從事スヘシ何ソ其武備充實ノ日ヲ待ツニ暇アランヤ天下万民此 朝旨ヲ体認シ敢テ疑惑スル事勿レト又之ニ告テ外國固ヨリ交通セサル事ヲ得スト雖トモ誤テ彼ノ奇技淫巧ニ眩惑シ不知不識彼方術中ニ陥リ候様ニテハ却テ天下ノ大害ト可相成天下万民能此意ヲ斟酌セヨト如此其固陋ノ旧弊ヲ破リ疑團氷釈セシメン事ヲ要ス是ニ於テ外國ニ接スルニモ亦更ニ其條約ヲ改メ從前ノ弊ヲ去リ以テ國体ヲ保護セスンハアル可カラス目今ノ如キ外夷恣ニ其軍艦ヲ我港内ニ繫キ兵隊ヲ引テ上陸シ且夷人我邦ノ律ヲ犯セシモノ亦我邦ニテ所置スル事ヲ許ササル等尤國辱ノ甚シキ外侮之極ト謂フ可シ断然之ヲ改メ以テ國威ヲ立テサルヘカラス若シ其條約ヲ改ムル上ニ於テ彼レ暴論シテ不聽兵威ヲ以テ劫迫シ即チ變端ヲ開カント云トモ曲彼ニアリ直我ニアリ心ヲ居ヘ膽ヲ居ヘハ何ゾ畏懼スルノ理有ランヤ耶蘇教ノ如キ尤断然死ヲ以テ拒カスンハアルヘカラス彼毒一タヒ 皇國ニ伝染セハ國拳テ遂ニ彼ノ奴隸

セラル、事アルヘシ是レ尤慮ラスンハアル可カラス宜ク預シメ嚴然タル規則ヲ立テ患ヲ未然ニ防キ禍ヲ未萌ニ消スル事ヲ要スヘシ

一 凡ソ貿易通商ノ務ハ有ルヲ以テ無キニ易ヘ多キヲ以テ寡キニ易フル者ニテ泛然トシテ有用無用ヲ問ハス取入ルハ之謂ヒニ非サル也然ルニ今日洋貨盛ニ行レ有用ノ金ヲ以テ無用ノ品ニ費ス事ノ幾千ト云事ヲ不知國用財力ヲ蠲スル事甚シト云フ可シ宜ク國用ノ耗竭シ會計ノ立タサル所以ヲ以テ公然内外ニ揭示シ一切無用ノ洋貨ヲ取入ルハ事ヲ嚴禁スヘシ但諸藥品及ヒ羅紗服連ノ類ノ如キハ有用ノ品ナリ禁セスシテ可ナリ時計ノ如キハ有用無用相半ハシ究竟は無用ニ屬ス亦濫リニ取入ルハ事ヲ禁スヘシ

一 今度新ニ外國人ト交易ノ規則ヲ立テ上下一般何ノ品ヲ論セス相對ヲ以テ勝手交易スル事ヲ禁シ總テ通商司ニテ管轄有之度候其品物代金ノ取引方ハ一年ニ一度或ハ兩度ノ期限ヲ定メ通商司ニテ其總計ヲ勘定シ縱ヘハ横濱長崎兵庫等ノ諸港一年出入高我邦ヨリ渡シ候品代金七百二十萬兩ニテ外國ヨリ買入候品亦七百萬兩ナラハ其七百萬兩ヲ差引セシメ残り二三十萬兩ハ代金ニテ受取可申右ノ如ク彼我共ニ代金ノ員數ヲ總計シ手形取引同様ニ致シ候

ハ、屹度交易ノ御規則相立可申候

但通商司ノ人撰尤肝要ト存候

一 支那及ヒ朝鮮ノ如キ古来好ヲ通シ且尤隣近セリ宜シク速ニ 勅使ヲ被遣隣好ヲ修メ以テ特角ノ勢ヲ立ツ可シ

一 蝦夷地方鄂羅斯ノ害ヲナスヤ蓋シ一朝一夕ノ事ニ非ス蚕食併吞ノ氣焰十分ニシテ誠ニ大患ト云フ可シ今宜ク廟算ヲ立テ断然ノ所ナクンハ其大患ノ至ル事十年ヲ待ス豈深謀遠慮セサル可ンヤ 別ニ細論ス復タ贅セス

一 刑法之事

刑法ハ国家安危ノ由テ存スル所ニシテ実ニ天下ノ大權也近世ノ如キ藩々其ノ法律ヲ殊ニシ彼ノ死罪ハ此ノ流罪此ノ流罪ハ彼ノ贖刑ト云フノ類各私ニ之ヲ決ス実ニ天下大政陵夷スルノ甚シト云フ可シ今維新ノ時ニ当リ宜ク速ニ大刑典大法律ヲ制シ以テ天下ニ頒行シ其ノ大權 朝廷ニ帰セン事ヲ要ス可シ

一 外国人上陸横行スル者愈衆ケレハ則我カ人民自ラ怒ヲ生シ相殺傷スル事亦或ハ多カラン且従前我彼ヲ殺傷スル毎ニ彼我ニ迫リテ十数万金ヲ以テ償ハシメ彼我ヲ殺傷スルニ至リテハ亦其事アル事ナシ 皇國威稜ノ張ラサル実ニ憤然ニ勝ヘサル所也宜ク大議シテ外国交際上ノ法律ヲ

二 明治三年八月（カ） 岩倉具視意見書

国体照明政体確立意見書

一 大政之基本ヲ詳ニシ予シメ經國之綱領ヲ定ムヘキ事凡億兆衆庶ノ此世ニアル政府保護ノ庇蔭ニヨラサルナシ故ニ政府ノ職掌タルヤ億兆万民ヲシテ各其所ヲ得セシムヘキニアル而已如何ナル体裁ヲ明ニシ如何ナル道ヲ尽シ如何ナル政ヲ施シ億兆万民ヲシテ益水久ノ安康ヲ得セシムヘキヤ後來ノ結局ヲ大定シ及ヒ其ノ施行ノ順序ニ至ルマテ預シメ之ヲ確議シ以テ其方向ヲ一定セスンハアルヘカラス是レ今日ニアリテ速ニ其目的不可勿ノ事はヲ最初件トス

一 建国之体裁ヲ弁明スヘキ事

昔シ天神那岐那美ノ二神ニ詔リシテ大ニ邦土ヲ造リ繼テ億兆蒼生ヲ生スルニ既ニ之ヲ生スル之ヲ済フ所以之道ナカルヘカラス」爰ニ其蒼生等或ハ智其愚ヲ欺キ強其弱ヲ斃シ互相吞噬以テ其生ヲ保ツ不能ヲ神慮シ我天孫ヲ降臨セシメ我 神胤ヲシテ永ク邦國ノ主タラシメ以テ天地ト窮リナキヲ標示セシム」於是乎 皇統一系ノ国体立テ於是乎大政ノ基根立テ於是乎上猜嫌之謀ヲ塞サキ下覬覦ノ志ヲ絶テ億兆各其分ヲ知り爭奪相毒スルノ禍ナシ」是レ

立テ彼此ヲ一致ニシ預シメ外国人ニ談判シ一旦彼我殺傷争鬭等ノ事アラハ其ノ法律ニ據リ所置スル事ヲ要ス且天下ニ令シ若外国ト事ヲ生スル者アレハ政府エ対シ如此ノ大難ヲ貽スト云事ヲ懇諭シ其客氣ノ過テヲ慎マシムヘシ

附論

交際既ニ成リシ上ハ彼我敵々ノ礼ヲ用ヒ彼ノ大臣ハ即チ我大臣ノ如ク我士民宜ク之ヲ敬スヘシ彼ノ士官ハ即チ我士官ノ如ク我士官之ト抗礼スヘシ彼ノ商賈ハ即チ我商賈ノ如ク我ノ士官之ヲ下視シ我商賈之ト抗礼スヘシ我彼ニ於ルモ亦然リ然ルニ我士民彼ノ服制等不諧セ卒然之ヲ見ル時ハ其尊卑貴賤ヲ辨別セス一概彼力傲慢不恭ヲ憤ルヨリ來ル者多シ今此利害ヲ辨論シテ外国人我地ニ上陸スル者大臣ハ何ノ印ヲ付士官ハ何ノ印シ商賈ハ何ノ印シト一見シテ其ノ尊卑貴賤ヲ辨別シ易カラシメハ敬ス可キハ之ヲ敬シ抗礼ス可キハ相凌カス上視ス可キ者モ亦之ヲ侮ラス如此ナレハ自然争鬭ノ患ヲ防クニ足ルヘシ宜ク速ニ外国官ニ命シ其談判ヲ急ニセン事ヲ要ス

（岩倉具視關係文書）

億万歳ノ後ヲ慮リ以テ億兆蒼生ヲシテ永ク之ヲ拯済スル所以ノ 神意至ラサル所ナシ故ニ億兆蒼生ヲシテ一モ之ヲ妨害セシメス以テ其ノ公理ヲ保護シ以テ各其所ヲ得セシムヘキハ即 陛下天神ニ奉スル所以ノ務ニシテ億兆蒼生各自ラ其尽ス所ノ公理ヲ尽シ以テ

陛下ニ奉事シ敢テカワル不可ル者ハ即億兆蒼生亦各此世ニアリテ以テ自ラ其生命ヲ保ツ所以ノ務ナリ」是ヲ上下ノ通義ト云」即是我立國ノ体裁ニシテ彼ノ外邦共和相合シ君主ヲ易ル博碁ノ如ク或ハ其人民ヲ奴隸シ一家ノ私政ヲ以テ独断專制妄殺憚ルナキカ如キモノト甚大ニ懸隔セリ」凡我此立國ノ体裁經万古而今ニ至ル即億万世ノ後ニ至リ不可易モノ素リ明確皎着ニシテ贅言ヲ不待ル所トイヘトモ方今大變革之際ニ當リ尙之ヲ詳ニセスンハ施政ノ順序毫厘ヲ誤ル事アラン是レ今日ニアリテ不得不弁ノ事はヲ第二件トス

一 大ニ宣教ノ大意ヲ明ニシ兆民ヲシテ普ク惑イナカラシムヘキ事 至善之ヲ道ト云人ニ存スルノ公理我レ之ヲ不害我ニ存ルノ公理人ノ之ヲ妨ケス億兆蒼生各自ラ其公理ヲ保ツテ相妨害セス又各其公理ヲ相助ケ以テ各其生命ヲ遂ク是則チ人世ノ安康ニシテ至

善ノ極ナリ神明已ニ億兆蒼生ヲ生タス即億兆蒼生ヲシテ各其生命ヲ遂ケシメ以テ至善ノ極ニ至ラシム即チ神明ノ神意ニシテ人間營ムベキノ道亦是ヨリ外ナ故ニ善ヲ勸メテ以テ之ヲ為サシムルハ即チ天子ノ職神明已ニ億兆蒼生ヲ生タシ夫レヲシテ各其生命ヲ遂ケシムユヘンヲ神慮シ我神風ヲ降シ永ク邦國ノ主ヲタシメ以テ億兆蒼生ヲ治メ以テ其公理ヲ保護セシム於是天下之政千緒万端要之スルニ皆是レ善ヲ勸メテ以テ之ヲ為サシムルノ事ニ外ナルナリ即チ億兆蒼生ヲシテ各其生命ヲ遂ケシムヘキユヘンノ事ナリ是故ニ人民ノ至善ニ於ル已ヲ尽シ忠ヲ致シ敢テ知リテ以テ之ヲ主サトルハ即チ神明之事神明已ニ億兆蒼生ヲ生タシ我神風ヲ降シテ永ク億兆蒼生ヲ治メ以テ人世ヲシテ至善ノ域ニ至ラシム即是レ神明ハ至善ノ主宰ナリ而レトモ天下之広キ億兆ノ多キ善ヲナス厚薄ナキ不能ルノミナラス似テ而シテ非ナルモノ或ハ有之而シテ政事ノ上ニアリテハ或ハ詳ニ之ヲ尽スヲ不得漏ラシテ而シテ遺スモノナキ不能トイヘトモ神明之善不善ヲ見ル能ク秋毫ヲ折ツテ一ツモ違フ所ノナク人間遂ニ神明ヲ欺ク不能是レ神明素ヨリ至善ノ主宰ニシテ知ラザル所ナケレハナリ○此故ニ人民ノ神明ニ於ル敬ヲ致シ誠ヲ格シ自ラ欺ムクヘ是以テ幽顯 神人之理毫モ不相離神明欲億兆而拯之即チ之ヲ至善政府ニ托ス至善政府ナシテ欲億兆亦漏ストコロナキ不能神明無所不知人遂ニ不能欺要之スルニ至善ノ政府ナシ玉フモ神明ノ幽冥ニ照シ玉フモ其婦一スル所億兆蒼生ヲ濟拯シ至善之域ニ至ラシムル事ノミ矣

ノ大意ヲ明ニシ兆民ヲシテ普ク惑イナカラシメ以テ其可務ノ事ヲ知ラシムヘキ也是ヲ第三件トス

一 既ニ已ニ建國ノ体裁ヲ弁明セハ即チ經綸之基本何ヲ以テ可生ヤヲ詳ニスベキ事

經綸ノ事千緒万端基本ヲ推ス時ハ公理而已何ヲカ公理ト云蓋朝廷政府ハ億兆萬民ヲシテ各其所ヲ得セシムヘキノ職掌ナリ故ニ億兆萬民ハ

朝廷政府ノ保護ニ頼ラサレハ其生ヲ遂ル事不能是故ニ政府ニ於テ千緒万端ノ施行總テ是レ億兆萬民ノ為ナラサルナシ故ニ千緒万端ノ費用總テ是億兆萬民ヲシテ各其生命ヲ遂シムヘキノ費用ナラサルナシ何ヲカ費用ト云一曰皇室ノ用二曰宣教ノ用三曰外国交接ノ用四曰海陸軍ノ用五曰大藏之用六曰民政部ノ用七曰裁判之用八曰學校之用九曰人民取締ノ用ノ類ノ如シ總テ此費用ハ即億兆萬民ヲシテ保護スヘキ為之費用ナリ然則誰力能ク之ヲ弁スヘキヤ即億兆萬民ニ非レハ之ヲ弁スヘキモノナシサラハ億兆萬民均一ニ此ノ費用ヲ供弁スヘキハ公理ニ於テ至當至適ノ事ナリトス故ニ後來租税法ヲ大變革シテ萬民均一其貧富ニ随テ不平ナカラシメ以テ此費用ヲシテ萬民均一ニ供弁セシムヘキノ法ヲ立ヘシ是即チ經綸ノ大基礎ナリ故ニ今日

祭政一致之旨神明ノ億兆蒼生ヲ拯濟シ玉フモ至善ノ億兆蒼生ヲ拯濟シ玉フモ其政ハ唯一是故ニ祭

コトハ即チ祭リコトナリ政リ爰ニ於テ明ナリ

即是レ億兆蒼生ツトムヘキノ道ニシテ其文ハ即チ著シテ神典ニアリ而テ其体ハ即チ立國之旨ニ明ナリ彼ノ耶蘇ノ徒ノ類ノ如キ大ニ之ニ異ナリ獨リ幽道ヲ論シテ顯事ヲ輕シ妄リニ福音ニ馳セテ以テ政体ヲ蔑如ス人間ノ務ヲカリソメニシ以テ自ラ相傷害ス甚

神明億兆ヲ濟フノ意ニ戻ル然テ彼ノ共和政治ノ國ノ類ノ如キ我

神典ノ旨不明苟且國ヲ立ルヲ以テタトヘ其ノ稱シテ富強ト唱フル類ノ如キモ適マ自ラ相傷害スル以ヘンノ資ケトスルニ不過ヲ不知是レ其所奉ノ教ノ邪惡徒亦甚正ニアラサルニヨリ遂ニ

神明億兆ヲ濟フノ意ニ戻リ自ラ其身ヲ傷フノ者タルヲ甘シ更ニ之ヲ覺悟セサルニ至ル故ニ人間ニアリテ其尤忽ニスヘカラサルハ道ヲシテ惑イナカラシムヘキニアリ我神明ノ典萬古ヲ經テ今ニ伝フ人民素ヨリ不知ルナキニアラストイヘトモ方今大變革ノ際ニ當リ尙之ヲ詳ニシ以テ億兆蒼生ニ浹及セシメサルヘカラス故ニ宜シク速ニ宣教

アリテ預シメ其目的ヲ可立事ヲ第四件トス

但シ西洋各國富強ト稱ス畢竟此法ヲ用ユレハナリ故ニ

米仏英普ノ如キ一年所費常ニ數億千萬 米利堅二億以上 三億以上魯西 仏國四億以上英

我皇國歲入纔ニ一千三百万石ニ不上 三府現石七万四千

五藩九百十八万四千八百五十二石四十一県百四十七万

五千四百二十五石合テ千七百三十三万四千二百九十六石此

外雜之ヲ一石金五兩ト算スレハ即金六千五百万兩而シ

テ年ニ豊凶アリ之ヲ平均トスレハ之ヨリ常ニ一二割ヲ

減スヘシ之ヲ以テ彼ノ海外ノ諸國ト相抗論セント欲ス

誠ニ難シトス是從來建國之体裁未タ大ニ確明セス独農

稅ヲ以テ國ヲ立レハナリ故ニ事極メテ難キニ屬スト雖

トモ此ノ体裁ヲ大變革セスンハ何ヲ以テ紀綱ヲ振イ億

兆ヲ安センヤ 本文六千五百万兩ノ内又華土族卒ノ家祿

兆ヲ安センヤ 本文六千五百万兩ノ内又華土族卒ノ家祿

石余土族卒家祿四百五十五万七千七百二十二石余合

テ五百四十六万三千二百八十一石此金本文ノ如ク算

スレハ即二千七百三十一万六千四百五十五兩ナリ 皇國租

稅ノ内其半ハ大概ネ華土卒ノ家祿ニ費ス故ニ一端ヲ以

テ之ヲ論スレハ其費ヘ極メテ多ニ似タリ然レトモ本文

云々スル所ノ如キハ極メテ大体ヲ言フクトヘ此ノ華土卒ヲシテ家祿ノ費ヘナカラシメ以テ悉ク政府ノ用ニ供

ニ英果ノ決断ヲ發シテ税法ノ大變革ヲ
ナサスハ億兆ヲ安スルニ不足可知

一 政府ノ費用ハ其出納ヲ詳ニシ普ク億兆万民ニ示スヘキ
事

既ニ前件ノ如キ目的アルヲ以テ政府最注意スヘキハ財用
ヲシテ濫用セシメサルニアリ雖然苟モ人民ヲ保護シ土地
ヲ守リ文明ヲ進ルカ如キハ心ス決テ財用ヲ惜ムヘカラス
故ニ會計ノ出納ハ時々其事ヲ詳ニシ其事由ヲ書記シ之ヲ
日誌及其他ノ書ニ掲載シ億兆万民ヲシテ瞭然明瞭ナラシ
ムヘシ是レ一ツハ万民ノ疑惑ヲ解キ二ハ万民ノ開化ヲ導
キ而公理ニ於テシカセサルヲ不得是方今可処置ノ急務ナ
リ是レヲ第五件トス

一 大ニ政府ノ費用ヲ計算シテ後來ノ目計ヲ可定事

己ニ如前件政府政治ノ費用ハ億兆万民ヲシテ其所ヲ得セ
シムヘキノ費用ニシテ政府万端ノ所為總テ万民ヲ保護ス
ヘキノ為ヨリ外ナルナシ故ニ於政府十分之事業ヲナササ
レハ十分ノ保護ヲ不為ルナリ十分ノ保護ヲ不為ハ億兆万
民ニ於テ十分之沢ヲ不受ルナリ而シテ億兆万民ノ心十分
ノ沢ヲ受ルト不受ルト其所欲如何ソヤ必ス十分ノ沢ヲ受
ケンヲ欲スル事億兆万民ノ心ナリ政府ハ十分ノ保護ヲ不

テ弱シ國勢隨テ弱ケレハ外寇隨テ乘ス外寇隨テ乘スレハ
億兆何ヲ以テ其生ヲ遂ルヲ得ン蓋シ一國治ルトイヘトモ
天下壞ル時ハ一國安ヲ不保一家富ムトイヘトモ天下壞ル
トキハ一家保ツヲ不得一身保テシトイヘトモ天下壞ル時
ハ一身康ヲ不得是故ニ朝廷政府ノ存亡ハ即億兆衆庶ノ存
亡ニシテ一國一家一身之ヲ逃ルヘカラス故ニ天下ノ安キ
ハ一身ノ安キナリ天下ノ危キハ一身ノ危キナリ是ヲ以テ
億兆衆庶ノ心ヲ一ニシ億兆衆庶ノ力ヲ一ニシ億兆衆庶ノ
勢ヲ一ニシ而後國勢可振張國勢振張シテ万民其生ヲ保ツ
ヲ可得是レ郡県ノ制立ツ所ニシテ要之スルニ大權ヲ一シ
大勢ヲ一スルユヘンノ基本素ヨリ之ヨリ外ナラサルヲ以
テナリ今也郡県之体己ニ立トイヘトモ万目未タ大ニ不準
是以テ年月順次百官諸司及各藩人士各心ヲ集メテ務メテ
万備セシ事ヲ不可不思是今日ニテ最詳ニ思イ計ルヘキ事
是ヲ第七件トス

但シ後來税法ヲ改革スヘキカ如キモ万民ノ力ヲ一ニス
ルノ事也而シテ之ヲ行フノ順序ヲ論スレハ郡県ノ規制
舉ル者アルニアラサレハ不可ナルモノアルニ似タリ是
以テ天下海内心ヲ茲ニ集ムヘキ事方今ノ急務ナリ

可不為故ニ其ノ保護スヘキ事ニ就テ所謂皇室用宜教ノ用
外国交接ノ用海陸軍ノ用大藏ノ用民部ノ用裁判ノ用學校
ノ用人民取締ノ用ノ類ノ如キ如何ナル費用アレハ如何ナ
ル事業ヲ施シ如何ナル開化ヲ進メ如何ナル取締ヲナシ如
何ナル裁判ヲナシ幾年ニ至ル迄ハ如何ナル費用ヲ用イ幾
年後ハ如何ナル費用ヲ可増ト云々ノ類ノ如キニ官六省
ヲシテ深ク謀リ厚ク慮リ其目算ヲ立シメ而其計算又内外
國債ト共ニ當時入ル所ニ當テ之ヲ比較シ幾分ノ不足ヲ生
ト云事ヲ明辦スヘシ如此シテ後來ノ目計ヲ大定シ普ク万
民トイヘトモ之ヲ知ラシメ而シテ億兆均一ニ供辦スヘキ
法ヲ立ルノ楷梯トスヘシ是亦公理ニ於テシカセサルヲ不
得而經綸ノ基理財ノ源之ヨリ生セサルナシ是今日ニアリ
テアラカシメ其ノ目的ヲ立ツヘキノ事はヲ第六件トス

一 大ニ郡県ノ体裁ヲ詳ニシ順次其万目ヲ拳ン事ヲ計ルヘ
キ事

各藩封土返還シテ郡県之体明瞭シ未タ其ノ万目不準トイ
ヘトモ大綱已立然トモ尙或ハ之ヲ疑フ者ナキニアラス夫
郡県之制政府私スル所ニアラス億兆ヲシテ保護スヘキノ
公理素リ之ニ外ナラサルヲ以テナリ試ニ其概略ヲ言ハ凡
天下分レテ治ムレハ國力隨テ分ル國力隨テ分レハ國勢隨

一 各藩適宜ノ施行ヲ止メ政府一途ノ裁制ヲ仰カシムヘキ
事

己ニ億兆之方ヲ一ニセン事ヲ思ハ各藩ノ施行亦政府一途
ノ裁制ヲ不得不仰且甲藩乙藩ト異ニ丙藩ト違ヒ各其施行
ヲ白黒ニス何日ヲ待テ兆民ノ力ヲ一セン而シテ公理ニ於
テ乖戾スルノ最甚キモノ也故各藩適宜ノ施行ヲ止メ政府
一途ノ裁制ニ歸セシメツンハアルヘカラス然レトモ即今
ニアリテ之ヲ行フ亦難キモノナキニ非ス故ニ其之ヲ行フ
ヤ難キモノ、如キハ之ヲ強ユ不可トイヘトモ務テ目的ヲ
歸一ニスル所ニ注キ以テ黑白表裏アラシメス而シ漸次政
府一途ノ裁制ニ歸セシムルヲ要スヘシ是今日目的ナカル
ヘカラス是ヲ第八件トス

一 華族及士卒ノ家祿悉ク之ヲ家産トシ更ニ家産稅ノ制ヲ
定ムヘキ事

大平ノ久キ華族及士卒ノ如キ拱手シテ租稅ヲ食ム甚タ公
平ナラサルニニタリ是故後來ニアリテハ必ス之ヲ消止ス
ヘキモノナリ然トモ旧習之久キ一朝ニシテ之ヲ止ム徒ニ
道路ニ流離セシムヘキノミ政府億兆ヲ濟フノ意ニアラス
且方今天下ノ事ヲ維持スル者ハ獨リ士卒以上ニアリ未タ
悉ク之ヲ無益ト云ヘカラス且華族ノ如キ依然トシテ其祿

ヲ食ムノ間独リ士ニ至テ強テ其祿ヲハクカ如キ公理ニ於テ甚容レサル所ナリ故ニ家祿ヲ麥シテ家産トシ更ニ家産税ノ制ヲ立テ此家産税之制ハ教等ニ分チ多キ者ハ重ク少キ者薄ク華士卒ノ常職ヲ解キ農工商ニ歸スルヲ許スヲ以テ其家産税ハ頗ル重ク之ヲ課スルモ公理ニ於テ妨クナシトス之ヲ其管轄庁ニ納メ而シテ之ヲ大藏省ニ納メシムヘシコレ一般政府ノ費用ヲ供弁セシムヘキ税法ヲ立ツ梯ノ一端ニシテ今日ニアリテ必ス可施行ノ事ナリ是ヲ第九件トス

其一 家祿ヲ以テ家産ト定メハ券書ヲ与ヘ売買ヲ許スヘシ而シテ族類ヲ不論生活ノ為メ農工商ノ業ヲナスヲユルスヘシ年ニ豊凶アル時ハ其現石ヲ以テ天下一般ニ平均シテ以テ之ヲ給スヘキ事ヲ定ムヘシ

其二 其売買セシ祿券ハ政府余力アルニ当リテ元価ニハ朱若シクハ一割ノ利息ヲ附与シ之ヲ買フ事ヲ定ムヘシ是即チ止消法ノ一

其三 其売買セントスル時ハ必ス之ヲ其管轄庁ニ訴ヘサスヘシ於是其庁余力アレハ必ス之カ値ヲ勘計シ以テ之ヲ買フヘシ是即チ止消法ノ二

其四 其時管轄庁余力ナシトイヘトモ更ニ金融法ヲ立

士族卒ノ類已ニ家祿ヲ以テ家産ト定ム各其所好ノ生業ヲ農工商營マシメ務テ之ヲ誘導奨励セシムヘシ已ニ其所好ノ生業ヲ營マシム其所欲ノ土地ニ就カシメサルヘカラス凡天下不毛ノ地ノ如キ甚タ多シトス務テ之ヲ附与シ其生業ヲタスケシムヘシ且旧習之久キ各藩各其士卒ヲ私有シ動モスレハ天下一家ノ体裁ヲ不弁今士卒ヲシテ各適意ニ占籍スルヲ許シ以テ此旧習ヲ一洗セシムヘシ是今日ニアリテ即可処置ノ事はヲ第十件トス

但シ三都府ノ如キ泰平ノ久人民競テ輻輳シ遊柔惰弛之風殊ニ甚シ故ニ目今ノ務メ如此ノ人民ハ驅テ鄙朴ノ地ニ就カシムルニアリ且未ク戸籍之法不全備而テ取締ノ事不十分故ニ三都府ノ如キハ其旨ヲ公告シ方今ノ処人ノ出ルヲ許シ人ノ猥リニ入ルヲ禁スヘシ是權宜ノ事ニシテ於公理妨ケナカルヘシ

一 各藩知事ハ世襲スヘカラス必ス適當ノ人ヲ以テ可任ト雖トモ一概ニシテ行フ不可ルアルヲ以テ三年一度ノ朝集ヲ止メ三年若シクハ兩年ニ一度其管轄庁ニ趣キ其身ハ聲下ニアリテ藩政ヲ指揮スヘキ事

凡億兆ヲ保護スヘキ所以ノ道大權一ニアラサル不可事

テ身分ニ不拘束ヲ出サント欲スル者ニハ一割内外ノ利足ヲ与ヘ其金ヲ募リ之ヲ以テ之ヲ買フヘシ是即止消法ノ三

但其ツクナイハ年々其祿ヲ以テスルモ或ハ其家産税ヲ集メ之ヲ払フモ可ナリ此ノ引当アルヲ以テ人必ス之ヲ信シ金ヲ出ス必障礙アルヘカラス

其五 其売買セサルノ祿トイヘトモ其年々收納スル所ノ高ヲ利息ト見ナシハ朱若クハ一割ニ定メ之ヨリ元価ヲ推算シ政府余力アルニ当リテ之ヲ買フ事ヲ定ヘシ

但シ之ヲ買フノ時際ハ其者ノ情願ト別産ノ以テ家ヲ保ツニ足ルノ時トヲ以テスヘシ金ヲツノルノ法ヲ以テス妨ケナカルヘシ

其六 華族及士族等自ラ厚祿ニ不安悉皆若シクハ幾分ヲ割リ返上ヲ願フ者ノ如キハ其厚薄ニ隨テ特賞ヲ与ヘ榮ヲ後世ニ垂レンメ以テ其請ヲ許スヘシ

右六條順次之ヲ行ハ自ラ家祿消止ノ方ヲ得ヘシ

一 天下士卒適意ニ占籍スルヲ許シ務テ生業ヲ奨励セシムヘシ

返上ス於是郡県之大綱立然則各藩知事ノ如キモ其人撰ヲ公ニシ以テ世襲スヘカサル事不待論ル所ナリサラハ後來ニアリテハ其世襲ヲ止メ其人撰ヲ公ニスヘシトイヘトモ沿習之久一概ニシテ之ヲ為ス不可故ニ暫ク之ヲ措カサルヲ不得然ルニ規模已ニ立法制已明カニ其守成ノ日ニアラハ治方之体大ニ懸隔スヘカサルヘシトイヘトモ数百年來各其家政ヲ以テ其政ヲナシ各一定ノ規模ナク而シ方今開國創造日月進歩スヘキ之際ニアリテハ親シク廟謀ヲ伺イ普ク事変ヲ觀察シテ以テ其地ニ施行スルニアラサレハ所謂億兆一心ナラシムルノ規模不貫徹故ニ各藩知事ハ輦轂ノ下ニアリテ親シク朝政ヲ伺ヒ深ク朝旨ノ所在ヲ体シ以テ其藩政ヲ指揮スヘシコレ上下一貫衆庶同一ノ規制ニ卒從セシムルヲ要レハナリ是今日ニアリテ即可処置ノ事はヲ第十一件トス

一 藩名ヲ廢シテ州トシ州郡県ノ三ヲ置キ専ラ郡県ノ体裁ヲ可立事

方今藩県錯雜シ治民ノ体ニアラス且藩字方今ノ治体ニ於テ妥當ヲ不得動モスレハ其名ニ拘泥シテ旧時ノ故習ヲ脱セサルアリ且國ノ称呼亦甚穩ナラス故ニ今改テ全邦ヲ國トシ各地ニ州庁ヲ置キ州ハ郡ヲ總ヘ郡ハ県ヲ管シ地方官

庁ノ位置ヲ三等ニ分ツヘシ但シ州ハ二國若シクハ三国ヲ合シ以テ州ト定メ郡ハ現石五万石ニ不上県ハ現石二万石ニ不上ルヘシ但シ時宜ニ随ヒ斟酌ス妨ケナカルヘシ此到ヲナス時ハ從來ノ小藩皆不廢ヲ不得是今日ニアリテ予シメ其目的ヲ可立事はヲ第十二件トス

但シ今日ニアリテ一時行フヘカラサルアラハ予シメ其目的ヲ立テ順次之ヲ施行スヘシ

一 牧民之規則ヲ定メ民政部ノ總判ニ歸スル事

檢地測量図籍田畑山林草野河海川沢地沿等ノ位置広狭ヲ初メトシ戸籍人口及万物ノ全計ヲ詳ニシ借貸授受ノ到ヲ設ケ其佗郵便堤防溝渠道路橋梁物産開墾墾種芸牧蓄等之目途ヲ立及租税民法等ノ事ヲ議シ一途之規範ニ從フヘシ是今日ニヨリ目的不可易ルノ事はヲ第十三件トス

一 公議ヲ集メテ財源ヲ一致ナラシメ總テ大藏ノ幹理ニ歸スヘシ

天下ノ諸税悉ク之ヲ大藏省エ納メ公理ヲ尽シテ以テ財路ノ源ヲ豊ニシ天下ノ諸費悉ク之大藏省ニ仰キ濫出ヲ禁シ以テ財源之涸ルヲ戒ムヘシ凡天下府藩県平均同一偏倚アルヘカラセ金銀ノ品位ヲ明ニシ民信ヲ四方ニ敷キ大ニ政府諸費ノ用度ヲ調理スは大藏ノ任ニシテ天下府藩県悉ク

兵部ニ仰ク是則億兆一心大權一ニ歸スヘキユヘンノ公理也撰撰ノ規則不得不改是今日ニアリテ目的不可勿ルノ事はヲ第十五件トス

但各藩沿習之久キ一朝ニシテ之ヲ為ス不可故ニ先ツ石高或ハ人口ニ応シテ常備臨時ノ兵員ヲ審定シ兵器服飾ノ制ヨリ俸食支給ニ至ルマテ齊一ナラシメ平日調兵ノ規制ヲ定メ時々兵部ヨリコレヲ臨視シテ生熟勤惰ヲ監別スヘシ輪屯ノ制ヲ設ケ要地若干所ヲ撰テ水陸屯戍ノ兵員ヲ置キ期ヲ定テ更替輪回セシムヘシ

但其首長ハ兵隊ノ多寡ニ從テ輕重アルヘシト雖トモ必ス兵部ノ任タルヘシ

一 公議ヲ集メ刑法ヲ確一シ總テ刑部ノ審判ニ歸スヘキ事

天下ノ公議ヲ集メ天下ノ法律ヲ正シ裁判之公理ヲ明シ曲直皎然固ク執テ不枉ルモノ即刑部ノ任ナリ故ニ天下府藩県刑律ニ関スルハ細大トナク刑部ノ法制ニ從フヘシ是今日ニアリテ目的不可勿ル事はヲ第十六件トス

一 在職ノ官員郡都任所ノ籍ニ編入スヘキ事

任所ノ籍ニ編入スルニハ其本貫ヲ除籍シテ送受ノ手續ヲ為シ在職ノ地ノ貫屬トスヘシ

但其本貫ニ家祿アル者ハ年々本貫ノ官庁ヨリ其者ノ入

此意ヲ不休ルヘカラス是今日ニアリテ目的不可勿ル是ヲ第十四件トス

但シ方今各藩ノ如キ所置各異ナルヲ以テ一朝ニ之ヲ概スヘカラサルアルヘシ故ニ暫ク左ノ事件ニ從來セシムヘシ

歳入ノ集額公費ノ多寡ヲ明ニシ會計ノ目途ヲ立毎歲詳細ナル出納表ヲ製シテ一目瞭然クラシメ其佗簿記計算ノ方法第一ニ其規制ニ則トルヘシ

毎歲公費ノ總額ト歸入ノ合計トヲ予算シテ量入為出ノ目途ニ供シ其概算ニ從テ之ヲ實際ニ処シ全年ノ真出入ヲ通計シテ其差違ヲ照查スヘシ

但此一事大藏ノ要務ニシテ一庁ノ所任ニ非ルニ似タリ然リ今各藩理財ノ制ヲ合一スルニ於テ予シメ此法ナクンハアルヘカラス

勉テ冗費ヲ節略シテ微細剩余ノモノヲ集メテ予側蓄積ノ到ヲ設ヘシ

一 兵制ヲ画一ニシテ兵部ノ董轄ニ歸シ及ヒ親軍之制撰撰之規ヲ立ツヘキ事

天下ノ寇敵ハ天下ト共ニ之ヲ制スヘシサラハ之ニ当ルモノ即天下之人必ス公ニ其撰ニ可任也而天下有事必ス令ヲ

一 八州ヲ以テ幾内トシ直隸州トスヘキ事

規制已立テ以テ其成ルヲ守ルノ日ニアリテ各方民治自ラ一定ノ規則アリ其規則ヲ奉事ス自ラ民治ヲナスニ足ル方今創造之際後來ノ規則ヲ作為スルノ時ナルヲ以テ各地方ノ模範タルモノナカルヘカラス故ニ八州ヲ以テ幾内トシ直隸州ト定メ兵制民藏ノ出張ヲ置キ總テ則リヲ本首ニ取リ各地方ノ模範クラシムヘシ之ヲ其上トス

八州ヲ以幾内ト定ム時勢不被行ルアラハ三都府ヲ以テ之ヲナスヘシ之ヲ其次トス

三都府尙不被行モノアラハ東京府ヲ以テ之ヲナスヘシ之ヲ其下トス

右之処置維新之際ニアリテハ百事匆卒未タ行フヘカラスト雖トモ今日ニ當リテ順次施行シテ以テ民治ノ規範ヲ定ル事ヲ試ムヘシ是ヲ第十八件トス

一 信義ヲ明ニシテ國債法ヲ可設事

方今所行ノ紙幣之ヲ國債ト定メシム而シテ之ヲ支消スル衆力ヲ合スルニアリ衆力ヲ合スニ必ス信義ヲ明ニセサルヘカラス其施行ノ方法今略之是ヲ第十九件トス

一 大ニ學校ヲ興シ兆民ヲシテ學芸ヲ習熟セシムヘキ事

兆民ノ此世ニアル学ヘハ則チ知り教ユレハ則熟ス即其靈智神明ノ附与スルトコロ之ヲ習学セシメサルヘカラス而シテ国ノ以テ富強安康ナルユヘンノ者全ク人智ノ明ト不明トニ係ル故ニ今日ニアリテ尤モ手ヲ下スノ急務是ヨリ甚シキナシトス且ツ人ノ學習一朝ニシテ成ルヘキモノニ非ス速ニ之ヲ為サスハ雖悔不可及モノアラン速ニ良方ヲ設クヘキノ事は第二十件トス

上ミ王公ヨリ下庶人ニ至リ普ク億兆衆庶ノ知ルヘキハ宣教ノ大意也第二件ノ條ニ而シテ大中小学校ノ如キハスヘテ人ノ智能ト芸術トヲ講明了得サスヘキノ具ナリ而シテ彼ノ支那邦ノ如キ秦漢以下今ニ至ル儒者輩喋々学校ヲ論シ而テ其施行スル所道ヲ明ニスルト芸ヲ講スルトヲ以テ悞然トシテ区分スル事ヲ不知唯其道德ヲ論シ性理ヲ談スルトモ智能ヲ磨シ芸術ヲ講スルノ何物タルヲ不辨ヘ相率テ人ヲシテ木偶人ニ異ラサラシム唐夏三代学校之設ト仲尼述スル所口ノ意トニ甚大ニ反戾ス而儒者遂ニ不察之惑然トシ自ラ愚ニシ此弊亦皇邦ニ伝染シ我人民ノ内爰ニ陷溺スル者不少ルニ至レリ今也大変革ノ際大ニ学校ヲ興起スルノ時ニ當リ須ク此弊ヲ洗除シテ以テ至良ノ法ヲ設ケスハ独リ益ナキノミ

「議事院ヲ與スノ端緒」

三 明治四年一月二十六日 伊藤博文意見書

條約改正準備ニ關スル件

第七号

於華盛頓府

各国との條約に拠れば改革之期は千八百七十二年にあり又十二箇條約書第二條に拠れば連上目録改正之期も亦千八百七十二年にあり此千八百七十二年は我明治五年壬申にて即ち明年に當る然らば即ち明年は我邦之外務貿易兩議に關涉せる一大紀元にして將來全州之安危国民之貧富交際之榮辱交易之損益を予定するの期なれば苟しくも廟堂之上にありて枢機を司とるの人は苟且に安し座視すへきの時にあらず須らく沈思熟慮を專とし適正之地位を得るの手段を需むへき事当然之職掌たる論議を待たずして明白に御座候特更條約之明文にては改革せん事を求むる時は一年前に通達して再驗を為へしとあれば今年より各国へ再驗之御通達可有之筈又税目連も予しめ取調置不申ては改正之期にいたり俄に狼狽して外人之請求に任せ我道理を失ふ事可有之此兩議目今如何之御目的に御座候哉推察難仕候得共恐らくは未だ御治定

ニ非ス恐クハ国家進歩ノ道ヲ妨ケン
大中小学校ノ中何レカ急何レカ緩之ヲ分ツ不可トイヘトモ其尤注意シテ急ニ手ヲ下サスハアル不可ル所ノモノハ幼學所ノ如キ也婦女子ノ學ノ如キ也商法学ノ如キ也中古以来支那風ノ学伝染シ漫ニ空理ヲ請スルト文字ノ難キトヲ以テ人ノ之ヲ學フモノ百ノ一二ナシ於是文明ノ障礙ヲナシ天下相率テ愚癩ノ界ニ趣クニ似タリ故ニ須ク知リ易ク通シ易キノ事ヲナシ速ニ幼學所ヲ盛ンニシ普ク人民ノ文明ヲ進マシムヘシ(以上幼學)
且幼童ニアリテ教ノ尤浸入スル者ハ母ノ教多ニ居ル故ニ人ノ文明ヲ進メント欲セハ婦女ノ學ナカルヘカラス(以上婦學)
且ツ今ヤ万国比隣海外ト往來ス其義ハ即公法ニ基ツクトイヘトモ其事ハ即通商交易ノミサラハ我億兆ヲ安シ我国体ヲ振ハント欲セハ人ノ為ニ不可被致即商法ノ學不可不講(以上商法学)其佗天文也地理也器械也測量也精密也兵也農也素ヨリ緩ニスヘキモノニアラスト雖トモ前三件ノ如キハ一般ノ文明ト利益トニ關係スル甚ク大也故今之ヲ掲テ其大略ヲ言フ

1 (欄外註記)

不相成義と奉存候抑も條約之利益を論するに臨み其可否曲直を言も根拠する処なく比較する処なくては詰り鑿空之説に陥り偏頗之義に流るゝの弊なきを得ず然則何を以て根拠とせん宜しく坤輿開化諸州にて行はるゝ所の人理と政体とを以て根拠とすへし何を以て比較とせん宜しく東西諸州にて遵奉する各国之諸條約書を以て比較すへし又税目之得失を議するに至りては理財之大旨經濟之要義を眼目とし物産之多寡に従ひ其輸出之税額を増減し全国之榮福を起すへき基礎を建る為なれば固より一二外人之説を信用し俄に之を實地に施行すへき筈に無之是又各国税目通商法を取調へ折衷して其宜を得へき事に候

貿易輸出入税之如き各国みな其国内物産之状実に応して異同あり我國民必需須要之貨品は其輸入之税を軽くして其廉価ならん事を助け又彼我共に産する所の物産は我國民をして勉めて我國の物産を用ひさしむ然れとも我物産彼の物産より廉ならされは我國民之を求めて用に供せず於此輸入税を重して彼の物産を高値になす之を防禦税プロテクトと云是は独り政府之歳入を貪る為に無之國民をして物産を起さしめん為なりこれ防禦税と名くの謂なり

我邦之如き未だ十全之開花に至らざる国は最も此法を行はされは文明之化域に至るの期を遅延する事あり假令は書籍器械之如き必需之器は其税を軽くし絹布酒烟之如きは之を重くして我物産を起す事を助くへし既に米国の如き目今専ら此法を用ひ酒烟之類にいたりては原価税額大抵相均しきに及ふより国民大に物産を起すの期に及へり

此状実人理に於て自利自得を謀り普通之正理を失ふに似たれとも国を富まし国を盛にするに当り実に不可缺之手段なれば皆此法を採用して敢て異議を問するものなし是全國經濟之要理なり

英國の富強にいたるも初め此法を以て盛に物産の製造を起し遂に他国より粗貨羊毛綿生を輸入し自国にて製造して之を精貨羅紗金巾となし再ひ之を他国へ輸出し其利を積て国を富まし今日之盛大に至る一言して曰はく英之全州を挙て製造所となし国民を挙て職人となし坤輿中之製造を司とも其初は皆この防禦税之手段に出つ

今英人之意にては専ら自貿由易^{フリー}之税を主張して之を我邦にも誘導せんと謀る是彼か自利を謀るの術なれば我邦に取りて大害あり我邦にては須らく米国の如く防

交際坤輿同理之貿易に至るを得ん此手段を除くの外決して良策十全法は無座候

一体西洋人民は我東洋のものを目して華夷相半するの人民なりとし威力を以て之を圧伏せんと謀り又東洋人は彼の威力に恐れ其言に誘かれ狂服するに至る以此支那を初とし東洋諸州との条約貿易法通かに西洋各国法に異なり我邦之如きも尙最先より此余殃を受けて今日に及へり幸に明年改正之時を以て人理公法みな開化之諸邦に比肩し故習を洗却するの一大紀元之運となし十分之独立不羈自守自立之大基本を固め度万一此議を因循に属し依違に附し明年之期を誤候事にも有之候ては実に他年嚙臍之悔あらん事今より皆保証すへき理に候間篤と御討論之上速に御評決被成候様仕度佇立して之を祈望仕候恐謹言

明治四年辛未正月二十八日

伊藤大蔵少輔

大 納 言

参 議

各位御中

大 蔵 卿 輔

外 務 卿 輔

追補 岩倉遣外使節關係 四

禦税を設けて我国内之物産を盛にし充實之後に至り英國の例に倣ひ自由貿易之税を立るへし

此般之事に付各国公使等不承知之恐れもあるへけれども条約を改正し我國は我國之便宜を謀り税目を定むるの事に付固より独立不羈之理あるを主張せば彼公使に於て之を扞駁する之辞柄なき事当然之事なり

此理を会得し実地之取調をなし明年改正期に予備せんには廟堂上之諸官員篤と各国之条約書約定書を取調へ我邦之形勢情実と比較し専ら付度致候を急務と可仕夫而已にては進も十全には無之矢張窺斑に属可申間俊秀之人物にて外邦之語に通し又我邦之事務を実地に心得候ものを撰て之を西洋諸州並米國に派出し交際之状実条約之取極より諸税目運上所規則等取調させ度尤此輩に乳息之少年白面之書生にては其任に適す間敷事務に慣候官員中より拔振し之を特命理事官^{スペイン}として各国政府へ公書を以て相頼み候方可然然る時は此輩即ち深く目今米國にあるの地位に比して各国政府の庇庇を得交際貿易之状実尽く之を悉知し来夏會議之前に帰朝し各取調たる状を奉るへく政府之枢密に参与する重官けの状を取集め彼我を斟酌し中外に折衷し以て条約を改革し以て税目を改正致候はく初めて万国普通之

註 本文書日付伊藤博文伝ニ二月二十八日トアリ案

ズルニ華府ニ於ケル執筆正月二十八日ニシテ正院各位ニ手渡タリシ日二月二十八日ナルベキカ

(岩倉具視關係文書)

四 明治四年 岩倉具視關係文書

全權大使欧米回覽關係史料(一)

○ 横浜出張使節之義内談之事

一 伊太利公使

一 荷 蘭公使^{丁抹}獨逸^{瑞典公使兼帶}

一 西 班公使

右三公使へは御逢之上御内談可相成事

一 瑞西總領事

一 葡萄牙領事

右兩人へは随行之内老人より可及示談事

一 米公使へ人員報知事

一 使節一同供連御治定之事

- 一 布哇國へ報知之事
- 一 但米公使へ往來之事
- 一 布哇島立寄評議之事
- 一 米公使へ華族生徒人員取調之事
- 一 サンフランシスコ港在留領事ブルックスへ書簡差出之事
- 一 六大国長所取調之事
- 一 但フルベツキへ問合之事
- 一 兩辦務使へ留學生人員專門學業予め取調可申遣事
- 一 サンフランシスコ在留領事ブルックス并モンブランへ贈物用意之事
- 一 使節と理事官と之區別相立へき事
- 一 但使節隨行之内より理事官となるものも可有之事
- 一 右會計一途或は兩途に立へき歟評議之事
- 一 英國辦務使始末并各國辦務使如何特に魯國云々之事
- 一 但清水谷從四位志賀親朋平田範靜魯國留學之事
- 一 仏語訳司之事
- 一 但塩田福地之外宅兩人安藤太郎田中周太郎山内文次
- 一 郎池田寛治中島才吉山田六三郎
- 一 英公使李公使へ自分書狀之事

一 使節并隨從之者等級御治定之事

註「使節要用調四」後出同案条約改定要用目的參看

○

九月二十七日仏公使館にて談話

- 一 一 二等使節其餘隨行之事
- 一 各國公使え十日頃迄使節趣意書之事
- 一 一新使節大趣意次に条約云々
- 一 兩參議伊藤等之内談差向之事
- 一 仏公使出帆日本十月十三日日本國着西洋正月十三日之事
- 一 仏公使新公使參 朝四日より七日之内願度其翌日為使節洋行方々御同席之事
- 一 使節十一月初旬船にて出帆の見込申聞候処今少し後れ候方可然云云
- 一 札節義印て自分引請御世話申上
- 一 三藩諸有志 朝廷に網羅十分之事に候得共本藩之間云々
- 一 列藩兵隊如何云々之事
- 一 祿制如何云々之事
- 一 順路米國より初候に決定

追補 岩倉遣外使節關係 四

- 一 但右兩公使へ外務卿より之公簡云々之事
- 一 隨行判任以下人物并員數之事
- 一 使節發程前条約改定之大眼目各國公使へ申通之事
- 一 來る十二日迄具視一応横浜出張仏公使外務卿代り并に延遠館にて五人出會之儀官員姓名申入之事
- 一 英國より仏國仏國へ渡海之前幾日仏國へ到着之旨報知之外官員耆人差出候約定之事
- 一 西洋之八月九日十日之間 但仏公使之話
- 一 同五月六月七月之間
- 一 但亭送之話
- 一 但右木戸引受
- 一 条約改定大眼目
- 一 裁判之事
- 一 稅則之事
- 一 遊歩期程廢止之事
- 一 宗門之事
- 一 雜居之事
- 一 縁組之事
- 一 開港之事

一 二十八朝シフスケ別段に來り參 朝翌日參會之節新公使同席云々之事

○

九月二十七日夜横浜旅館にて魯館領事官出會

- 一 欽山師芳野某云々之事
- 一 晦日東京へ罷出十日計在滯候間何も云々御申聞願候
- 一 三条公出會願度事
- 一 十月十日後早々には箱館へ歸港其後は暫不罷出
- 一 九月二十八日米國公使館にて公使談話
- 一 使節人名頻に尋に付申聞候処大悦
- 一 法律家同行斷承知
- 一 諸官人數名云々之事
- 一 期限十一月之事
- 一 一新成功始末云々より交際根本云々之事
- 一 日本十月十日ミリケン飛脚船出帆ニ付夫迄一同御姓名承り度事
- 一 使節趣意條約云々都て仏公使同様承知
- 一 順路米英李仏魯司然歟
- 一 公使帰國云々政府より政府へ書狀之事

- 一 朔日出府に付御書取下案誰よりにてても御内談可承候
- 一 條約に付澤寺島書取如何あらん字公使プラント云々之話あり此段は一分之見込と申答之事
- 一 水師提督参 朝内外云々之事
- 一 二日十字外務省にて水師提督出会之事
- 一 五日内謁見併軍艦御乗船云々之事
- 一 兵隊上陸之事
- 一 参 朝隨從人数之事
- 一 新聞紙屋云々之事
- 一 米輪出井上云々之事
- 一 裁判之義寺島より示談之事
-
- 一 出帆に付即時雜事調
- 一 使節上下一同御手当金之事
- 一 但使節自分隨從御手当金同断之事
- 一 船中并着港旅籠鐵道馬庫在留中入費都て公私辨別取調之事
- 一 礼服太刀諸具は都て官費にて設け則冠掛緒烏帽子笏袍小直衣狩衣直垂袴指袴指貫沓別紙之通見込尤旅中服は洋服各勝手之事

- 一 日の丸旗申付如何之事
- 一 各国諸港にて祝砲有之候節挨拶心得方調之事
- 一 今度船中乗込上下一同心得方規則書を以渡之事
- 一 鐵道同断
- 一 着港ホテル同断
- 一 在留中同断并出入規則嚴重取立へき事
- 一 出帆に付前調 二
- 一 出帆前各国公使為餞別招否之事
- 一 米公使心添日本旗章之事
- 一 加奈川台場より祝砲之事
- 一 米公使妻女より頼云々之事
- 一 米公使使節報知状全權の人執次之儀云々付更に書状之事
- 一 各国にて頻に招待可有之猥に御出無之方可然夫に付云々伊藤馴染多く云々
- 一 欽山其外見物之儀五人之外兩三名にて具余は勝手見物可然事
- 一 隨行人々上下共に猥に遊歩不可然云々之事
- 一 米国人金子手形世話云々之事

使節要用調 四

- 一 布哇国條約之儀に付伊藤米公使方え差遣并手形之事
- 一 仏米英伊中立條約改定見込書發途前各国公使え差遣之事
- 一 華族輩洋行留学如何之事
- 一 出帆に付要用調物 三
- 一 御一新後難談判并訟訴向夫々取調并書類持参之事但
- 一 ○局外中立之事件之事
- 一 ○英辨務使鮫島之事
- 一 ○横浜ガス燈之事
- 一 樺太朝鮮琉球竹島無人島書類之事
- 一 御雇外国人表之事
- 一 海外留学生從表之事
- 一 各港居留地外国人戸数人口等表之事
- 一 各国在留生徒夫々取調之上専門學之儀申付之事
- 一 国内物産年々輸出多寡取調之事
- 一 外国輸入品年々多寡取調之事
- 一 伊太利国蚕卵紙生糸始末云々之事
- 一 ペルキイ国々産云々之事

- 一 御国書之事
- 一 使節演舌大意之事
- 一 御国体之儀一條に書取之事
- 一 御一新之儀一條に書取之事
- 一 神宮始一中小社一紙に調置之事
- 一 宣教之旨趣同断
- 一 仏門之儀同断
- 一 御改革後官制百官権理取調之事
- 一 各省前途施行目的承置之事
- 一 但大藏省
- 一 楮幣消却之事
- 一 国債消却之事
- 一 藩債弁理之事
- 一 藩製楮幣之事
- 一 商社礼之事
- 一 廢藩置県処置承知置之事
- 一 但兵部省
- 一 ○各藩兵隊始末并兵器官庁へ可相調等之事
- 一 鎮台之儀巨細承置之事

- 一 唐太境界之事
- 一 竹島 同断
- 一 無人島同断
- 一 朝鮮交際始末之事
- 一 琉球 同断
- 一 各国所長を量り今度出張の官員一人或二人宛并生徒尋問として夫々の国え差置之事

但

大蔵	米 国
海軍	英 国
外務	仏 国
陸軍	宇 国
司法	魯 国
文部	澳 国
工部	
宮内	

右

- 一 各強国え辨務使を置之儀如何之事
- 一 大人傑御雇如何之事
- 條約改定要用目的
- 一 彼遊歩規程之事

(理事官御請けの書)

今般各国え理事官として差遣はされ候に付ては本省の事務研究習學致すへき件々目的相立由出へき段長り奉り候抑此度全權公使始め諸理事官各国え差遣し相成候義素より深き聖旨の在る処にして天地の公理に基き万国の公法に依り速に各国と平行対立し諸務挙て皆各国の如く海軍英米を蔑し陸軍普仏を凌ぎ實に世界中匹似する者なからんと欲するならんと謹て奉恐察候然則理事官は則ち省中万務の理事官に候哉又一二要件の理事官に候哉定て特命も可有之と奉存候へとも茫平無涯にては自から其任の限を知るを得ず謹て此旨を伺ひ候伏惟今兵部省中陸軍事務に於て一々切ならざる者なし就中參謀局軍務局給養局の事務最も切要なりとす然れとも臣性魯鈍加るに歲月限り有り一科と雖も焉を能く學ふを得んや況や此三件を學ふをや伏て願くは臣に賜ふに三科の大概を了知するを以て期とし普仏の間に在留するを得せしめは臣不堪感喜の至なり自今後内外相助各省互に救ひ文部殿行の憂なく諸務並ひ進み益々公愆を固くし十目十指速に文明開化ならん事を希望す臣頓首再拜謹白

幸未十月二十八日

- 一 同内外難居之事
- 一 同宗門之事
- 我國戸籍に編入之事
- 縁組之事
- 沿岸貿易之事
- 一 我刑法裁判之章
- 一 同税則之事
- 竝に戻り税之事

出帆後覚 五

- 一 仏公使頼仏国え發向前十日許にして官員中慥成者兩名計御差越可被下并魯國領事官同断頼に付各国凡同様可然歟之事
- 一 仏英公使心添各国にて外務卿面会以前必他人面会不可然之事
- 但国書持參之儀直に可申入事
- 一 各国にて物品或耕作又人物彼是御勅可申上候共御帰国之上云々御答可然米公使心添之事

陸軍少將 山 田 顯 義

明治四年十一月四日 理事官へ勅語

今般汝等ヲ海外各国ニ赴カシム朕汝等力能ク其職ヲ奉シ其任ニ堪ユヘキヲ知ル毘勉事ニ從フヲ望ム遠洋渡航千万自重セヨ

註 全權へ勅語及別勅へ之ヲ省略ス一卷六〇及六一ニアリ

○ 特命使節并に一行吏員を送るの辭

外国の交際は国の安危に關し使節の能否は国の榮辱に係る今や大政維新海外各国と竝立を圖るの時に方り使命を絶域万里に奉す外交内治前途の大業其成否實に此挙に在り豈大任にあらずや大使天然の英資を抱き中興の元勳たり所屬諸卿皆國家の柱石而して所卒の官員亦是一時の俊秀各欽旨を奉し同心協力以て其職を尽す我其必す奏功の遠からざるを知る行けや海に火輪を転し陸に汽車輾らし万里馳驅英名を四方に宣揚し無恙帰朝を祈る

辛未十一月(六日)

○

注 1 岩倉公実記中卷三條実美邸送別宴ノ事

十一月六日三條実美ハ具視、木戸孝允大久保利通伊藤博文山口尙芳及理事官書記官ヲ其邸ニ饗ス実美カ送別ノ辭ニ曰ク

「……(下文ナリ)」

実美吏ニ送別ノ辭ヲ具視ニ贈ル其ノ文ニ曰ク
代君行事、身負安危、一朝有誤、永虧國威
其言其動、敬之慎之

2 一行名簿ハ之ヲ省略ス一卷五一附記及六七附屬書参照

(岩倉具視關係文書)

五 明治四年十二月十日(仮)

岩倉大使携行
日米條約草案

将来亜墨利加合衆国ト日本帝国トノ間ニ於テ取極ム

ヘキ條約草案

亜墨利加合衆国及び日本天皇陛下 兩國人民の親しき交際より生したる現時の情誼并に親睦を永世に保持せん事を希

條

(法治國) 日本政府は外国の利益は其政府と取結ひたる條約による而

已に非ず廣大なる基礎たるへきにあるを以て其永世の安全を与へんか爲めに以後は日本人民の景況を高尙ならしむるに適當なる法律を採用すへし

(領事裁判權) 現今日本に於て外国のコンシユル帶有する裁判の權は諸開

港場に於て相當なる裁判所創立する後は之を廢止すへし此裁判所は各国法律中の最良なるものを採りて之を根原の法律として而して日本国内の景況に適當せしむるに緊要なりと思ふときは時々政府より之を布告し之を改正し且つ之を採用すへし

條

基礎の變革を平穩に成就せんには彌々漸を以てするを緊要なりとすへし○現時人民を保護する為に緊要なる諸制禁は

(新法制定) 旧法を廢するに従つて之を削去すへし新法を以て心情の自由を擴充すへし是即ち人智の開化を致す所なり

(教育・開港) 許多の日本人民は外国交際に於て十分に對等すべき程に相當の教育を得且現時日本の公務を採る為に習學する所の許多の人民其政府の用に適する程に慣熟するの時に至らは貿易の盛なるに従て須要すべき諸港を追々に開くへし

望し茲に明白分明に掲載したる確定の條規を採用し而して后後之を履行し万国對等の全理に基き兩國の利益たる証を顯はすへきの時至れりと思へり○日本天皇は各国に對して此意衷を通知し此目的を達せん爲に今般條約各国に使節を派遣す其人員は右大臣兼特命全權大使正二位岩倉具視副使參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊藤博文外務少輔從四位山口尙芳にて日本と條約済の諸建國と談判し現時實踐の條約を改正する爲め緊要なる草案を取極むへき全權を各帶有せり此草案は之を全備する後十五ヶ月の内に日本東京に於て取極むへき條約の基礎をなすへき者なり○左に掲載する序文及び條款は條約中に加入して相當なりと思ふにより茲に之を謹呈す

序文

日本は知識及び公平の理は真實なる安寧の大本にして力圧に向て扞守するに最堅なる防禦たる事を信するにより各国と友睦なる交際を盛にし其人民の教育を十分にし而して外国の實驗によりて将来を利せん事を覓む於此日本は其天理を得其國の安全を保護し其貿易を盛にし及び外国交際の責任日々繁忙する間に於て坤輿の敬礼を以て最も保全すへき獨立を存在せん事を望む

條

(最惠國取扱) 日本政府は緊要なりと思ふときは何時にても相當の布告を出せる後に其海關稅及び經濟法を創立し或は之を更生する

の理を有すへし但し日本人外国人の別を論せず其法に拠りて對等の條理を保有せしむへし○佗國の商品製造品貿易品及び噸稅に付兩國政府に於ては偏頗の稅を取立る事勿るへし○若し某國に特例殊典を与ふる事あらは速に之を佗國にも公有せしむへし

條

(中立規約) 日本政府は戰爭の時に當り外国に對し嚴正なる局外中立を保たん事を欲し万国公法中にある中立の條約の主旨に遵ひ其時に臨み其權力を以て日本人民をして十分の中立を守らしむへし

雖然日本政府は其國境内に於て外国人戰闘に及ぶ事あるとも現今創立の政府にては之を妨碍するの威力なきにより其責に任せざるへし

條

(軍隊上陸) 兩國に於ては其政府の記名調印の特許を各時其初に得に非れば都て外国の兵隊等を上陸せしむる事を免許せざるへし

條

(居留借地) 外国人等は日本政府より画線したる分境中の地を占得するを得へし其分境は日本政府の考察を以て漸々に之を拡充すへし○此地を占得すべき証券は此事務の為に設立したる近傍の政庁に於て記録すへし其記録は公に諸人の点検を得せしむるに公開すへし○諸地券は都て是迄の如く帝室の名を以て与ふへし

條

(開戦) 若し不幸にして此條約中に掲載したる某の條款を何等の処分を以て違背する事ある歟或は大に兩國政府の間に存在する友誼の交誼を損害する事件を起す事あらは此害を蒙りたると思惟せる方にて先其特例の公使或は其居留公使を以て適當の証拠を添へたる此損害の情実を陳述し至公十分償のを相手方の首都の政府に申立之を討求し而して其政府に於て此討求を承諾せず或は道理なく之を遷移する事あるに非ざる以上は此損害の償を促す為に絶交の命を下し或は兵端を開くことを公報せざるへし雙方にて茲に之を確定す○(戦争ト私有財物) 尙協議したる趣は若し此兩國間に於て戦争差起る時は何方にても其軍艦或兵力を以て海上或は其外に於て兩國人民に屬する私有物を取上る事勿るへし但し軍中禁制品或は現に

罪人を引渡すへき旨を其筋の行政官に証する事右の司法官或は裁判役の職務たるへし此札明并に引渡の諸人用は此件を申立且つ罪人を引取たる方にて引受て之を払ふへし

條

(郵便規定) 書状并に新聞紙を載て海上より来る所の諸郵船は其着後二十四字間に之を陸上して政府の郵便役所に引渡すへし郵便役所に於て直に之を分配し送達するの用意をなすへし○郵便の勘定は兩國の間に於て相當の規則を以て之を定め毎四季三ヶ月其勘定をなすへし

條

(実施期限) 旧條約中にて此條約の趣意と相違する者は今茲に之を廃止す且此條約は調印の日より十ヶ月の後施行すへし而して兩國政府の中にて此條約を止むるへき旨を通達せし後十二ヶ月の間は猶之を履行すへし

條

(批准交換) 此條約を以て草案とすへき條約は日本は天皇陛下之を允准調印し合衆国は大統領并に其上院の評議許下を経て之を允准調印すへし而し其本書は今日より十五ヶ月以内或は成へくは之よりも速に日本東京に於て取替

海軍を以て入港を妨ん為に鎖閉したる港に入津せんと謀りたる不正の船及び荷物は此例に非ず

條

(金貨決済) 日本に於て自国の造幣寮を創立し確定一様の量目本位品位を以て十分数の法を採用したるに付諸税銀并に政府に可払金は日本円或は○ドルを以て之を管算して払ひ并に之を取集むへし此貨幣は以来国内普通の貨幣たるへし故に諸通債の会計に付之を本貨となすへし

條

(罪人引渡規定) 茲に協議したる趣は合衆国并に日本に於て雙方の約諾を定め其公使士官或は其筋の官吏の手を経て裁判の為に諸罪人を引渡すへし諸罪人は人殺し或は人殺をなさんと謀りたる罪人海盜火付盜賊贓金贓札引負の罪を兩國中一方の管轄内に於て之を犯し他方の領地内に於て隠匿の処を求めんとする者なり但し此事は右の罪人が隠匿したる地方の法律を案し其罪科の有無を糾し確証を得たる上にて而已之を行ふへしかくて兩國政府の司法官及び裁判役は此罪科の証を証明審問する為めに其罪人を司法官或は裁判役の前に呼出すへし(ツルラント) 伝 票 を誓詞を以て發行するの権あるへし且又右の札明にて罪科を蒙るへき確証あるに於ては此伝票を以て右の

すへし此証拠として記名の人々此條約を英文日本文の二通に認め明治五年正月 日即ち千八百七十二年第三月 日雙方之に姓名を記し調印をなすもの也

註

・本草案起草ノ日附明カナラス假ニ大使出発ノ日トス外務省ヨリ届ケタルモノト考ヘラル

六

明治四年二月七日 岩倉大使演説

具視察方斯西哥府人民ノ祝頌ヲ受クル事

十二月七日朝十一字本府知事「ウキルリヤム、アルフォルド」陸軍將官「スコフキールド」及本府在留各國領事等具視ノ旅館ニ至リ之ニ謁ス又本府市民世話役頭取「アル、ビ、スウェー」ハ米国公使「デロング」ニ誘引セラレ具視ニ謁シテ祝詞ヲ呈ス其訳文ニ曰ク

我カ「サンフランシスコ」港ハ米國連邦ノ門闥ナリ今我等貴大使ノ來著ヲ見テ雙手ヲ拳テ敬ヒ迎ヘ爰ニ其安著ヲ拜祝ス而テ当地ノ市民等皆貴大使ノ來意ヲ知レリ請フ試ニ之ヲ述ン抑貴大使等外交ノ友誼ヲ厚フセンコトヲ謀リ貿易ヲ振メンコトヲ欲シ而テ國ノ權利ヲ掌握シ公義ヲ確然固執シテ歩ヲ開明ノ域ニ進メンコトヲ希ヘリ

貴国ニ未タ有ラサル所ノ物モシ予国ニ特有シ之ヲ貴国ニ給与シ其便ヲ得ハ予輩カ深ク悦ブ所ニシテ又予カ国ノ無キ所ヲ貴国ニ請求スルモ亦復是ノ如キヲ信ス是レ各国ノ習例ナリ我カ技芸學術及物産ノ諸製造平時戰時ノ諸器械ヨリ大小学校及日用ノ諸事物ニ至マテ都テ厭サス胸襟ヲ豁開シテ之ヲ貴大使等ノ檢覽ニ供ス之レ遠人ヲ饗スルノ微意ナリ

今貴大使ノ予カ国ニ来レル益々兩國ノ友誼ヲシテ厚カラシメ併テ兩國ノ洪益ヲ来サンコトヲ是レ祈ル

是夜十字陸軍將官「スコフキールド」ノ命令ニ依リ第二砲隊附屬ノ樂隊旅館ノ前ニ至リ樂ヲ奏ス蓋シ午前面晤ノ時之ヲ約スルヲ以テナリ此時市民ノ此ニ会集スルモノ凡ソ四万余人頌声ヲ挙ケテ大使ノ平安ヲ祝ス具祝鳥帽子小直衣切袴ヲ著ケテ之ニ臨ミ衆ニ對シテ演説ス米国公使「デロング」其國語ヲ以テ之ヲ訳述ス市民皆手ヲ拍チ頌声ヲ發シテ之ヲ慶ス具祝ノ演説ニ曰ク

諸君予ハ天皇陛下ノ勅命ヲ奉シ締約各国ニ使スル其始メニ米州連邦ノ閭閻ナル貴港ニ来リ諸君ヨリ斯ク懇篤ナル接待ヲ受ク實ニ欣快ニ堪ヘサルナリ予ハ此懇篤ナル接待ヲ天皇ヲ始メ奉リ全国一円ニ受ケタル榮譽ナリトシテ諸

民カ尤欣謝ニ堪ヘサルヘシ是レ予カ諸君ニ信保スル所ナリ

註 具祝十二月二十二日桑府港出発ニ臨ミ口狀書ヲ新声紙ニ掲載シ謝意ヲ表ス文ニ曰ク

「我曹常サンフランシスコニ到著以來州府ノ官吏ヨリ市民一同ニ至ルマテ拳テ我曹ヲ款待セラレ其厚誼優遇實ニ感謝ニ堪エス茲ニ敬テ之ヲ鳴謝ス願クハ我曹ニ於テモ他日君等ヲ待遇スルコト斯ノ如ク以テ今日ノ厚意ニ酬ユル所アランコトヲ」

(岩倉公実記)

七 明治四年三月十四日 桑港歡迎会席上伊藤副使演説

伊藤副使ノ英語演説邦文訳

吾等使節として当國に到着以來到る処にて受けし懇懃なる接待殊に今夕の特別な響應に對し深厚なる感銘の意を諸君竝に諸君を通じて桑港市民に表す

惟ふに今夕は日本に実施せられたる幾多の改良に就き精確なる概要を述べべき好機會なるべし蓋し我日本人以外には我國内の狀況に就き正確なる知識を有する者稀れなればなり

君ノ芳意ヲ鳴謝スルナリ

当初我カ國カ貴國ト親誼ヲ締ヒシ以來ハ太平洋中ニ恰モ強大ナル鉄鎖ヲ設ケタル如ク兩國ノ友情ヲ永久ニ連結シテ之ヲ斷ツコト勿ラシメタルハ真ニ通商ノ力ニ由レリ之ニ困リ我カ國民カ開化ノ國風ヲ知ルヲ得テ熱心ニ海外ノ技芸學問物産製造及器械ノ諸術ヲ研究シ明ヲ達シ精ヲ抽ンスルノ地ニ至ランコトヲ希望セリ

今度大使派遣ノ真意ハ實ニ各国親睦ノ基礎ヲ固定スルト公正ノ政府寛裕ノ民ハ幾許ノ特權ヲ特有セルカヲ觀ンカ為ナリ又貴國ノ技芸學問物産器械ヨリ大小ノ学校訴訟裁判ノ法制ニ至ルマテ皆之ヲ檢閲シテ之ヲ採リ之ヲ摘ミ以テ後來我カ國ニ施スノ地步ト為サントス是レ我カ國ノ富ヲ増スノ道ニシテシカモ貿易ハ兩國ニ關スレハ後來貴國ニモ其利益ヲ施スコトアルニ至ラン

貴國ニ得ラレタル學問技芸ヲ隱スコトナク予カ檢閲ニ供シ其美ヲ共ニ分クントセルハ實ニ滿悦ノ至ナリ予ハ応サニ勤テ熟察玩味シテ後來諸君等ト共ニ交リ共ニ樂ムノ媒介ト為サンコトヲ期スヘシ諸君等斯ノ如キ芳意ヲ以テ予ヲ遇セル由ヲ予速ニ書ヲ上リテ天皇陛下ニ奏聞セハ歡感ノ深カラントハ予カ信シテ疑ハサル所ニシテ全國ノ衆

條約國——合衆國を以てその最初とす——との親交は維持せられ我國民の理解に依り通商關係は増進せり

本使節は 天皇陛下の特命に依り彼我兩國國民の權利及び利益を保護するに努むると同時に將來に於て内外國民の結合を一層親密ならしめんことを期するものなり我等は互に益々相知るに従ひ双方の意志は愈々疎通するに至るべしと確信す

我國民は讀むこと聞くこと竝に外國に於て視察することに依り大抵の諸外國に現存する政体、風俗、習慣に就き一般的知識を獲得したり今や外國の風習は日本全國を通じて諒解せらる今日我國の政府及び人民の最も熱烈なる希望は、先進諸國の享有する文明の最高點に到達せんとするに在りこの目的に鑑み我等は陸海軍學術教育の諸制度を採用したるが、外國貿易の發展に伴ふて知識は自由に流入せり我國に於ける改良は物質的文明に於て迅速なりと雖も國民の精神的改良は一層遙かに大なるものあり我國の最も賢明なる人々は精密なる調査の結果この見解に於て相一致す數千年來專制政治の下に絶對服従せし間我人民は思想の自由を知らざりし物質的改良に伴ふて彼等は長歲月の間彼等に許されざりし所の特權あることを諒解するやうになれり尤も

これに伴ふ内変は一時の現象に過ぎざりき我國の諸侯は自發的にその版籍を奉還しその任意的行動は新政府の容るゝ所となり数百年來鞏固に成立せし封建制度は一箇の彈丸を放たず一滴の血を流さずして一年以内に撤廃せられたりかくの如き驚くべき成績は政府と人民との合同行為に依り成就せられたるが今や相一致して進歩の平和的進程を前進しつつあり中世紀に於ける孰れの國か戦争なくして封建制度を打破せしぞ

此等の事實は日本に於ける精神的進歩が物質的改良を凌駕するものなることを立証す又我が女子を教育することに依り我等は將來の時代に於て今より一層優秀なる智能の涵養を庶幾するものなりこの目的を以て我國の少女等は既に勉学の為め貴國に來りつゝあり日本は猶ほ未だ創造的能力を誇る能はずと雖も經驗を師範とせる文明諸國の歴史に鑑み他の長を採り誤を避け以て實際的良智を獲得せんと欲す一年足らず以前に予は合衆國の財政制度を精細に調査したることありしがその時華盛頓滞在中財國大藏省高官より貴重なる援助を受けたり而して予の學びたる各種の事項は誠実に我政府に報告せしがその献策は大抵採用せられ既に実行に移されたるもの少からず現に予の管轄下にある工部省に

我國旗の中央に点ぜる赤き丸形は最早帝國を封ぜし封疆の如くに見ゆることなく將來は事實上その本来の意匠たる昇る朝日の尊き徽章となり世界に於ける文明諸國の間に伍して前方に且つ上方に動かんとなす

(伊藤博文伝)

桑港ニ於ケル伊藤副使ノ英語演説筆記

LEADERS OF THE MEIJI RESTORATION IN AMERICA

by

Charles Lanman

(American Secretary of Japanese Legation in
Washington)

PP. 9, 10, 11.

The Vice-Ambassador Ito, in furtherance of the response, read the following words in a clear voice, so as to be distinctly understood by all present:

"Gentlemen: Being honoured by your kind generosity, I gladly express to you, and through you to the citizens of San Francisco, our heartfelt gratitude for the friendly reception which has everywhere greeted the Embassy since its arrival in your State, and espe-

於ても進歩の大いに見るべきものあり鉄道は帝國東西兩方面に敷設せられ電線は我領土の数百哩に亘つて拡張せられ数箇月中に殆んど一千哩に及ばんとす燈台は今や我國沿岸に設置せられ我造船所も亦活動しつゝあり此等の施設は總て我文明を助成するものにして我等は貴國及び他の諸外國に對し深く感銘する次第なり

使節としても個人ともて我等の最大の希望は我國に有益にして、その物的及び智的狀態の永久的進歩に貢獻すべき資料を齎らして歸國するに在り我等は固より我人民の權利及び利益を保護するの義務を負ふと同時に我通商を増進することを期し且つこれに伴ふ我生産の増加を図りその一層大なる活動を助長すべき健全なる基礎を作らんことを望むものなり

太平洋上に今將に展開せんとする新通商時代に参加し大いに為す所あらんとする大通商國民として日本は貴國に對し熱心なる協力を捧げんとす貴國の現代的發明及び累積知識の成果に依り諸君はその先祖が數年を要せし事業を數日にして成就し得るならん貴重なる機會の集中せる現時に於て我等は寸陰をも惜まざるべからず故に日本は急進を望むや切なり

cially for marked compliment paid this evening to our nation.

This is perhaps a fitting opportunity to give a brief and reliable outline of many improvements being introduced into Japan. Few but native Japanese have any correct knowledge of our country's internal condition.

Friendly intercourse with the Treaty Powers has been maintained (first among which was the United States), and a good understanding on the part of our people has increased commercial relations.

Our mission, under special instruction from His Majesty the Emperor, while seeking to protect the rights and interests of our respective nations, will seek to unite them more closely in the future, convinced that we shall appreciate each other more when we know each other better.

By reading, hearing, and by observation in foreign lands, our people have acquired a general knowledge of constitutions, habits, and manners, as they exist in most foreign countries.

Foreign custom are now generally understood throughout Japan.

To-day it is the earnest wish of both our Govern-

ment and people to strive for the highest points of civilization enjoyed by more enlightened countries. Looking to this end, we have adopted their military, naval, scientific, and educational institutions, and knowledge has flowed to us freely in the wake of foreign commerce. Although our improvement has been rapid in material civilization, the mental improvement of our people has been far greater. Our wisest men, after careful observation, agree in this opinion.

While held in absolute obedience by despotic sovereigns through many thousand years, our people knew no freedom or liberty of thought. With our material improvements, they learned to understand their rightful privileges, which, for ages, have been denied them. Civil war was but a temporary result. Our Daimios magnanimously surrendered their principalities, and their voluntary action was accepted by the General Government. Within a year a feudal system, firmly established many centuries ago, has been completely abolished, without firing a gun or shedding a drop of blood. These Wonderful results have been accomplished by the united action of a Government and people, now pressing jointly forward in the peaceful

wires are stretching over many hundred miles of our territory, and nearly one thousand miles will be completed within a few months. Light-houses now line our coasts, and our ship-yards are active. All these assist our civilization, and we fully acknowledge our indebtedness to you and other foreign nations.

As Ambassadors and as men, our greatest hope is to return from this mission laden with results valuable to our beloved country and calculated to advance permanently her material and intellectual condition. While in duty bound to protect the rights and privileges of our people, we shall aim to increase our commerce, and, by a corresponding increase of our productions, hope to create a healthy basis for this greater activity.

As distinguished citizens of a great commercial nation, prepared for business, desirous of participating in the new commercial era now dawning auspiciously upon the Pacific, Japan offers you her hearty cooperation.

Your modern inventions and results of accumulated knowledge enable you to do more in days than our fathers accomplished in years. Time, so condensed with precious opportunities, we can ill afford to waste.

paths of progress. What country in the middle ages broke down its feudal system without war?

These facts assure us that mental changes in Japan exceed even the material improvements. By educating our women, we hope to insure greater intelligence in future generations. With this end in view, our maidens have already commenced to come to you for their education. Japan cannot claim originality as yet, but it will aim to exercise practise practical wisdom by adopting the advantages, and avoiding the errors, taught her by the history of those enlightened nations whose experience is her teacher.

Scarcely a year ago, I examined minutely the financial system of the United States, and, while in Washington, received most valuable assistance from distinguished officers of your Treasury Department. Every detail learned was faithfully reported to my Government, and suggestions then made have been adopted, and some of them are now already in practical operation. In the Department of Public Works, now under my administration, the progress has been satisfactory. Railroads are being built, both in the eastern and western portions of the Empire. Telegraph

Japan is anxious to press forward.

The red disk in the centre of our national flag shall no longer appear like a wafer over a sealed empire, but henceforth be in fact what it is designed to be, the noble emblem of the rising sun, moving onward and upward amid the enlightened nations of the world.

明治五年一月二十日 伊藤副使ヨリ
岩倉木戸大久保大副使宛

使節一行ノ使命ニ関スル件

今般吾曹辱ク特命ノ全權ヲ奉シ玆ニ海外各国ニ使スルニ当
リ其至重ノ大任タルコト萬人ノ覬望ニ係ルヲ以テ各国政府
ニ至リテ諮議研究スルノ際ニ臨ミ其至重ノ大任タル実証ナ
カサル可ラス熟考スルニ我 天皇陛下ノ御書中ニ掲載ス
ル所ハ全体ノ綱領而已ニテ処分ノ眼目実践ノ順序ニ涉ラス
勅旨別勅ノ如キモ細大ノ事務相混合セルヲ以テ商議ノ標準
トスルニ適當ナラス然ラハ則チ近日華盛頓府ニ至リ彼外務
卿ト面議スルニ臨ミ何ヲ以テ使節奉命ノ眼目ト云ハンヤ何
ヲ以テ我 天皇陛下ノ貴重ノ大臣ノ以テ此特命ノ使臣ニ任
シ宣セタル目的ト云ハンヤ其際茫漠ノ対ヲナサハ独リ我使

節ノ榮辱ニ関スル而已ナラス併テ我日本政府ヲシテ疎漏ノ
訴ヲ受シムルニ至ラン歟於此僕竊カニ 御勅書竝ニ別勅ノ
趣意ニ基キ其体ヲ推テ要ヲ發シ其末ヲ溯テ源ヲ探リ玆ニ
天皇陛下ノ期望預図ノ眼目實踐処分ノ順序ヲ草シ以テ各位
諸君ノ賢考ニ供ス。此草案スル所実ニ暗中ヲ摸索スルノ類
ニ係ルヲ以テ彼商議應接ノ日ニ於テ果シテ各国政府ノ協合
ヲ得ヘキ歟僕自カラ之ヲ信スルヲ得ス又他日我國ニ於テ之
ヲ実行スルニ臨ミ果シテ事情ニ適當ナルヘキ歟僕又自之ヲ
証スルヲ得ス只條理ヲ推考シテ實際ヲ臆測シタル而已ナリ
各位諸君請フ之ヲ熟読シ異論アラハ之ヲ筆述シ遺漏アラハ
之ヲ補綴シ以テ我使節派出ノ眼目ト商議ノ目的トヲ大全シ
近日華盛頓府ニ於テ咨議研究スルノ用ニ供セン敢テ諸君ノ
思考ヲ望ム

伊 藤 博文

使節委任ノ全權

今般我 天皇陛下ヨリ派出セラレタル特命全權使節ハ欧米
各国ノ政府ニ至リテ新ニ條約ヲ結ヒ或ハ現今ノ定約ヲ廢止
シ又ハ更正スヘキ全權ヲ委任セラレタルニ非ス
派出ノ大眼目ハ現今ノ條約ヲ實踐シタルニ付是迄經驗シタ
ル所ノ利害ヲ拳テ之ヲ各国政府ニ討論シ將來我國民ノ為ニ

爰ヲ以テ 天皇陛下ハ特ニ其貴重信任ノ大臣ヲ選拔シテ使
節ニ任命シ其期望預図スル所ヲ各国政府ニ伝ヘシメ以テ現
今將來ニ施設スヘキ方法ヲ商議セシメン為ニ特例ノ全權ヲ
委任セラレタリ

天皇陛下ノ期望預図ノ眼目

第一 天皇陛下ハ我東洋諸州ニ行ハルル所ノ政治風俗ヲ以
テ我國ノ善美ヲ尽スニ足レリトセス何ソヤ欧米各国ノ政
治制度風俗教育營生守產概ネ我東洋ニ超絶スルヲ以テナ
リ於此開明ノ風ヲ我國ニ移シ我國民ヲシテ速ニ同等ノ化
域ニ進歩セシメンコトヲ志シ夙夜勵精黽勉スルヲ事務ト
セリ

第二 天皇陛下ハ国力ヲ一ニセン為ニ封建ヲ破リタリ人民
ノ權利ヲ重シテ世録ヲ滅シタリ旧習ノ陋俗ヲ除キ公明ノ
政治ヲ布カン為ニ賢能ヲ拳クルニ当リテ其門閥ヲ論セス
學術ヲ盛ニシ智識ヲ拔メン為ニ學費ヲ起シ遠ク師ヲ海外
ニ招キタリ鐵道ヲ建設シテ往來ヲ便ニセント謀リ電信ヲ
通線シテ書信ヲ速ニセンコトヲ望ミ航海ヲ安全ニスルニ
燈台ヲ以テシ船舶ヲ修理スルニ造船廠ヲ設ケ貿易ヲ助ケ
ン為ニ貨幣ヲ改鑄シ公論ヲ取ル為ニ議院ヲ開キ保護ヲ固
クセン争ニ兵制ヲ一ニシタリ凡ソ此般ノ諸務其成功ニ至

追補 岩倉遣外使節關係 八

其權利ヲ増サンコトヲ謀リ或ハ新約ニ加入スヘキ條款ヲ議
シ或ハ我國ノ情実ヲ披陳シテ各国政府ノ考案ヲ乞ヒ到底我
帝國ヲシテ開明諸國ノ社中ニ入ラシメ萬國公法ヲ遵奉スル
者ト同等竝肩ノ交際ヲナサシメ獨立不羈ノ公權ヲ全ク受用
スルコトヲ得セシメント欲スルニ在リ此大眼目ヲ達センニ
ハ内政ニ於テ如何ナル改革ヲナスヘキ乎如何ナル法律ヲ設
立スヘキ乎如何ナル方略ヲ以テ如何ナル政務ヲ施行スヘキ
乎又外務ニ於テハ如何ナル方法ヲ標準トスヘテ乎如何ナル
交際ヲナスヘキ乎如何ナル処分ヲ以テ其權限平均ヲ得ルノ
域ニ至ルヘキ乎都テ之ヲ咨議研究スルヲ須要ナリトス
是故ニ使節ハ 天皇陛下ニ代リテ我國ト外國トノ間ニ關涉
スル事件ヲ商議シ各国政府ヲシテ使節ノ披陳スル所ニ卿ノ
虛偽ヲ揮マス確實ナル情狀タル事ヲ信用セシメ承認セシム
ヘキノ大任ナリ

其大任タル如此故ニ我政府ハ凡ソ此使節カ各国政府ト商議
シタル條款ヲ嘉納シ他日之ヲ内政外務ノ實際ニ施行シ或ハ
他日之ヲ條約中ニ加入スヘキコトト確定シ條約改定ノ日ニ
臨ミテ卿力異同スル所アリト雖モ其大綱要領ノ如キハ充分
ノ條理アリテ弁疏スルニ非レハ後日ニ至リテ使節カ目今各
國政府ト協議シタル條款ヲ變更スルコトヲ得ス

ラサル者尙多シト雖トモ已ニ其端緒ヲ開キ皆歐米各国ニ
行ハルル所ノ現時ノ制ニ倣ヒタリ

第三 天皇陛下ハ我國自主ノ權理アルヲ以テ政務上ニ於テ
ハ中外人民ノ別ヲ論セス凡ソ我國内ニ居住スル者ヲシテ
我法律ニ服從セシメ我政府ノ保護ヲ以テ其生命家產所有
ヲ安全ナラシメント欲セリ

第四 天皇陛下ハ平時戰時ノ別ヲ論セス歐米各国ニ於テ遵
奉スル萬國公法ノ條規ニ從フテ外國トノ交際ヲ処分セン
ト欲セリ

第五 天皇陛下ハ外國人民ノ我版籍ニ入ラント欲スル者ヲ
許可シ而シテ此許可ノ法律ヲ設立シ之ヲ公布セント欲セ
リ

第六 天皇陛下ハ我國民ノ外國版籍ニ入ラント欲スル者ヲ
許可シ而シテ其者ハ日本人タルノ權利ヲ失フ而已ニシテ
別ニ之ヲ拒止スヲノ法律ヲ設ケサルヘシ

第七 天皇陛下ハ人間ノ自由ニ基キ内外人民ノ間ニ婚姻ヲ
許可シ將來設立スヘキ法律中ニハ婚姻ノ條規ヲ定メ内外
ノ人民ヲシテ之ヲ遵奉セシメント欲セリ

第八 天皇陛下ハ外國人民ノ我國民法及ヒ地方規則ニ違
背セサル以上ハ其國內ニ來住シ其國內ヲ往來シ其產業ヲ

當ミ其便利ヲ達スルコトヲ許可シ一切其自由ヲ得セシメント欲セリ

第九 天皇陛下ハ将来設立スヘキ法律ニ於テ外国人民ハ諸事尽ク日本人民ト同等ノ權利ヲ有スルヲ得サルヘシト雖トモ政府ノ威權ヲ以テ生命家産所有ヲ保護スル事ニ付テハ一視同仁ノ理ヲ主トシ更ニ内外ノ差別ヲ設ケサルヘシ第十 天皇陛下ハ我国ノ物産ヲ昌ニシ内外ノ貿易ヲ盛ニセン事ヲ望ミ其景況ト国力トヲ計リ時ニ交易ノ章程ヲ更正シ中外ノ税額ヲ増減シ我国自立ノ權理ヲ以テ之ヲ遵奉セシメンコトヲ欲セリ

第十一 天皇陛下ハ将来設立スヘキ法律ヲ普ク我国内ニ居住スル人民ニ通知セシメン為ニ之ヲ国内ニ公布スルニ當リテハ国文ニ英仏ノ兩訳文ヲ附セント欲セリ

前條ノ眼目ヲ綱領トシ我国今日ノ事情ヲ酌

リ之ヲ實踐スルニ適當ナルヘキ処分ノ順序
第一 前文ノ第二第五第八ノ趣旨ニ基キ外國人ノ我国内ニ居住スル事ヲ許スニハ先ツ東京西京大阪ノ三府並ニ諸開港場ニ於テ居留地ノ制ヲ廢シ其市街ノ境内ハ内外人民ノ區別ヲ論セス五ニ雜居スルコトヲ許スヘシ
第二 右ノ府港ノ外ハ雜居ヲ許サスト雖トモ我政府ヨリ与

ヲ国内ニ布告シ以テ国律トナスヘシ

第九 此国律ハ国文ヲ以テ本トシ英仏ノ兩訳文ヲ添ヘテ公布スヘシ其余ノ布告モ皆此兩訳文ヲ添フヘシ

第十 現時實踐ノ條約中ノ租税貿易ニ關係スル個條ハ一切之ヲ廢止シ日本政府ニ於テ時々貿易ノ規則並内外租税ノ増減ヲナスヘシ

第十一條 内外人民ノ生産商業ハ都テ其者ノ自由タルヘシト雖トモ会社ヲ結ビ或ハ内海ヲ航シテ運輸スル等ノ如キハ地方官ノ特例ニ非サレハ許ササルコトアリ此般ノ條例ハ兼テ之ヲ公布シテ之ニ從ハシムヘシ

第十二 現時實踐ノ條約中此新議ノ個條ト齟齬スル者アラハ一切之ヲ廢止スヘシ且其趣旨明確ナラサル者アラハ公法ノ條規ニ從テ之ヲ定ムベシ

九 明治五年二月二十七日 岩倉大使演説

具視米国議事院ニ到ル事

正月二十七日具視米戸孝允大久保利通伊藤博文山口尙芳等ト議事堂ニ抵ル滿堂ノ議員座ヲ起チ敬礼ス具視以下下院ノ議長ブレインノ案前ニ至ル上院ノ議員ゼネラルバンクス具

追補 岩倉遣外使節關係 九

フル所ノ往来切手ヲ所持スル外國人ハ日本全国中ヲ旅行スルコトヲ得ヘシ

第三 右ノ府港ノ外タリトモ我政府ノ免許ヲ得タル外國人ハ其願立ノ地ニ居住スルコトヲ得ヘシ

第四 此居住並ニ往来ノ免許ヲ与フル為ニ地方官ニ於テ各所ニ記録所ヲ設ケ之ヲ司ラシムヘシ

第五 現今實踐ノ條約ニ拠レハ凡ソ外國人民ノ裁判ハ其國ノ岡士之ヲ司ルト雖トモ向後ハ之ヲ廢止シ一切其地方ノ裁判ニ任スヘシ

第六 内外人民ノ訴訟ヲ聽シカ為ニ各地方ニ裁判所ヲ設ケヘシ其長官ハ日本官員タリト雖トモ自余ノ法官ハ内外人民ノ別ヲ論セス各邦ニテ其法律ニ通達シタル人物ヲ選テ之ヲ我裁判所ノ法官ニ挙用シ我法律ニ照シテ審斷セシムヘシ

第七 政府ノ第一等裁判所ニ於テハ法律ヲ論議スル為ニ各邦ニテ最モ法律ニ熟通シタル人物數員ヲ選ミテ司法官ト為スヘシ

第八 政府ノ議政官ハ此司法官ヨリ進呈スヘキ法律ノ議案ヲ得テ之ヲ討議シ之ヲ各國ノ法律ニ比較シ其議案果シテ至當ナリト認メハ 天皇陛下ノ許可ヲ乞ヒ御璽ヲ得テ之

視以下ブレインニ引接スブレイン座ヲ起チ演説ス其訳語ニ曰ク

「日本帝國ノ使節諸君予ハ今マ下院ノ名代トナリテ茲ニ諸君ヲ此議事堂ニ引接ス下院ノ議員等今此ノ如キ協一丁寧ナル待遇ヲ諸君ニ施スハ即チ日本ト合衆國トノ交際愈速ニ盛大ニ至ルノ功績ヲ我が國民ノ歎喜セル確証ナリ惟ミルニ數百年來人種ノ移殖スル常ニ東方ヨリ西方ニ波及シ其功ヲ奏スル或ハ征伐ニ出テ或ハ掠奪ニ出ツ而シテ其移殖スル我カ大陸ノ境界ニ至ルニ却テ貴國ヨリ東方ニ向テ此氣運ヲ反流スルヲ見タリ其狀タルヤ平和ヲ以テ遙ニ武功ニ勝ルノ利ヲ得此兩國人民ノ転移シテ合衆國海岸ニ於テ互ニ相会シ相交ラシムルニ至ル故ニ我カ國民ノ名代人等ヲ親ク諸君ニ引合スルコト予ニ於テ實ニ大慶ナリ又諸君此都府ニ逗留ノ間ハ常ニ此議事堂ニ座スルノ特別丁寧ナルノ待遇ヲ受クヘキ事ヲ議員一同並ニ予之ヲ諸君ニ保証ス」

具視座ヲ起チ答演ス其口狀ニ曰ク

「夫レ億兆ノ心地ニ基キテ築キタル文明ノ政府ハ確乎不拔ニシテ動搖ノ憂ナシ我曹ノ來聘スルモ即チ此文明ヲ求ムルニ在リ而テ此國ニ於テ之ヲ得ルハ豈ニ喜ヘキニ非スヤ惟ミルニ我曹前キニ旭日ノ國ヲ發シテ以來常ニ東方ニ進ミ旭日

ノ出ツル所ニ溯テ未タ曾テ見サル所ノ旭日ヲ覩ルコトヲ得
事物ヲ知覺スルコト日々ニ新ニシテ其際涯ヲ知ラス我曹使
命ヲ全フスノ日ニ至ラハ地球ノ全面ヲ周行シテ之ヲ觀察シ
此無価ノ珍宝ヲ滿載シテ歸リ而テ行々文明ノ源ヲ探リ歩ヲ
追フニ從テ一層ノ知覺ヲ披メンコトヲ怠ラサルヘシ我カ日
本ノ政府ハ既ニ内外ノ政治ニ於テ文明ノ善美ヲ貴重スル
ニヨリ我曹復令ノ日ニ至ラハ此國民ノ我カ一行ニ表スル友
誼ノ隆溘ナルト今日諸君ノ顯ハサレタル所ヲ以テ善ク我億
兆ノ人民ニ知ラシメンコトヲ我曹共ニ之ヲ諸君ニ保証スル
ナリ將來我全國千万ノ利益タル貿易ヲ開張スヘキ事ハ譬ヘ
ハ涓々ノ水無數ノ河ヲ出テ此兩國ノ公有タル大洋ニ朝宗ス
ルカ如クナルヘシ然リ而シテ兩國ノ友誼其洽和スル事猶カ
ノ河流ノ太平洋ニ混合セルカ如ク萬々之ヲ分離スヘカラサ
ルニ在ランコトヲ希望スル

パンクス其ノ國語ヲ以テ之ヲ訳述ス滿堂ノ人皆手ヲ拍チ歎
ヲ唱フ

(岩倉公実記)

一〇 明治五年二月二十九日 米國政府應接

金權大使歐米回覽關係史料

忝候

彼

全体政府之用向多端且各國公使往來も有之候間凡一周日
に一度十二字より二三字間取極候ては如何又刻限等御都
合も候は、承度候

答

吾等一同只此の爲めに罷出居候義幾日にてても刻限何字に
ても其方御都合次第罷出候

彼

左候へは先つ来る月曜日西三月十一日十二字より外務省へ御出
有之度但使節不殘御同席に哉

吾

忝候同日可罷出候最使節一同之心得に候

吾

今一二ヶ条御内談申度義は隨行理事官即ち八省官員貴政
府諸省局へ罷出現場御施行の件々實地に付研究為致度何
卒格別之厚意を以て夫々御教諭被下候は、深忝存候尤使
節一同奉命之件々申述の日御依頼可申義当然候得共理事
官之輩一日空しく打過候も残念に付御内談申入候以書狀
表向御頼可申人哉無御遠慮御申聞可被下候

追捕 岩倉遣外使節關係 一〇

皇曆正月二十九日 洋曆三月八日金曜日

米國政府應接覺書

正月二十八日洋曆三月七日 木曜日

夕第五字森辨務使を以て外務卿へ明二十九日十二字迄之
間都合次第出会内談致度申遣す

答

森即時歸来明朝十字より十一字迄之間可来旨申越

同二十九日

朝十字半具視伊藤塩田等外務省へ出頭即時卿出会

吾

今度使命之義速相勤度存候処少々用意調兼彼是延日相成
候乍去不日候談判に取掛申度に付其都合如何之者にや先
以御内談申入候

彼

何も承候定て御急き可有之存候得共此節繁用四五日延引
可相成且私妻病氣昨夜も電信機報知心配罷在候最右之為
に延引と申にも無之候

吾

妻女の御病氣何共御氣の毒に存候

彼

彼

右は御易き御用候間私只今承候儘にて宜敷夫々々可相達
候并理事官官名と其姓名と委敷御示有之度候

吾

早速御承引深忝候姓名書は速に跡より可差出候乍序今
一ヶ条御談し申度候森辨務使は元より信用する処の者候
得共今度使節御用筋關係委任狀無之に付前文關係之義は
如何可有之哉何分当地に久々出張現場之処案内に付内談
之処にてても加り候えは吾等には重疊都合と存候

彼

何も差支無之当方にも兼て懇意の義却て都合宜敷喜候

吾

御内談之義都て御承引被下忝猶重て出頭可致挨拶云々了
て退歸る

但し談判中彼云御談判之席は使節一同辨務使と御列席
にや吾右之心得御座候彼承知致候

註 大使ノ米國ニ於ケル應接ハ次回皇曆二月三日洋
曆三月十一日ノ会谈ヨリ序次ヲ附シテ報告サレ
タリ第一卷七六以下参照

(岩倉具視關係文書)

一一 明治五年二月九日 岩倉大使ヨリ
三條太政大臣宛

大久保伊藤兩副使歸國ノ使命ニ関スル件

(前略) 兼て奉命の通りにて万行れざるには無之候得共御國威に關係不少事有之候に付一同示談の上大久保、伊藤の兩氏今度歸國候尤重事件実ニ苦心候尙当人より巨細御聞取御奏聞の上宜敷御許容否被命度候誠に外国の事は意外の者にて事々物々不容易事而已素より人形置物の事と心得罷出候得共小生の如き斯様の重任を奉じ候物にては決して無之百方後悔仕候得共今更如何ともなす能はず只々恐縮の外なし乍去半途にして辞し可申訳にも至り間敷候事はよりは鉄面皮に各国使命を遂げ候心得なり米國は殊に引請もよく懇情も顯然凡て都合宜敷御安慮可給候今度外国にて仮条約取結候に付ては一新後の大事件と奉存候間甚恐入存候得共大隈氏、寺島氏は右御用中文暫時御差出し相成候様精々懇願仕候何も兩人より御聞取願入候且亦万々無之事に候得共兩人幸ひ歸國老人は御留め杯の事有之候ては大変候間為念言上仕置候今度は兩人歸朝に付巨細可申入万々御直に御聞取可給候三木(參議)中宜敷御伝声希入候早々如此候也

具 視

皇二月九日

條 公 閣 下

副島(種臣)、寺島(宗則)兩氏宜敷御申入可給候也
(伊藤博文伝)

一一二 明治五年三月十日 木戸孝允ヨリ
井上馨宛

兩副使歸朝ノ事情ニ関スル件

別 録 木戸孝允日記

爾後彌御壯榮と珍重に奉存候さては不遠¹藤共も歸朝之頃合と想像仕近情同人どもより万御承知と奉存候実ニ此度之事件又我朝之一大事件にして悉りに輕動なきを謀り而して抑一着を失せし姿に而心竟弟等之不肖如何とも今更いたしかたく候得共痛敷之事而已に而御座候イ藤共も一旦歸朝之都合に相決し弟等も勿卒どさくさに而同意いたし候へとも今日情熟考仕見候へは弟歸朝仕候而イ藤等は留置候事至当と存後悔いたし候其訳は例のイホープ之上下に而新下りは弟等に而十分に候得共当地之実除に而は甚困却仕候元来今日之行が

かり國務卿へ面会之初我開化之証跡を尽挙言し其よりして港數口を開き内地之歩行を便にし居留地を廢し雜居を許す等其他彼是等之事件我開化を進歩する之一助に而其益雖在我亦彼も挙而希望する所にして國務卿之誠に結構なる事に而奇妙々々どうぞ御開可被成政府も御心配に可有之など甘く申候而我權利を失ふ所之税則也港規則也裁判之權也地法規則也未一つも我に附与する事を不許漸過日地法規則丈け且々押付候へ共未十分に至り不始始終彼之所曰は日本之進歩驚入候ほどにて誠に感服いたし候且又独立たる之權を有する元より言を不待候へ共二十年前を想視候へは未全國之人蒸氣船も不見人而已に而天皇陛下は不及申政府上之事決而疑惑いたし不申候へ共全國之人心偏く進歩いたし候と申事に難認付而は人之生命難限難請合に付今日之有様に而御希望之辺為我人民之にも一々御承諾いたしかたくと申処に固着いたし容易に動き不申困り果申候乍去開港之事内地歩行之事等爾他三尺之童子を以雖言弁皆相調候事に而我に復する之權を不復ときはたとえ条約此行に雖不調成我國と我人民に對し決而所不伏也と奮發覺悟いたし居候へとも此間乏苦心焦思難尽申先彼之求る所を尋候而徐々と起議論候ときは余程之我益も有之候所

自慢も所により候而は大損と相成申候且又デロングを輕蔑し根本之議などには格別關係せざるなどとて疎外勝に相成居候処内実は國務卿一々相談等もいたし候よしに而パークスなども伝信機を以懸け合候事も有之候よしイ藤など歸り候後國務卿より使節はデロングを御いとひしよしに粗承り候へ共格別不苦候はは會議席へ出し度などと相摺いたし候事も本之イ藤出立之前後も取紛候事敷一言もテロングへ不告して去候様子に而彼も甚不平を鳴らし居候よしに應接上に申も税論などの事は始は都合もよき様に被察候処為彼に一時甚混雜もいたし申候色々御世話に而海外に遊び一愉快と相考候事種々無量又此心配に而耳目に觸れ候事も面白と存候暇無御座候イ藤之未一事も調候事無之に歸朝いたし候を今日行当り候而甚残念と相考へ申候乍去於當國十分相論し置候はは歐洲は自然容易敷とも存申候○于時文明開化之風も熟々推視仕候に人々之智慮實に増進いたし人之惡き事は又無此上少しも我利を争ひたとへ公法可有之候とも何が有之候とも油断を仕候と實に不可復之大損をいたし可申候日本之開化は智慮よりは人が早く悪く相成申候敷と懸念仕候且其上花を競ひ実ニ土中へふするを嫌らひ長永之目的日に月に盛隆之境に真に進移いたし候等之手段は兎角乏し

き方に御座候然処兵事に付候而も不得止莫大之御入用に候得共其に学校教育等之事は真実に今日可成丈け十分に御手之着き候都合に有之度事と奉存候干時先達而(森は森有礼)森少弁務学校之事に口を出し種々議論もいたし居其節は弟も可然と相考候処其後能々承り見候へば森も一ト山マ有之候事に而書生中に而も力ありて篤実之ものは一向折合不申候此節不都合之次第も遂々耳に入甚不面白存候他日公論も必有之候事と奉存候最初森へ之御沙汰書其外懸合事等段々洩れ候而森大不平に而一向働き不申イ藤其故籠絡いたし其後動き出し其中きやつも亦イ藤を籠絡せねはと申候処より小手段いたし候事も有之誠に拙き事体見るにも耳にも困り申候万一も文部へ森を被召呼候などと申事御座候はは必彼今日之処今日之有様に而は御国之御為とは不相成と奉存候間自然御聞及にも御座候はは御一論可被成候○米英之様子且欧州中之光景も自然平均を失し三五年には必不穩事も出来可仕歟今日之処に而は米英之処も或は消へ或はもへ新聞も時々相違候へども自ら不安之情も有之申候何卒日本も損之不参様に進歩いたし候事只管祈望仕候會而逐々御談申候事も有之且出立前にも御断仕置御覽被下候哉否は存不申候へ共一書

明後日を約し辞去す五字過帰宿一同集會御国書的一条を議し明日一と先森外務卿に至り此行の主意を陳し使節中より一応帰朝するに決せり

同四日 決晴、今日森弁務使外務卿に至り条約調印等の事を内談せり依て事務局にて件々相議し夜中十二字まで會議せり

同六日 疊今日不快にて終日臥床、今夜九字大統領其外官員都合千四百五人応招て来集し十二字頃皆散

同七日 晴今日纔に覺快、夜集会条約の箇条を細議す十字よりイタリヤ公使の宅に至る

同八日 晴午後一字より外務省へ大使余伊藤森出席卿輔与談判三字頃帰宿今晚十二字迄評議

同九日 雪十一字頃より大使其外五六名と(註アキ)寺に至る折柄大統領副統領に出会せり今夜亦十二字迄評議

同十日 晴今日大使不快に付大久保伊藤山口森等と外務省に至り卿輔へ談判三字より五字過に至る今夜亦九字より十二字迄評議

明治五年二月十八日 雨終日内居条約一条ヲ集議セリ此度俄ニ大久保伊藤帰朝シテ条約改正之勅許ヲ乞フントス、今此挙動反顧イタシ候ニ余等伊藤或ハ森弁務使等ノ粗

を差出し置候処何卒士族之始末丈けは少しも速に御手を被下度事と奉存候付而は元より決局までには多少之年月を経不申而は所詮被行かたき事と奉存候於弟はとごまでも山口におゐて御相談申候処至当歟と奉存候先は不覺例之長文に及申候間筆を閑申候草々頓首

三月十一日夜

允

(世外は井上馨)
世 外 老 兄

乱筆御推読被下候而御火中可被下候

註 1 伊藤ナリ

尙大久保伊藤兩副使帰国ノ事情ニ関シ木戸孝允日記参照

別 録

木戸孝允日記

(木戸孝允關係文書)

明治五年二月三日 疊又雪十二字より外務省へ大使一同出席せり塩田書記ブルツクスも同行なり外務卿ハミルトフイシ并ヘースに面会谈判せりライスも此席に陪す最前從來の景況を陳述し且条約改正の云々に及ひ御国書中委任の云々に付文意の不尽ところあり意中自ら餓ゆるものあり三字頃

外国事情ニ通セシニ托シ勿卒其言ニ随ヒ 天皇陛下之 勅旨ヲ再三熟慮謹案セサルヲ悔ユ、実ニ余等ノ一罪也、此席ノ条約漫ニ森伊藤之所唱ハ外国ニオキテ結フニ益アリト云、而シテ其實ハ其益甚少シ、何トナレハ今日港數口ヲ開クノ一条、游歩規定ヲ破リ一法則ヲ定メ自由ニ通行ヲ許スノ一条、居留地ヲ広ムルノ一条、法ヲ定メ輸出税ヲ廢スルノ一条等元ヨリ我国ヲシテ開化ノ進歩トスル一助ニテ其益雖在我モ亦外國人ノ挙テ所喜ニシテ三歳ノ兒子ヲシテ此事ヲ雖令談事難キニアラス、然ルニ我獨立ノ体裁ヲ不失是迄外國人ノ為ニ我權利ヲ失フ所ノ税海關 則港規則、地方ノ規則實地未我法則ニ入ルル事難シト雖モ裁判刑法等ノ事皆未我ニ其權ヲ復スル不能、而シテ彼ニ与フル所ノモノハ已ニヌ々之ヲ与フ、且伊藤等モニユオルクヨリ不可与之權ヲ論シ一書ヲ投セリ、此等ハ已ニ余モ深ク前途ノ為ニ深憂シ誓テ今日此權ヲ我ニ復スルノ目的ヲ不得トキハタトヘ今日ノ条約雖不能調成我國ト我國民トニ対シ決シテ所不伏也、聊是天皇陛下ニ奉報スルノ微意ナリ、伊藤等ニユオルクヨリ只紙ト筆トニ托シ余等ヲ教示シ彼已ニ論スルト云而シテ余未聞ノ事アリ、人間ノ事論スルハ易クシテ實際ニ所スルハ難シ、今日ノ事已ニ一着ヲ失ス、彼ノ欲スルモノハ尽ク与ヘ

我欲スルモノハ未一モ得ル能ハス、此間ノ苦心且其遺憾ナル只管吞涙而已

明治五年二月晦日 晴終日大使始定約一ヶ条ヲ議ス

抑此度ノ行タルヤ又我 朝ノ一大事件ニシテ我國ノ為メ我人民ノ為メ損害ナカランコトヲ慮リ初發事件ノ当否ヲ論シ妄リニ輕動ナキコトヲ謀ル、而シテ自然事ノ本末齟齬スルモノ不少、心竟余等ノ罪ナリ、且於于此又可歎息モノハ聞國ヲ思ヒ人民ヲ顧ルヨリモ亦功名ノ馳セルノ弊ナキニシモアラス、故ニ余今日会同中ニオキテ事ノ輕重ヲ論シ一等書記官ノ如キハ又当今海外ノ情實モ我朝ニオキテハ略知スルノ徒ニシテ 朝廷ニオキテモ彼等ヲシテ使節ノ補助タラシメントス、然ルニ從來不能尽意、依テ今日余彼等モ亦十分ニ意中ヲ吐露センコトヲ論シ其末弁森務有札ト塩田書記是否ヲ論議シ終ニ森齎坐去、是等ノ舉動實ニ不解モノニシテ不礼ト云フヘシ、只内醜ノ形スルヲ恐レ処穩便ト雖モ實ニ為我 朝慨歎ニ不堪也

(木戸孝允日記)

区域ヲ広ムル事。

一、条約中ニ裁判所ヲ公開シ内外人民ヲシテ同一ノ審判ヲ受ケシムルコトヲ掲ゲ、裁判權ヲ我ニ復シテ從來ノ治外法權ヲ廢スル事。然レドモ当分ノ中ハ仮ニ法律ヲ設ケ置キ漸ク以テ法律ヲ改良シ、實際裁判ノ公平ナルト法律ノ寬裕ナルトヲ外人ニ目撃セシメ、以テ日本ニ在ルモノハ日本ノ法律ヲ遵守セシムルヲ目的トスル事。

一、日本ノ法律中ニ外教ノ明禁ナシト雖、尙高札ニ其禁令ヲ揭示スルヲ以テ外人ハ一概ニ自由信仰ヲ妨クルノ野蛮國ト見做シ、對等ノ權ヲ許スコトヲ甘ンセス故ニ此高札ノ禁令ヲ除ク事。」

註 兩副使帰朝ニ際シ岩倉大使ニ宛テタル意見書 一卷八一参照

(伊藤博文伝)

一四 明治五年四月二十九日

岩倉大使ヨリ 三條太政大臣宛

田辺少丞帰國ノ使命ニ関スル件

追補 岩倉遣外使節關係 一四

一三 明治五年四月六日 大久保副使ヨリ 杉浦弘藏宛

帰朝ノ使命尽力振消息ノ件

別 録 三月二十五日提案正院改正案要項

拜啓爾後彌御安康御奉務と奉敬賀候僕等先月二十四日帰朝無異罷在候御降慮被下候此便には是非発程之都合にいたし度十分尽力仕候得共殊之外六ヶ敷事情成立候て不得止跡便に延引不致候て不相叶甚以残念之至乍去今兩三日中には凡目的通相運候には無相違候付当月下旬印度海郵船便には発途相調可申候何も小松生より御聞取可被下候(中略)不遠欧州におひて御再会を期し候頓首

四月十八日

大久保利通

杉浦弘藏様

「追て書略」

(大久保利通伝)

別 録

明治五年三月二十五日 正院改正案

大久保伊藤兩副使帰朝提議ノ改正案要綱

「一、内地雜居ハ尙早キニ由リ外国人ヲシテ居留地方ノ規則ヲ遵守セシメンカ為メ先ヅ開港場ニ於テ何年ノ間ハ何里以内ト定メ内治ノ整理スルヲ待テテ漸次ニ此

別 録 木戸孝允日記

(前略)然者兩副使帰朝後四月九日御發遣の伝信過る二十日到着仕忙手披見の処森辦務使え御委任云々の儀御沙汰無之誠に当惑一同聚首遂評議候得共致方無之遮て尙弁森え御委任状云々四月二十一日伝信を以て再復仕候事に御座候其後追々致評議候処今度伝信御報建言の通り被仰付候はゞ重疊候得共兩副使申立の廉有之候ても難被聞食程の御事素より難云御次第共有之候事と推察仕候且は今日迄の情實悉皆御承知無之ては氣脈貫通不致而已ならず始終御疑惑御配慮の儀と存候旁田辺少丞(安藤差添)帰朝申付候右は種々入込候次第にて逆も難尽筆頭則同人より巨細言上可致候間宜敷御聴知奉願候尤言上の通都合能相運び候得ば可然候得共万一御難題の節は條理の存する所を以て断然御所置有之度左に一言謹で陳述仕候抑今日如此不容易不都合を生じ候其根元を省顧候得ば廟議已に御決定御国書拜戴出疆の上は臣等の職掌只一途使命を認るの外無之筈の処着米否輕易に專断し頓に御旨趣を申替候に基き候事にて、実以て恐縮の至り罪を闕下に待の外無之候 右に付 天皇陛下の御威光亦政府の御権力等に關係長く御国威を損じ候様の儀出来候て

は只管不堪恐懼候次第彌難改の御決局に至り候節は毫厘も無御容赦御処分所仰候甘斧鉞候はゞ素より使節の罪今更別不及申上依て此段及言上置候也

四月二十九日

具 視

三 條 殿

机 下

追て如此數日遷延にて欧州渡航候はゞ各国にも必苦難問も不少哉と存候に付其節は暗号電信無之ては不叶事と評決旁田辺帰朝為致候何も御聞取願度存候也

註 第一卷九七参照

(伊藤博文伝)

別 録

木戸孝允日記

明治五年四月二十日 今晚一字 本邦ヨリ伝信機達ス、然ルニ大久保伊藤帰朝ノ折約セシ主意ト齟齬ノ報アリ、依テ対当国ニ所為ヲ論ス、元来本邦ノ外国ニ交ル纔ニ二十年、自技自術未及米欧元ヨリ不得止ノ処ニシテ費ストコロノ歲月推テ可知、以之外国ニ招喚笑ノ理ナシ、雖然至言口テハ必前約ヲ蹈ミ細事ト雖モ国家ニ關係セシ事ハ誓テ不動ノ議論

拜芝之上万緒可申上如此に御坐候謹言

壬申五月十三日

鮫 島 尙 信

岩倉大使閣下

再啓英國にてはパークス并アストンを今般日本使節応接懸りに命申候様子に候仏国にては近々に用意之様子候間御地御発期御使定相成候はゞ早速御報知之程奉願候

一六

明治五年五月

戸田三郎等願書
岩倉具視宛

條約改正談判ニ關スル件

微生某等頓首再拜白方今

皇国御維新之時に当り某等寓留すること已に數年頃來追々御内政之御改革風俗之變遷を遙に拝承仕候一喜一憂當のみならず然れども其事實を發明にすること能わず徒らに焦心する而已近頃伏聞

天皇陛下 新に閣下等に詔し欧米諸国に特命全權使たらしむ某等竊に惟るに是誠に

皇威御皇張之御盛拳と奉祝候付ては一二之愚見をも献言仕

追補 岩倉遣外使節關係 一六

確乎不致テハ実ニ国信ヲ天上ニ失ス、臣子ノ不安トコロ慎始トキハ又必此之憂ナシ、今日之事兎角輕卒ニ失スル多シ、豈可不慎將來乎

一五 明治五年五月三日

鮫島辨務使ヨリ
岩倉大使宛

大使一行ノ渡欧ヲ促ス件

謹呈爾後益御安泰奉恭賀候然先般御尊書被下候処西曆六月初旬御地御發程之由被仰下候に付其折返書も呈上不仕候処其後電機御報にては又々二ヶ月程も御滞留之趣仰下候処当洲各国政府にても折角御來航待上居候へ共甚御延引相成只一国に而已長々御滞留之儀大に不審を生し候様子にて御交際上にも不宜儀に奉存候間何卒御用済相成早速御發帆之程奉希望候且又先般塩田大記を以申上置候通当洲各国政府之趣意は米國とは大に相違候廉にも御坐間候今般御條約之儀は凡て御地にて御確定無之候て当洲へ御來航之方万端御都合と奉存候間尙又申上置候將又前日大久保卿伊藤大輔暫時帰朝被致候仔細も風聞而已にて篤と領承不仕尤其後両氏より之報御落手被為有候はゞ拜聴仕心得居申度奉存候余は

奉國万分を尽すの時也と乍恐 閣下等之御來英を企望一日三秋之思に消息仕候処御着米以來既に半年余も御遷延御前議御揺動も有之候哉其間紛々之風説等も不堪傍聴旁々婆心難點止終に左之件々不顧潛越献言仕度千里之大洋渡海仕候

第一策

米國に於て諸事御決定無之最初御奉載之 朝命御一貫速に歐洲へ御渡海各國之御使命御濟被遊候儀其利益顯然と奉存候第一最初 朝命御奉載之御趣意貫徹各國へ對しても我國憲願れ可申第二條約改革之時に當て遠慮を十分に為し事を寛裕に処し國普を尽す事を得且條約折中斟酌之權自ら我れに歸し可申候第三には條約改革之後甲之國之ヶ條は乙之國之ヶ條と或は反對齟齬する等之思可無之候因て是を上策と為す此策に出る時は実に 國家之大幸無此上と奉存候今此策を行ふに二法あり

其一於 朝廷前議御確定更に 朝命を以て最前使命之旨を体し早々各國へ御渡海之御指揮有之度尤此微意を大使御採用に相成候はゞ其趣意及情実等大使より急信を以て御奏聞新に其 朝命を賜り候様御願被為在度候事

其二歐洲各國之御使命も余り遷延に相成候に付大使最

前御奉載 朝命の手續を以て一先歐洲へ御渡海有之度候事

第二策

万一是迄御行掛之次第に因り前議難相行は使節 朝命御輕慢之筋を以 直に御呼返しに相成度然る時は固より使節 朝命御輕慢之罪を御咎め無之ては 国憲不相立且外国へ對し御外聞にも關係仕候事故是非其人を 退し更に一兩人御任撰最初之 朝命を以各國へ御差出度候事此策に出る時は數人を罰するとも 朝憲相立且後日條約改革之節之増減するの權自ら我に在り彼は齟齬するの患なからん故に此策を為す不得止此中策に出るとも亦國家之幸奉存候

但し此策御採用に相成候は大使より

朝廷え其輕慢之筋御謝罪且御呼返しに相成候様其情実仰上度候事

第三策

今日米國に於て合衆部政府と條約改革調印在る時は我他日各國御交際上に於て不測之患を生せん且先年来條約中何れ之國にても一免許を与る時は他之國えも同様可許之條有之此條に因る時は今一旦米國之望処を許す時は歐洲各國えも同様之を許さる事を得す其上各國は各々其利

一步丈我國辱を増加する也豈臣子たる者忍敢為乎然と雖も我か此權理を失する事一朝一夕之故にあらず之を回復するも亦一朝にして不可能只漸を以宜為之夫我國民は柔順良樸不好訴爭其法律も亦自ら閑易或は先於粗鹵我俗吏亦隨て事に經驗に少し彼洋人は梟奸不羈其好訴爭其法律も亦自ら緊密或先於繁苛其上乍恐 朝廷御維新御政基未全号令法禁未全人心恟々未全定當此時我無經驗之吏其閑易粗鹵之法律を以彼狡黠好爭之人民を制せんとす誠に難き而已にあらず却て我良民を害し我政を輕蔑し傲慢百出終に國憲不立國民憤怒其災害得不可言現在清人之災害を受も亦皆之に由る前車之轍豈不為我戒乎方我急務は則先づ古先王之道を以基礎となし漢歐諸國之良法を拔萃し万世不拔之 朝憲を起し内外之人民をして其不拔之 朝憲有る事を知らしめ其司法之理政を緊密にし我吏民漸く此に慣習經綸し假令狡黠之夷有と雖も其伎倆を擅にする事能はず而後其已に開たる港々の外人司法之權を握り果て我法之彼黠民に能當る哉否を察し稍々又之を斟酌修補し然後漸々我國内を開き終に全國外人往來するとも我國權を維持し我良民を保護する事を得内外万民共に業を安し大平を樂むに至らん是れ我目的とする到底と奉存候

益とする処と申立其權自ら我に有る事を不得就ては彼是齟齬紛乱其害實に不可測と奉存候故に此を下策と為す決て此策に出るへからず然るに今使節之御目的は多く此下策を行ふに被為在候様奉伺候若不幸にして不問此下策を行はざる事を得す万一事既に不及不得止此策に出ると雖亦予め其後患を防滅する之策無かるへからずと奉存候

後患を防く策

昔時孟子始至於境問國之大禁後敢入西洋有名之諸大家も亦皆曰外國人一度我疆内に入る時は其留在中は則我屬民也と皆是外國人我疆内に在る時は必らず我法令に従ふべきを証するに足り西洋各國尤尊奉する所之所謂公法なる者に候其間毫髮之疑を容れず此を以見る時は東西古今其人種時勢遙に異也と雖も其道は則一のみ然は各國獨立平行權理之由て起り公法之由て立つ所之者則是也故に此權理は其國之大小強弱を問はず各國自ら固有する物にして又之を外に待たす今や赫々我

神洲独此權理を保全する能はず却て歐洲之一小邦に劣る事甚し開闢以來未曾有之國辱臣子之罪無大焉苟も臣子たる者當に痛哭憤激嘗膽伏薪上下一心之を雪くを以專務とする之秋也況んや今此勢にて彼に一步を讓る時は即ち其

然れ共若し即今急速に此を欲し其廟算未全立其法令未全密人心方向未全定被れ梟奸を張擅するの隙あり我れ國權を護守するの術なく其実なくして其名を貪り頓に内外人をして相近接せしめんとすれば恐くは雷に其之を駕御する能はざる而已ならず則又我朝憲を亂り我國民を害し我將に急進せんとする所の道を妨け却て半途にして先墜一國人民之災害將に不可言終に噬臍不及万世之下為天下之笑先王之羣靈に對し奉る不忠之罪万死無所逃上 帝より各政府に賦与する所之人民撫育之務を失し其罪 皇天后土真に不可容某等竊に之を想像し実に苦心煩腦寒栗憂食共に不易罷在候某等思らく即今我國を一步にても外國人へ掀開するは其名は益進みたる様なれとも其実は是を妨る也故に誠に深く國家を憂速に我國有之權理を挽回せんと欲せは無他唯我國權をして十分自由にあらしめ束縛せられず成丈けは外國人をして我内政に關係せしめす成丈緩々我國内を整理するの外更に無奇術此に因て左之件々は今度條約御改革之時に當り最緊要之事と奉存候

第一項

内外人雜居許すの約を為へからず

第二項

外国人居留地一步も拡充するの約を為へからす

第三項

外国人国内通行自由之約を為すへからす

第四項

港を増加するの約を為すへからす

第五項

輸入出之税増減之権我に帰すへき約を為へし

第六項

我国之罪人は何れ之地域或は家及寺院等之内にても必らず逐捕すへき約を為すへし

第七項

若し外国人免許なくして具開港地疆外に出て我国法を犯す時は何国人に係らず屹度我国法に処すへき約を為へし

第八項

我国民或は罪を犯し外国へ逃亡し候節は必らず其国政府より其罪人を直に逮捕し我に渡し又外国之罪人我国内へ逃亡致候時も同様我政府より処置すへきの約を為すへし

右八項各其利害得失あり宜く御研空可被遊候右上中下之三

註 大久保伊藤両副使ニ随ツテ帰朝シクル小松藩盛

ハ廟議ノ情報ヲ以ツテ先行シ五月二十二日華府

帰着、五月二十七日ニハ大使一行善後策ニ関シ

テ集議アリ、尙同日渡辺洪基願ニヨリ帰国ノコ

トアレバ左ノ一篇ハ当日ノ集議ニ於テ大使ノ下

問ニ答ヘタルモノト思ハル 一卷一〇七参照

以前御国書御差出し後今日迄之談判は矢張彼御国書中商量するの権あるの義にて事実如何を論せず其権外に出る義は無之若又今般改て御国書渡らされは此儘御退散にても聊日本政府にては道理上にて不都合無之唯其人物之不都合より日本政府多少信を失ふ迄なり再度の御国書なくては使節如何様に申すとも調印は不致以上は以前之御国書に記載せる権之外に使節如何様の事を述るとも其承諾と然らざるは使節と國務尙書との間の事にて可然政府との事にあらず故に使節に條約全権を与ふること相違なき旨の談話及び大久保伊藤両副使其事承知之事を以日本政府に向ひ是非此地にて結ふへしと云ふの権あることなし去れとも使節言談の過失は孰れにも其情実を以て謝せざる可からざるのみ又日本政府にて其事に附て咎めある共唯其人物に關るのみにて共に人物自己の信を失ふのみ

策は此度某等合議仕憂苦之余り不顧固陋不憚忌諱啓而献言仕候何卒此上は其寸忠を憐み其潜越之罪を恕せられ御衰聴被為在度偏に奉歎願候冒誦尊嚴惶懼無已

明治五年五月

戸田三郎

川北義二郎

芳山五郎之助

右大臣兼特命大使岩倉公閣下

註 1 戸田三郎ハ後ノ尾崎三良ナリ、木戸孝允日記

ニ曰ク

「六月十一日晴今朝河北義二郎戸田三郎英国ヨリ来着」

尙米國ニ於ケル商議調印ニツイテハ内外論難少カラス後掲木戸孝允日記参照

一七 明治五年五月二十七日（仮） 渡辺洪基意見書取

會議ノ節洪基見込書取

別 録 木戸孝允日記

右の二件を以て見る時は今般の国書を見て始めて将来使節所有之権を定め之を奉して事を処すること雙方の分なり

偕今般の国書に就て陳ふへき條は「某を某使として之に全権を共与或は分与し貴政府之意に符合せは孰れにても便宜の地に於て其全権と條約改正の義を協議決定すへし云云」其政府の需めに応して其国なりとも歐洲なりとも日本なりとも何れの一地にてもと解することなく其符合は此方より望む所に符合するの義たることを明かにし偕我便宜とする処は何地を論せず條約諸国使節会同して我使節と議定するに便宜なるの地にして我政府の預図する処は我使節は既に海外に在れば歐洲は條約済国々多きを以て其一地を撰む訳也然れとも各国にて議論あれば此方にて預め定むるとも益なきを以て其区の名を記さるなり偕其会同を望むに同時に調印することを要する所以は旧條約中各国に向ひ日本政府は他国に特典特許を与ふる時は某国にも之を与ふへしとあり是の條約なるを以て各国区々にて約定する時は其論も亦区々なるより遂に先に約する所の趣意実地将来に於て為有に帰するに至ればなり故に先各国政府に聘問之礼を修し其便宜の地を談し各国同意之地に於て議定調印せんと欲すること我方の希望なり然れとも彼よりも固より之を

拒むの權あれば御国書使節の權を推し是迄之行掛りよりは是非我政府にては是迄會議も遂げ且又歐洲へ使節を出すことを欲せず使節渡航之上は本政府にて結ぶ方都合なりと云ふ事を主張し我國は我國の意を以條約を為す又他国の意を以て互に條約をなすへしは各國彼我の交りなりと云ふことを主張し止むを得ざる時は新條約の調印并に之を實地に施行するの日は各國條約改正の後同日になすべきを此方より主張すへし決して日限を定むることなかるへしと云ふの外他なし

右の如くするときには到底日本にて結約するに至るへし各國政府へも此模様にて談判し務めて諸政府の見込を聞き可成速に御帰朝之上各國へ事実上に於て不都合なることを明白にし國家の面目を改め外國に信を取る為めには務めて朝廷從來之弊習を除き使節始め輔佐之大臣相當の御処置ありて后猶夷域の開化を進め漸くにして之を行ふへし

註 米國ニ於ケル商議ノ結果ニツイテハ一卷一一〇及一一一参照尙左記木戸孝允日記參照

別 録

木戸孝允日記

明治五年五月十七日 晴、今日山口森國務卿フヒシユ

シ國務卿断然相移ニ及ハント欲ス、依テ三字大使山口余ト外務省ニ至リ國務卿フヒシユニ面会シ其主意ヲ陳述セリ、大輔ヘール通弁フイス在席、國務卿甚失望ノ様子ニテ兩三話ニシテ余等百日余苦心セシコトモ二氏態々帰 朝種々尽議論五千里ノ海上三千里ノ山陸ヲ往來セシコトモ皆水泡ニ歸セリ、故ニ為國ニ事ヲ処スル其始謹慎沈黙思慮ヲ尽サスンハブルヘカラス、余計此地ニ到着シ勿卒ノ際此事ニ至リシ元因実ニ遺憾ニ不堪モノアリ、今日國務卿甚失望ノ様子ナレトモ從容不失常、彼私ノ情ヲ顧ミ不堪モノアリ、百万ノ敵ニ對スルヨリモ今日ノ應接不可言ノ苦情アリ

一八 明治五年六月五日

大原重実ヨリ 岩倉具視宛

副使ノ出発ヲ報スル件

(私信)

皇曆四月三日洋曆五月十一日御認御書翰皇の六月五日洋の七月十一日相違長拜見仕候

聖上益御機嫌克御重被為遊恐悦に奉存候 大使公御始御列 倍御安泰恐悦に奉存候内地益御寧靜御留守宅老公御始御一同御安泰御安慮候様奉存候

追補 岩倉遣外使節關係 一八

に談判之事を尋ぬ彼又ボーストンに今晚より至ると云依て二週間又空敷時日を費すに至る實に外人の無情不堪不平出を結條約彌其損あるを覺ふ

同十八日 晴十字より過日フヒシユより送る所の條約草按を評議し三字半に至る又七字より評議し十字に至る、

同十九日 晴、

同二十日 晴又雨條約書を調ぶ夜散步せり

同二十一日 字日本公使ホンブランド此度本國ニ歸ルニヨリ此地ヲ過キ使節尋問トシテ三字來訪、條約上ニ付一難論ヲ吐出ス、是又一ノ条理アリ、實ニ條約上ニ付抑森伊藤等ノ議論ヲ取用シ至今日屢其損害ヲ見ル、才子ノ一時求名之說ヲ看破セサルトキハ國家ノ事モ亦危シ、余等當地ノ形情等ニ暗クシテ先ニ迷惑セシヲ悔ユ

六月十七日 大久保伊藤到着、長岡与右衛門鈴木金藏等モ隨來セリ、兩氏帰 朝後事情困迫ノ次第其蔓結今日ノ処ニ至リシ所以ヲ談シ互ニ其得失ヲ論シ後患ノ國家ニ及フヲ防カント欲シ衆議ヲ尽スト雖モ別ニ高論モナク、終ニ最前一兩度陳述セシ次第ヲ以、我政府歐洲ニオキテ或一地ニ会合シ條約ヲ談議スルヲ欲シ区々ニ議スルヲ不欲、依テ合衆國ヨリ歐洲ヘ其人ヲ不出已上ハ條約ノ當國ニオキテ不結ニ決

「中略」

一條約改定御委任に付副使帰 朝之義に付云々被仰遣實に御沙汰之通り愕然と致し夫に付種々議論相生し数ならぬ小生迄も深痛心仕候事にて省中一同にも兼て昨年尊君御見込通り諸國御一周御帰朝之上御改定に取掛り候義此程之御上策は無之に何故々様御異変に相成候事やと種々議論も有之中々不相決事にて實に 尊君御心中御察申上一向御案申居候処追々諸説落合去月十七日副大弁使にも出発に相成先以御都合克安心仕候乍併實に事々遷延其地にては實に御報御待兼に被為有候事と存候最早是よりは十分之御權力を被為有御談判相成候儀實に御心配は奉察候得共何卒十分に御尽力御都合克御取極早々御帰朝之程翹首奉待候洋の五月初旬頃既に暑氣八十度余にも相成候旨内地は中々漸七十度前後に有之当年は殊に涼しき方にて此節六月初旬に八十四五度位に有之候洋の七月に至候ては大暑各々御避暑候故夫迄に御談判相済歐國え御渡航相成度旨御尤に存候既に昨冬蘭公使も右様之事申居遅く相成ては西洋各國の王皆夫々避暑に出遊候故面会の出来かねる事も有て残念故何卒蘭國えも暑氣に不相成内に來臨有度等と申居候処丁度其頃に相成残念之至に

候乍併未た大弁務使も其地に着不致着後談判相始り詰り
歐国えは八月頃に御渡般に可相成左候へは却て御都合と
存候何も御運次第に候乍併実にく様長引何共御從然と奉
恐察候只々是より之御都合夫のみ奉万祈候（下略）

壬申六月十五日

大原 重 実

右大臣岩倉公御侍史中

一九

明治五年七月二十八日

三條太政大臣ヨリ
岩倉大使宛

渡辺書記官帰朝消息ノ件

新涼之候 主上御機嫌克臨御被為遊 而後も御機嫌能被為
渡候段奉恭賀候閣下御壯剛御尽精可被成奉遙祝候然此般
渡辺洪基帰朝御附託之尊帳二通落筆奉拜誦猶亦同人え御伝
言之趣も委細直臆仕其地に於て之事情等も詳に承先以奉安
心候実には御大任之上彼景意外之御配慮も被為成御義千萬御
察申候大久保発錯後何等之消息も無之如何と想像仕居候処
洪基帰国米國談判も結局相附歐洲に御発途可相成趣ライス
氏之伝説を承り申候段同人より致承知候國務卿御談判之次

らず目途も相立可申候に付呉々御懸念被下間敷候 主上御
巡幸総て御都合宣還幸被遊大に人心を安堵仕殊に

上にも御機嫌克御英氣御發暢為國家欣幸此事に御坐候如西
京は此般之御巡幸にて至極人氣も相變大に開化に趣き申候
由に承甚以大幸と存候其他九州筋地方にも余程感激仕候よ
し猶年年にも相成候はく東北諸州にも御巡幸被為有候様企
望仕申候猶内國之事情等委細申上度存候得共格別之義も無
之先以當時之要用大概而已申陳候万々後音を期拜啓可仕候
仍早々如此候也

七月二十八日

実 美

全權大使 岩 倉 公

二仲大久保木戸伊藤山口等へも宣御伝声可給候時下御自
愛專要存候大乱書御推誦奉願候也

追啓先般大久保帰朝之節伏見二品宮御洋行相成候に付
独歐兩國何之方可然哉得失互に議論も有之候間実地御
視察之上何れとも御為宜き方取定候間御報答被下候様
奉希度候

註 1 木戸孝允日記ニ六月十三日渡辺洪基発足セリ

トアリ

第も書類御廻し被見仕候是御困難之義御苦慮之段想像仕候
最早此頃には洪基發途後大久保伊藤着後之御都合も御報知
到来可仕敷と屈指相待居申候既御着英之趣は一兩日前電報
にて相達同國御談判之御都合如何哉今般條約改正之事に付
ては色々歐人之物議も有之候事故甚懸念に不堪候幸に好都
合に御坐候はく実に 皇國之幸に御坐候万々一不都合に御
坐候ては各位之御当惑は勿論我朝之榮辱にも關係仕候次第
に付偏不都合無之様日夜祈念仕居候扱本朝平穩更に異状も
無之御安心可給候政府中何も無異奉職勉勵仕候西郷參議に
も元帥近衛都督に転任參議兼任被仰付候此儀は近衛兵之居
合も少々心配仕候事情有之同人拜命仕候には極て居合相付
候見込御坐候て被仰付候事に御座候參議之方兼官に相成候
得共勤方之処は是迄之通にて更に相変り候義に無之員々休
裁而已之事に候間必御安慮申被遊候近來は月中三度延遜館
に於て三職諸省長次官集會仕候事に相定申候右は兎角官中
之氣脈情実相通不申ては不宜候間右之通取極申候至極一和
之道にも相成都合宜御坐候

方今政府會計頗告急候姿にて大藏大輔にも百万尽力苦心仕
居申候就ては此節正院并諸省も悉定額相定專冗費を省き候
事に評定仕申候併決して御心配被下候様なる事には無之必

二〇

明治五年八月五日

岩倉具視ヨリ
三條太政大臣宛

華府出發ノ状況通報ノ件

聖上益御機嫌克被為 渡恐悦奉存候各位にも愈御安全御奉
職欣然候小生始使節一行にも無異寺島にも病氣存外宜敷既
ニ一兩日前英國出船仕候都て懇和万事都合宜敷候間何も御
安心可給候扱先便渡辺書記官帰朝の御從前の行懸り并に右
前田辺書記官帰朝管の節書状も入尊覽候通にて米政府の談
判并歐洲各國の引受如何可相成と苦慮仕候処其後七月廿
日而副使寺島華盛頓に到著種々示談之上同日國務卿フヒシ
へ談判候処意外都合能相濟候始未即八月朔日便御用状愚書
等差立候尤も渡辺書記官帰朝同時に御覽相成候事と存候其
後の始未荒増左に相述候元來數月滞在國務卿にも度々談判
有之候処右すへて水泡と相成國務卿の面皮無之は勿論第一
人民の失望言計り無き情実も有之定て新聞等にも種々不都
合觸出すべく哉と存居候処其義も無之却て宜敷新聞紙御用
状にて申入候且廿三日大統領へ暇乞出頭の砌も当然の挨拶
且國務卿へ同断の節も相応の挨拶有之其上意外と申は諸都
府人民の享応実には尊敬丁寧を尽し候事驚く計りに候巨細御
用状にて申入候得共荒増左に陳述仕候

第七月廿七日昼五字華盛頓發車夕七字半費^{ヒラトルヒヤ}ラ特費の在にてデエイ、クーク宅に着中一日逗留

クークは米國政府の用達にて國中屈指の豪家に有之右宅は石造の巨屋にして室内には名画大小万余種を飾り其外栖居付宏麗を極め四面は広きハークにて所々に花圖を築き四方の遠望宣敷誤に壮大の家に有之使節一行二十余人を引受け朝夕家内不残招伴丁寧の馳走を尽し候

廿九日朝九字クーク宅辺より發車十一字前費^ラ特費府着府中より種々饗応造幣寮学校等巡覽の末当府有名なるフエヤモント、ハークに於て饗筵を開きスピーチも有之懇親丁寧を尽し夜十時過に帰館翌日も製蒸氣車場并牢を巡覽致し候此府の製鉄は世界に高名の地にて誠に宏大なる仕掛目を驚し候

三十日夕五字費府を發し紐約克着中一日逗留府中より案内にて書庫バイブル会社少年崇教社痺癢救養所其外兩日共府中所々を回覽致し候

第八月一日夕五字紐約克港より出船翌朝五字半にマサツチユセツツ州ホールリブルへ着船蒸氣車に移八字に波士敦府へ着す

一 米國政府在職の人々写真

右は写真入に仕立到來候

右不取取入尊覽候御覽後は愚息まで御渡し置願候外に小生家紋を付候書籍并文紙文簡是又至て尊敬を尽し候趣品々到來致候

前文の仕合全く御國威の輝く所にて使節一同にも御蔭に施面目候次第に付是迄種々行違等有之不一方御配慮相懸候得共前途米國御交際上に於て格別不都合も有之間敷載に存候間為御放念申入候^{マヤ}偕いよいよ明八月六日に当地より上船渡英の治定に候英國を始め於各國米國にて條約不取結始め奉命の通旨趣にて渡海回歷候へは多分氣受宜しかるへくと存候徒に加様申入候ても御分り兼と存候得共一同助才なく心配罷在候間此後格別御心配相懸け候事は決て無之存候此旨參議中外務卿へも御叙の節宜敷御鶴声相願候尙英國始末は相分候次第後便にて可及言上候

一文末なから此節 主上にも御奮發にて東京より御船被為召神宮御拜礼其後大坂へ御渡御造幣寮天覽西京御巡覽夫より神辺長崎鹿兒島等御巡幸の次第奉承知候誠に不一方御壯^{マヤ}拳是以て御國政一層を進歩する基に可有之と遙想像し奉感載候併し初て遠路の海上御渡船の義にて何の御障りも不為

当府着の其日市中学校其外へ案内回覽致し晩饗は大饗筵を開き実に驚入たる丁寧を尽し翌三日には府の北方四十余里の在なるローレンスの紡績場此所にては木綿、サラサ、ゴロフクを製す又十五里の在なるローエル紡績場此所にはカーベット并木綿ゴロ等を製すいづれも水力にて車を運し仕掛の広大目を驚し候四日五日も処々に誘引余日なく相饗し候

今日迄不一方饗応にて懇親の厚感し入申候御想像の為め左の一二品を入御覽候

一 波士敦都府より使節招請の書翰二重筒入宅

此一紙羊皮にて製し此判木余程手を込み候ものにて一紙丈にて三百元の入費と申事に候是は容易ならざる饗応に用ゆる國風の由也

一 旗章 四枚

右は一日大饗筵の節數種の菓子果実等に日本米國旗章結合せ飾り付有之候内より所望入御覽候

一 献立 式枚

一は西洋文字にて絹仕立一は日本文字にて紙仕立共に人別に差出し候外に饗応方二十五人袖印相添候右は紅絹の切に商会の誌あるもの也

在候哉婆情にて御懸念申上候右の末伊豆熱海へ御着御皇后には熱海にて御待合せ御同輿にて東京御還御の趣誠に目出度御事にて必ず國家の為め恐悦の基と可相成前兆にて可有之と奉想像候何も後便にて右の御始末巨細に御文通相願候此段申入候也

西洋八月五日

具 視

三 條 公 机下

尙々云々、、、、、、、、、内々一覽早々火中

二 明治五年

岩倉大使書簡二通

全權大使歐米回覽關係資料(二)

○

一 パークス、アレキサンドル、アストン同食之事
一 有名人々出会可然之事

右は此頃中便宜次第取計候事

右御相談および度候間明廿二日第二時対客処へ御集会有之^{寺島}度^島餒^島より申越候也

壬申七月廿一日

具 視

木戸殿
大久保殿
伊藤殿
山口殿

○

(頭註) △
八月廿五日 鮫島 伊藤山口具視 木戸月日具視申入
相談の事 菅寺島は鮫島より申入

一 国号差出之事

右は一応アレキサンドル歟パークス之内へ申入爾後
書状を添書記官に持参可致候事

一 女帝謁見之事

一 外務卿其他官員饗宴之事

一 各国在留公使饗宴之事

一 夜会之事

右は謁見後早々取計可申事

△
○パークス内話如何の事

一 国書之趣意に基条約之義談判振之事

一 米国にて条約談判之始末はなし振之事 但海外にて条約
取結之権御附与

延漸去十六日致渡仏候於当地は已に昨日大統領面謁も相済
候に付不遠出立も相成可申此後の処は格別手間取候事も有
之間敷と相考へ申候英にても初発の

御国書に基き候に付ては談判も別に難渋も無之只於米は最
前使節より發言候行がかりも有之決末破談の折は不堪赦願
仕合一生中未如此失面目候事は無之候然処彼国大統領選挙
の際に付国務卿ヒシュなども日本人に被欺候などと世説相
立候ときは忽撰拳一條に關涉いたし候故却て彼方におゐて
暖昧に可然料理いたし不図の僥倖に会し候へどもヒシュ始
へ相對し候ては愧辱の至此余は不語とも御推察可被下候于
時近來

本邦の景況如何取々の新聞にて委敷事も不相分何分皮膚上
の事は暫差置骨髓中より進歩いたし不申候ては今日の開化
も他日の損害如何歟と致煩念候皮膚上の事は世上の少年媚
従の徒疎は有之間敷と被相察申候国家の弊害は當時に切な
らすして多くは十年二十年の後に至り始めて熟するものあり
依て雷同流行も亦多き所以なり雖然有司任其責ものは元よ
り同日の論にあらず仏国頃目の形情を推察候ても不覚本邦
の事心頭に浮ひ申候仏国も今日の政府決て永続は無覺東人
心上の如此病害出来候ては有力家少々有之候とも實に難渋

之義御国にて御達し相成
候廉とも御説話振之事

一 馬關償金談判振之事

一 宗旨之儀に付申出候御答振之事 在留公使え申達し条
約云々の事前後相違

事の
也

右は使節一同寺島鮫島両辨務使同席評議之事

△ハ(頭註)「岩倉具視ノ書入ナリ以下同」

二三 明治五年十二月二十七日

木戸孝允ヨリ
渡辺洪基宛

渡歐前後ノ状況消息ノ件

御内披

乱筆御推読可被下候御滞米中は預御高意千謝難尽御坐候
以上

爾後彌御壯剛に御尽力と大賀此事に御坐候さて過日は朶雲
御投被下候処取紛不及御答に此段御容赦可被下候さては如
御承知弟等も一蹉跌後大に悔悟愚論陳述終に早々渡英の運
に至り申候然る処於英国又女主去府の折に投し不図時日遷

至極と相考へ申候何事も中々難尽禿筆いつれ婦

朝の折と申縮候乍去御閑暇も御座候はは世上近況御洩らし
可被下候先は乍延引御答旁如此に御座候其中御自愛第一に
候草々頓首

十一月廿七日

孝 允

渡辺兄机下

尙々先立て英のシヤリクツヘル外務へ相論し候て

天子礼節を彼為改候と申新聞承て如何の事歟と甚残念に
存申候且又琉球を外務にて取扱ひ候は真に屬国にあらず
る所以云々等も有之申候如何なる都合に候哉伝聞のまま
相認申候以上

(木戸孝允文書)

二三 明治六年二月二日

伊藤副使ヨリ
大隈参議
副島外務卿 宛

歐洲状勢通報ノ件

先般曆法御改正の電信五六日前相達昨日は彼我同一の元且
にて万里同風の祝詞を述べん為各国使臣一同ベルサイユに

到大統領に謁見新年を賀せり尤礼典は頗簡易にて各国公使何れにも平常礼服を用ひ又坐次の順序も職位新旧の別無之各自進んで握手の礼を行ひ退去せり

去十二月（旧曆十一月）三十日外務尚書の招待に依り同氏の公館において各国公使一同会食あり 其人員三十四名内大使の地位に在る者羅馬法王の使僧英國の使臣独乙の使臣土耳其の使臣及び我大使なり勿論如斯会食には公使の座席も順次自から整頓せり

当国政府よりは我使節滞在中各国使臣同席の順次未だ報知無之候処英國に於ては女皇謁見相済たる翌日式部卿某より書翰にて報告有之英皇宮殿に於て各国使臣会同の節は日本使節は仏国大使の次席にして副使は全權公使又は辨務使の同級と見做し某国公使の次席たるべしとあり其順序は勿論使節の階級と新旧の次第に応じ相定めたる者なり

去十二月（旧曆十一月）二十六日当国大統領謁見の節は旅館迄騎兵一隊を遣し馬車の前後を警衛せしめたり大統領官邸門内に於て歩兵一聯隊左右に布列し捧銃の礼を行へり都て謁見の典は英仏公謁の格式にして内謁の例に比すれば万事鄭重にして儀仗を設る等の別あるなり

当国政府外務尚書との談判も両三日中より相初め可申兩三

議論に及ぼし候様推察仕候僕竊に思ふに当今我外交の事は悉く未だ公法に照準すべからざる所あれば宜しく事の成否利害を較計、事實に適應して實際に行はれて害なきを主要とするに不如然れば教法の事は唯之を黙許して法律上において區別せざるを主とすべし然れども方今の処にては各国能く我事情に通じ目下の形勢と雖英國等にては我輩の知る所よりも事柄に寄り明白なり現に高札等に耶蘇の禁令ある等は固より能く熟知せり故に我國にて教法は黙許なりと云ふことは洋人に向て説くこと不能又事實を推し事理を謀りて考ふるに国として禁令を揭示し其令行はれざれば国威何を以て乎立つべき又誠心赤子を安んずるの訓にも恥づべきなり僕須らく之を廢すると廢せざるとの事實に害益あることを論ぜず然れども独立の権理を保有する国の律法に於ては其自国の領海内に於て其法力の及ぶ所内外人民の別あることなし唯自国の人民其法權の保護を得ること外国民よりも厚き而已今我國に於て實際上に求むる権理も是と大同小異然るに教法の禁令の如きは却て之に反す国禁ありといへども内地人民を压制するに過ぎず外民の来て我禁を犯す者決して之を防ぐこと不能なり又漸々内民の之を犯す者をも事實上に於ては不得止傍觀するに到れり時勢変遷の然らし

会にて可相済見込に御座候且一般の例典に随ひ各省長官及び各国公使等を招き会食等の式相済次第正月月中旬頃には発途の望に御座候乍去独逸に赴き候乎或は他の国に罷越候乎政府の都合順路の便等に依り取極め可申候

英公使パークス公使ホンプランド等も正月中発航本邦へ罷越候趣に御座候同人等の意裏にては使節帰朝前にも條約の改定を促す簡なるべき乎勿論而使共此度再行に就ては改正の全權委任状を其政府より受領すべし是等の儀は推察にて実地政府と御談判の時機に臨み不申ては預め難相分候得共相叶候事なれば帰朝後迄御延引有之候へば聊驥尾に従ひ奔走仕度候公使ウトレーは未だ再行の時機取極不申改正の時節到來次第罷越可申と噂仕居候

追々巡歴仕候中各国政府の趣向を臆察仕候に矢張東洋旧来の風習にて西教を忌惡仕候事を今以顧念するの意脱却不仕法律の寬嚴を論候よりも尙旧習に固着して政治迄にも偏頗の処置を施さん事を恐れ候意充分有之哉に被窺申候方今學者の議論等には動もすれば宗教の害を論説仕候者も数多有之候得共未だ一般の人心においては決て氷解不仕政府の官吏たる者は殊に之を抵充するの見込に無之候得共是を以口実とし或は人心の帰向に基かんと欲するより兎角交際上の

むる所と雖も国威の立つと立たざるとを論ずれば何づれも同じことなり禁令の行はるゝは阿片烟の如くならざれば禁令と云ふべからず内外人民共之を犯す時は何づれも之を罰するの實行を施すことを得るなり教法の禁令と同日の論に非ず

條約改定の時に臨み豫め廟論の帰着する処を御決定無之ては紛難の憂を生ぜん事を恐れ贅言申上置候

赤馬関償金一條米國に於ては已に屢々報告仕置候通彼の政府の議官より内意ありたるを以て我使節より公然之を發露せずして議院に於て先づ議案を起し下院の議丈けは使節華盛頓滞府中払に及ばざることに決定したれども閉院前上院の議決着せずして治定に不到英國に於ては寺島氏と談合の上書面を以て同政府に論駁せり其書の写は已に送呈したれば電覽を経たるなるべし

其書面の趣旨四ヶ国と約せし償金払渡約條第三條の主意に基きたり其文に曰四ヶ国政府の望む所償金を受取の本旨に非ず然れども日本との交際を都合能く創立し且双方の便宜を謀り満足の処置を為さんと欲する趣向を以若し大君政府より戦争の費額又は妨害の償として申立たる金高を払をことを望めば之を受取べし

下ノ関又は内海一港を開くを允許するとも金の受取を固守するとも外国政府の望に従ふべしと云

我政府は 一新以来此主旨を勉強して貿易に便利を謀り燈台を築き或は税額を増加することを見合せたる等の事情を察し此償金を受取ことをよして呉れよと申す事を述べたり然れども英政府充分之を肯んぜず如何となれば既往の処置を以償金の代と為さんとする而已にては彼の望と矛盾する所あるなり又今日に到りては一港を開く位にては格別満足せざるの色あり此代りとして内地往來を許可する事を望むの意ある事顯然なり然れ共内地往來は裁判の權利に交渉することあれば容易に肯すること能はず又英政府而已に非れば仏蘭の求むる所いづれに在りや測るべからず故に結局に不到又英政府に於ても此局を結ぶは條約改正の時に延ばし度趣向なり償金一條の論を以改正の時に臨み充分なる便宜を得んと欲する意思なりと察せらる

此事件の結末に到らざるは條約改定の時の害と成り我に在ては甚だ不利なり故に遺憾不少候得共議論一定の場合にも到り兼職任の上に於ては不安次第に御座候

歐洲の形勢は追々新聞紙にて御承知被成事に付不申上候仏國も協和治体未一定大統領一人の力にて今日の無事を維持

書今年一月五日着長拜見仕候西九月三十日より十一月九日迄英政府案内にて同國中所々御巡覽且同政府接待向実ニ鄭重之事候略日記并東久世其外よりも承り実ニ恐悦之事と存候此度は格別六ヶ敷御談判にも不相渡自然御配慮深少に可被為有誠以恐悦乍恐安心仕候女王も巡幸中に付十一月中には帰國御謁見も有之候旨然るに皇の十一月六日洋の十二月六日御謁見相済候旨電信を以て御報知之旨伝聞仕恐悦安心仕候又十七日新聞にて巴里府へ御渡航相成候旨承り総て十分之御都合無此上安喜仕候右之御都合に候得は仏國を始め外各國も前兩國同様十分之御都合に可有之全 皇威之然らしむる処とは申しながら全大使公御始御奉使御尽力に依り候と感喜仕候乍去実ニ一度ならず二度御越年御心労如何計と遙察仕候来五月頃には御帰朝もやと存候処中々尙当年中も相掛り候御様子実ニ驚入日々と御待申上候何卒一日も早く御用御仕舞御帰朝有之度事と其のみ存し続け候將御来書中一條約於米國御取結無之云々に付政府上并外務省等の内評密に可申上候右は中々小生輩の窺知る処には無之候得共前便にも略申上候通り右改定之儀強て御施行に相成候ては実以大麥皇國の御威光も其限り之噂も有之候処尊公断然御決定不取結事に相成候上は前之儀は所謂日月之食

仕居候様被窺申候宰相ビスマルクも各省卿と議論不合にして宰相の宰相を辭せり然し同人は是迄三職兼任故尙二職を保てり一は独逸全國行政長官一は外國尙書の職なり尙ほ書外は後便可申上時下折角御自重御奉職万里の外より祈望仕候誠惶頓首

明治六年正月二日 仏都巴里斯 博文

大隈 殿閣下
副島

(伊藤博文伝)

二四 明治六年二月三日 大原重実ヨリ
岩倉大使宛

国内景況ヲ報スルノ件

(私信)

神武天皇即位紀元二千五百三十三年明治六年第一月新年之慶賀申陳候
聖上益御機嫌克御宇被為遊恐悦奉存候 大使公御始御一同愈御安泰御旅行恐悦之至奉賀候内地倍御靜寧御留守邸老公御初御安福御安慮之様存候小生老父始無事小生儀も以御蔭無異奉職罷在乍憚御放慮可給候陳は西洋十一月十五日發御

の如く今日にては何等の議論も無之尊公之御無念と申者も無之別段可申上儀も無之候間必右一時之事と被思召御案し不被遊候様奉願上候唯此上は兼て御心組之通実地上何なく御研窮御帰朝之後十分國威相立候様御改定の御目途御立被遊候事緊要と乍憚存候正院之儀は存せず外務省卿には只今より改定之大眼目巧夫被為候様子に相見え候間將來之儀精々御注意被為有度既往之儀は必御配慮を不勞様存候乍併此は誠に愚生之臆説に外風聞を申上候事故其段は御諒察賜候様奉祈望候

「下略」

神武天皇即位紀元二千五百三十三年明治六年第一月十日
二日東京に於て認む

大原重実印

右大臣 岩倉公待史

御中

二五 明治六年二月九日 三條太政大臣ヨリ
岩倉大使宛

大久保木戸兩副使帰朝方ニ関スル件

寒威凜烈の候

主上益御機嫌宜御臨宇被為在海内靜謐恐賀の至存候各位御
揃御安寧御奉務可被成奉遙賀候爾來御消息を得不申如何と
想像罷在候定て英國御發足の後は速に御運にも可相成敷と
奉存候扱先便縷々申述候通本朝国事多端不得止の要用も有
之候に付ては各位御帰朝の期も難相計旁以大久保木戸兩人
帰朝の御沙汰被仰出候間公翰を以御達申候通兩人の処帰朝
相成候様御達有之度候兩人御呼返の義は定て御不都合の義
も可有之殊に於尊台も御迷惑とも奉察候得共彼は無拋事情
御遠察祈望仕候事に御座候仍右要用而已申陳度一書拜呈仕
候万々後信を期申候草々謹言

一月十九日

実 美

大使岩倉右大臣公

政府御無人の事御尤に存候條早速兩人へ申聞候乍去各国在
留公使へ御達の事何れの国々と申事御用状に無之彼是心配
罷在候伝信にて伺候得共時宜にて魯国丈は同行仕候も難計
候尤御急きの事は十分承知仕居候に付精々速に帰国可為致
候右に付ては先達て仏国より寺島鯨島兩人より申立候一行
帰国の御命云々小生よりも心附言上候得共既に兩人召返し
の儀御発令の上は再度各国公使へ示談難出来と存候條小生
以下は精々速に順行凡来る六月中には帰洛候趣きの様可致
心組に候廟堂上の事に於て種々御嘶も罷成度候得共書は不
尽言森寺再行の砌云々御尤に謹承全体の所色々御配慮と実
に令遠察候得共諸事意外能く御運ひ頗る感銘の事に候併少
々の一揆有之候由御心配乍ら素より大変革の今日右等は当
然と存候惣体人民の方向よく改り如命無異儀儀進退候事と推
量此事に候此上偏に企望仕候は両副使帰朝にて中外の人々
彌以て同心戮力前途国家基実を勤候事要用専務と存候尤異
儀可有之様も無之候得共今度こそ区々既往の事は不問真に
正院諸省卿始混一にて根軸相立候事々々懇願の事に候(下
略)

三月二十四日

具 視

追補 岩倉遣外使節關係 二六

二六 明治六年三月二十四日 岩倉大使ヨリ
三條太政大臣宛

副使帰朝等ニ関スル件

別 録一 ビスマルク談話

二 木戸孝允日記

三 大久保利通日記

神武即位紀元二千五百三十三年一月六日同十三日同十九日
等御書正に令拜見候差急旅行意外繁多御請延引無申訳事に
候

皇上兩后益御安福御加齡御国内御靜謐上下平安迎春候旨恭
悅此事奉存候隨て使節一行にも至て壯健珍敷昨今年共に於
外国陽春迎へ候段乍憚御放慮可給候扱旧年東久世森寺等帰
国の御言上の旨御承引の段御念示何も謹承候善一行帰国の
事御待兼の趣巨細來示御用状にも來示に付爾來彌取急き旅
行罷在候得共兎角存慮に不任事に候尤先々便言上の通り仏
国にて吾政府より云々來命の旨申立出立夫より白蘭等速に
相運ひ當時字国滞在中是も来る二十八日則三月 發途魯行の
心得に候是迄の次第爾後の見込尊公迄別紙申入候(中略)
木戸大久保等召返しの事在留各国の公使へ御談云々兼て
御内示之所今便更に尊書御用状等にて召返しの旨御命謹承

別 録一

具視外務卿「ビスマルク」ノ招宴ニ赴ク事

明治六年三月十五日夜「ビスマルク」ハ具視、木戸孝允、
大久保利通、伊藤博文、山口尙芳ヲ招宴ス宴訖リ別室ニ於
テ「ビスマルク」其幼時ヨリノ実歴ヲ親話ス其訳語ニ曰ク
方今世界ノ各国皆親睦礼儀ヲ以テ相交ルトハイヘトモ是
全ク表面ノ名義ノミニテ其陰ニ於テハ強弱相凌キ大小相
侮ルノ情形ナリ予カ幼時ニ於テ我カ普国ノ貧弱ナリシハ
諸公モ知ル所ナルヘシ此時ニ方リ親ラ小国ノ情態ヲ閱歷
シ常ニ憤懣ヲ懷キシコトハ今ニ耿々トシテ腦中ヲ去ラサ
ルナリ彼ノ所謂公法ナルモノハ平常ハ列国ノ權利ヲ保全
スルノ典憲ト言フト雖大國ノ利益ヲ争フヤ已ニ利益アレ
ハ公法ヲ取テ少シモ動カス若シ不利益ナレハ翻スニ兵力
ヲ以テシ固ヨリ常守アルコト無シ小國ハ致々トシテ辞令
ト公理トヲ省顧シ敢テ闕限ヲ越ユルコト無ク以テ自主ノ
權利ヲ保全センコトヲ勉ムルモ其籤弄凌侮ノ政略ニ当レ
ハ殆ント自主ノ權利ヲ保全スル能ハサルニ至ルコト毎々
之レ有リ是ヲ以テ慷慨シ一度ハ国力ヲ振興シ一國対等ノ
權利ヲ以テ外交ヲ為スヘキノ國トナラント思慮シ愛国心
ヲ奮励スルコト数十年ヲ積ンテ遂ニ近年ニ至リ纔ニ其希

望ヲ達スルコトヲ得タルモ畢竟各国ニ対シ一國自主ノ権利ヲ保全セント欲スルノ志願ニ過キサルナリ而ルニ各國ハ皆當國ノ兵ヲ四境ニ用キタル跡ヲ見テ憎惡ノ心ヲ生シ慢ニ軍略ヲ喜ヒ人ノ國權ヲ侵掠スルモノト非議スルニ至ル是全ク予カ國ノ志願ニ反セリ予カ國ハ唯々自國ヲ愛重スルニ由リ各國五ニ自主シ対等ノ交ヲナシ相侵越セサル公正ノ域ニ住センコトヲ希望スルモノナリ従前ノ戰爭モ日耳曼國ノ國權ヲ保全スル為メ已ムヲ得スシテ兵ヲ用キタルコトハ世ノ識者ハ必ス識認スルナルヘシ聞ク所ニ依レハ英仏諸國ハ海外ニ屬地ヲ貪リ物産ヲ利シ其威力ヲ擅ニシテ諸國ハ皆其所為ヲ憂苦スト歐洲親睦ノ交際ハ未タ信ヲ置クニ足ラス諸公モ亦必ス内顧自懼ノ念ヲ放ツコトハ恐ラクハ無カルヘシ是レ予カ小國ニ生レテ其情態ヲ熟知スルニ由リ尤能ク其意ヲ了解スル所ナリ予カ世議ヲ顧ミスシテ國權ヲ完全ニ保護セント欲スルノ志願モ亦此ニ外ナラス是故ニ當時日本ニ於テモ親睦相交ルノ國多シト雖國權自主ヲ重ンスル日耳曼國ノ如キハ其親睦中ノ尤親睦ナル國ナルヘシ

(岩倉公実記)

別 録 三

明治六年三月二十一日付大久保利通書翰

伯林狀況通報の件

拜啓御摘御堅固被成御奉務敬賀候隨而小子巴里より白耳義和蘭を経過して当分普國伯林へ滞留仕候間乍憚御降慮可被下候當國は他之歐洲各国とは大に相異なり淳朴之風有之殊に有名之「ビスマルク」「モルトク」等の大先生輩自ら思を屬候心持に御座候已前に當政府之事も種々風説も有之候得共其地を目撃候得ハ相違之廉不少候殊に「ビスマルク」は益信任せられ何も此人之方寸に出さるなしと被察候去る十二日議院開会の礼典一覽に參候帝親臨して議案を讀す其趣は税のこと砲台築造のこと小給の兵士給料増のこと以上三ヶ條あり、益陸軍に力を用ゐ候趣に相見得申候凡て仏の償金を費し候間此上一層の強國と相成可申候、陸軍訓練も一覽いたし候當時農暇無之時分にて大訓練不出來小人數にて候得共其整嚴不堪感伏候、小子にも帰朝之命有之來る二十六七日頃當府發輔巴里に出發來月初旬中には出帆可仕と決定仕候、何も不遠面晤可申承略文仕候右申上度如此御座候 勿々頓首

追補 岩倉遣外使節關係 二七

別 録 二

木戸孝允日記

明治六年三月十五日 曇十字過より陶器製諸所に至るの政府持にして結一字過歸寓二字過より画或はスタチュー等の一構甚大なり一宇過歸寓二字過より画或はスタチュー等の一閣に至る四字前歸寓五字前より國相ビスマルクの請招に至る彼の誘引にて彼の右側に列し同食す新話も亦不少同席凡四十人余食後彼の談に独逸國におゐて他の事を求めるにあらず雖然我堺界を侵すものあるときは不得止不得不守堺界東洋諸國と交るとも公平を主とし彼の不欲を強て求むるの意なく英仏等の東洋に屬地を領し威力を張て往來するは独逸の志にあらず故に於独逸は日本とも長く親睦を真に尽さんことを欲し且才能の士の如きに至りても望むものあらは周旋して其人を撰らひ其望に満たんことを欲すと余一言彼に答ふ則我日本の人民も元より独逸の人民も毫も異なるものなし恨むるところは只數百年國を領し自ら宇内の形勢に暗くまた四方の學問を研究するの暇なし依て交通の際遺憾とするものまた不少希望するところ驚力して速に地位の進むを祈る而已云々八字過歸寓田中と又散歩せり昨夜飯田へ一書を出せり

三月二十一日

大久保利通

西郷隆盛様

吉井友実様

(同文社發行勝田孫彌大久保利通伝)

二七 明治六年三月二十六日

岩倉大使ヨリ
三條太政大臣宛

大久保木戸兩副使帰朝に關スル消息ノ件

今度召近之 勅旨兩人え申入候所木戸には如何に被存候哉頻りに各國同行致度望大久保には断然 帰朝可致との事に候何卒進退同一に相成候様と存候得共小生力には難行届何共遺憾且は段々御沙汰の次第も有之深く令恐縮候乍去木戸にも魯國迄同行御用済の上御達の通り帰朝被致候旨に付廿日或は卅日許りの後れと存候大久保には来る廿八日宰國發途の事に治定小生始め木戸には同日發足魯行に決定候折角御命も〇〇與々恐入候上彼是御不審と存候得共兩氏の間に異議有之候には毛頭無之候間右は御放慮可給候漸く今廿六日治定此段書添如此御座候也

六七

三月廿六日十字

具 視

太政大臣殿

尙々本文伝言云々申入候得共相止め候間此段言上候具々此書狀御一覽而已御他見無之様存候以上

二八 明治六年五月九日

伊藤副使ヨリ
大久保副使宛

大使一行ノ歐洲ニ於ケル動靜通報ノ件

伯林府に於て分袂仕候後直に魯国伯德堡府に到り国帝謁見政府待遇等大略牢国と同様に於て礼典も頗る盛美を極め閱兵も滞在中兩度有之國帝親臨其場の景況一壯觀と奉存候二週日の稽留にて西馳丁抹国府に赴き僅五日間謁見饗応等も相済夫より瑞典に涉り同国にも五日の客留にて再び独乙のハンボルクに帰り申候丁瑞兩國国王政府共に厚待優遇暫時の稽留に候得共懇親の交情甚だ故交の思を為し申候独乙のハンボルクは貿易通商の盛なる歐陸の一大市府なれば見物の為兩日間留り夫よりフランクホールに赴き紙幣製造を一覽し又バ、リアの都城ミニュヒに兩日相滞り伊太利政府の

今の目算なれば去歐前一万封度は同氏へ返却仕度と奉存候ポルトガルの儀電信にて可申上様御約束仕置候得共通路も差支無之趣に付不殘罷越可申ことに決定仕候御滞歐中伊太利を御回歴不相成こと頗る遺憾に奉存候二千年古の遺跡宮殿寺觀等壯大可驚物不可枚挙書他讓後鴻誠惶拜白

五月十九日

博文

大久保公閣下

(伊藤博文伝)

二九 明治六年六月二日

伊藤副使ヨリ
井上馨宛

帰国ニ關スル消息ノ件

五月十一日より今日迄に伊太利回歴不殘相済今夕埃国に罷越可申候同処に大概十二三日稽留にて瑞西に赴きポルトガルを経て来月初旬の郵船便を以帰朝と相極り申候木戸翁は今月八日の船便にて発航直に帰国相成候使節一行帰国の上成丈け火急の改革等無之様実に希望仕居候間本邦に於ても

追補 岩倉遣外使節關係 二九

都合を聞き此地より直にフロレンスに到り嘗て日本に在留せし公使に面会同車して羅馬府に到着今日迄已に九日間稽留謁見応接会食等も相済たれば今夕よりナールブルに往き同所の古跡及びボンペーの噴火山の景況を一覽し再び羅馬に帰り佐野常民の埃国より来るに出会し且伊王に告別の謁を乞ひ伊太利國中順路二三の都府を回歴してポルトガルに赴き四五日の滞在にて瑞西に帰り夫より直に埃国の博覽場を一覽し同時に其國帝謁見其他の公務を辨じ可申之を此行の結尾とし夫よりマルセルに到り乗船と相定め申居候東京城火災の電報昨夕相達し驚愕仕候尤も閣下帰着前の事なれば定て航海中香港當りにて伝聞と想像仕候閣下東帰の後大使も時々氣候の不同等にて充分健剛ならず甚だ不快を懷き申候尤も是より暖氣に転じ大なる憂に有之間敷と奉存候

木戸氏も魯より別れ埃國伊瑞等歴巡夫より仏に出て六月初旬の郵船にて帰朝の筈なり閣御着後は四方の訴訟苦情随分煩雜なること、遙察仕候僕等帰着迄には充分御一掃相成清浄寂靜の時に到着仕度ものと希望仕居候

御発航前吉田少輔(大藏少輔吉田清成この時理官として英國に在り)へ申遣し置候金の内二万封度其後受取り候処唯

諸君御申合卒然麥遷等無之様御高配偏に奉願上候勿論一行と申候ても多人数の儀に付概して論候事は出来不申候へ共僕は成丈け徐々と事を運び候様只管祈居申候毎年秋に至れば改革の病氣相起事も木戸翁回歴中頗る勉強にて各国の形勢にも熟通に付前途の事に付屹度見込も可有之而已ならず又今日迄の變動等に充分適意ならざる処も可有之乎と想察仕候間到着の上は老台御直に是迄の事情委敷御話可然奉存候東西隔絶すれば事情不通なる処も自然に相生候事は不得止儀にて更に彼是の議論も有之間布候へども兼て御申越の儀も有之僕も老台の御苦慮を想像仕候て難默止候に付素より一言の汚喙を容候事も無之候へ共唯為念聊にても疎情の其間に不生様相願候老婆心より申上候儀に付更に御懸念無之兼て翁と老台の旧交に付是迄の事は申迄も無之將來の事等も篤と御熟議兎も角も都合克御取計可被成候様只管奉希望候別紙乍失敬留守へ御届被下候様奉願上候 敬具

六月二日

世 外 老 台

博文

(伊藤博文伝)

註 木戸孝允帰航日誌(日記抄出)

「明治六年六月八日 マルセール出帆 森有

礼等一行五人

同 六月十四日 ポートサイド泊

同 六月二十日 エデン泊

同 六月二十九日 セイロン泊

同 七月六日 シンガポール泊

同 七月十日 サイゴン泊

同 七月十五日 香港泊

同 七月二十三日 横濱着 汽車にて新

橋着帰宅」

三〇 明治六年八月二十七日

岩倉大使ヨリ
三條太政大臣宛

帰朝日限通知ノ件

皇上両后益御機嫌能為涉恭悦奉存候尊公御安全御奉職
欣然候吾輩一行無事今日漸ク香港著仕候尤直ニ帰朝可致
之処上海へ廻リ帰朝致候間少々日限延引相成甚恐入存候
得共此段御含願候凡九月十二三日之内ニハ横濱著船之筈
ニ候実長々御無人ニテ何角ト御心配之程千万令恐察候併
大久保木戸追々帰朝副島ニモ十分之都合ニテ帰朝之趣扱

一 式部頭大使以下を召す由を告げ誘引す

一 大札副使書記官

玉座の前に進み拝揖し畢て退く

一 大使副使

御前へ近く召て御對話あり

一 右畢て大使以下へ酒饌を賜ふ

一 翌日太政官代へ

臨御大使副使參入復命す

(岩倉具視關係文書)

註 1 岩倉公実記ニ曰ク「九月六日長崎ニ到著ス電

信ヲ以テ之ヲ正院ニ報ス十三日午前六時横濱

ニ著船ス砲台軍艦礼砲ヲ發スルコト式ノ如シ

侍從堀河康隆命ヲ奉シ來リ迎フ新橋停車場ニ

至ル式部助五辻安仲御料ノ馬車ヲ以テ之ヲ迎

フ騎兵衛從ス具視御料ノ馬車ニ乘リ直ニ皇居

ニ朝ス博文尙芳之ニ從フル

2 九月十四日ニ復命サレタリ

々恐悦之事ニ候何レ不日帰朝久々ニテ緩々拜顔万相伺申
候事ト屈指相樂居候不取敢御報知旁一筆言上如此候也

八月二十七日

具 視

太政大臣殿

(岩倉公実記)

註 岩倉公実記ニ曰ク「六月二十九日具視伊藤博文

山口尙芳ペロン府ヲ發シ七月九日ゼネーヴア府

ニ在リ正院ノ電信ニ接ス曰ク速ニ帰朝ノ程ニ上

ルヘン因テ葡萄牙国ニ前往スルヲ止メテ帰裝ヲ

理ス十八日午前六時仏国馬耳塞府ニ抵ル二十日

午前八時具視博文尙芳東洋郵便会社ノ郵船アウ

ア号ニ搭シ馬耳塞ヲ發ス八月二十七日香港ニ到

著ス」

三一 明治六年

岩倉大使帰朝御対面次第

全權大使歐米回覽閣使史料三

特命全權大使帰朝に付内廷に於て御対面次第

一 当日全權大使以下參 朝扣所に候す

一 内廷

出御

三二 明治六年十月

岩倉具視意見書

朝鮮事件

ニ關スル 奏 問 書

臣具視謹テ

天皇陛下ニ白ス抑各国締交ノ始メ幕府衰弛ノ時ニ際シ條約
對等ノ例ヲ得ス国權ヲ奪ハレ國威ヲ失スルヲ以テ人心乖戾
シ國政整ハス或ハ金匱一缺アラン事ヲ恐ル是ヲ以海内一致
同心協力國權ヲ復シ國基ヲ固クシ保安ノ道ヲ尽サントス此
レ先帝ノ遺言ニシテ陛下モ亦神明ニ誓セ期シ玉フ所ノ聖旨
ナリ故ニ大政維新ノ初ヨリ忠藩義國ノ士及草莽ノ輩ニ至ル
マテ國事ニ死スルモノ其數幾干ナルヲ知ラス竟ニ今日ノ鴻
業ヲ致スヲ得タリ夫レ身命ヲ抛テ國事ニ殉フルモノ皆聖旨
ヲ奉体スル誠意ニ出テサルナシ而シテ干戈既ニ戢リ名分既
ニ正ク條理彌明ニ各藩封土人民ヲ奉還シ全國始テ一致ノ政
体ニ帰シ導テ廢藩置縣ニ至リ大綱是レ立大權是レ舉リ郡県
ノ治全ク成ル於是乎國權ヲ復シ万国並立ノ基礎ヲ立ントス
ルノ 聖旨ニ從事セサル可ラス乃チ辛未ノ冬 臣陛下ノ目的
期望スル旨趣ヲ以テ特命ヲ奉シ歐米各国ニ使シ各国帝王及
ヒ政府ノ考案ヲ諮詢シ 臣力目擊視察スル所トヲ參酌シ條約
改正等ノ議ニ及ハントス抑此舉タルヤ國權ノ復スルト復セ

サルト 聖旨ノ達スルト達セサルトニ關係シ至重至難ナルハ固ヨリ言フ俟タス然ルニ 臣 其実地ニ就キ其形勢ヲ察スルニ其改正ヲ議スルノ難キ更ニ意料ノ外ニ出テ功ヲ一朝タニ奏スヘキニ非ス実功実力ヲ著スニ至ラスンハ竟ニ國權ヲ復スル亦難シ國權復セスンハ 聖旨ニ報スル能ハス此レ實ニ 臣 力焦心苦慮眠食ヲ安セサル所ナリ夫レ実効実力ヲ著ス勉テ政理ヲ整ヘ民力ヲシテ厚キニ至ラシムルニ在ルノミ而シテ其ノ之ヲ為ス亦容易ノ事ニ非ス故ニ歸朝復命ノ始伏テ望ム 陛下能ク聖慮ヲ此ニ留メ成功ヲ永遠ニ期シ驟進速成ヲ求ムルナク大ニ之カ目的ヲ定メ不動不撓政治是レ理シ民力は厚カラシメ以テ其実効ヲ立テ以テ其実力ヲ用ヒ以テ國權ヲ復センコトヲ然ルニ今 臣 奉使ノ復命未タ其委曲ヲ尽スニ暇アラスシテ内閣遣朝鮮使ノ議アルニ会ス 臣 竊ニ之ヲ考フルニ維新以來纔ニ四五年ノミ國基堅トスルニ非サルナリ政理整トスルニ非ルナリ治具備ルニ似タリト雖トモ警虞難測今ノ時ニ方テ未タ輕ク外事ヲ図ルヘカラスナルナリ雖然朝鮮國我ト隣好ヲ修スル茲ニ數百年彼レ非難ヲ我ニ加フレハ我安ソ受テ而止ムヘケン且遣使ノ議已ニ略ホ定ル 臣 亦之ヲ然リトス然レトモ之ヲ發遣スルニ至テハ之カ緩急順序ヲ審ニセスンハアルヘカラス何ンナレハ彼レ味頑固結若シ札

以下ハ具視カ右奏問書ニ添ヘテ口演スヘキノ大要ヲ書シテ上リシモノ也

口 演

辛未ノ冬特命全權大使ニ命ヲ辱シ使ヲ欧米各国ニ奉シ今般歸 朝復命スルヲ得タリ抑奉使ノ事實ニ国家重大ノ事件ニ係ルヲ以テ焦心苦慮勉テ 聖旨ヲ貫徹セン事ヲ期シ欧米各国ヲ歷聘シ其帝王ニ謁シ 聖旨ヲ口陳シ其大臣ニ接シ我政府ノ期望スル所ヲ論辨シ條約改正ノ目的ヲ謀ルニ之ヲ改正スル事ニ大至難ノ業ニシテ理論口舌ノ能ク致ス所ニ非ス到底實効実力ニ非レハ我期望スル所ヲ達スル能ハス而シテ其効実力ヲ著ス徒ニ彼ノ皮相ヲ學ヒ其体面ヲ修飾スルノ能ク致ス所ニ非ス必國政ノ整備ヲ務メ民力ノ富贍ヲ謀リ文明進歩ノ道ヲ尽スニ非ンハ之ヲ著ス事能ハス今我國文明ニ進歩セントスルノ名アツテ富強ノ実未タ備ラス之ヲシテ充備ニ至ラシムル又功ヲ且暮ニ期スヘキニ非ス實踐ノ経歴ニヨリ欧米各国形勢ノ大要ヲ案スルニ國勢民力政教治務其由ル所ノモノ根抵深クハ枝葉自ラ茂ナルノ理ニ出テサルナシ故ニ我政府ノ急外トスル所專ラ力ヲ此ニ致シ意ヲ此ニ留メ奮勉從事セサルヘカラスルノ旨趣ヲ上奏セントス然ルニ本月十四日内閣ニ於テ朝鮮侮慢ノ状アルヲ以テ之ヲ処置スル

ヲ我レノ朝使ニ加ヘサレハ我乃之ニ応スルノ処置ナカル可カラス我之ニ応スルノ処置ナクンハ是我カ國權ヲ損スルナリ而シテ彼已ニ端緒ヲ顯ス故ニ使ヲ發スルノ日乃戰ヲ決スルノ日ナリ是即軍國ノ大事宜ク熟ク慮リ深ク謀ラスンハアルヘカラス且今万国從衡ノ勢ヲ察スルニ東ニ形シテ而其情西ニアルモノアリ或ハ其端ヲ示サスシテ而遠圖ヲナスモノアリ故ニ表面ヲ以テ其真情ヲ測ルニ不足今ヤ樺太ノ事頻ニ起ル是乃目前ノ急亦甚注意セスンハアル可ラス凡是等ノ事先其情ヲ審ニシテ而シテ朝鮮連与ノ意ヲ絶タシメ万全ヲ保ツヲナシテ而之カ目的ヲ定メ之カ方略廟算ヲ明ニシ其他航繼ノ説兵食ノ具錢貨ノ備及内政百般ノ調理等ニ至ル迄預メ其順序目的ヲ定メ而ル後朝使ヲ發遣ス未タ晚トセサルナリ若シ之カ備ヲナサス今頓ニ一使節ヲ發シ若シ万一ノ事アリテ後事不繼而シテ更ニ他ノ患害ニカハルアラハ雖悔不可追ナリ故ニ之カ備ヲナサス今頓ニ使節ヲ發スルハ 臣 其不可ヲ信ス而万不得已ノ義アルトモ戰ニ從事スルカ如ニ至テハ基ヲ堅シ備ヲナスニ非レハ 臣 實ニ其不可ヲ知ル其議ノ顛末ハ之ヲ口陳上奏ス伏冀クハ 陛下下事ノ本末勢ノ緩急ヲ深察シ聖斷アラシコトヲ 臣 具視不勝激切屏營ノ至味死上言誠惶頓首

ノ議ニ会ス三條太政大臣及ヒ具視事ノ先後勢ノ緩急ヲ慮リ今俄ニ使ヲ發遣スヘカラス宜ク順序ヲ追フヲ可トス衆參議モ皆之ニ同意ス然ルニ西郷參議獨リ速ニ使ヲ遣ス事ヲ主張ス大久保參議大隈參議大木參議ヲ除クノ外議論稍動キ其事決セス十五日又其事ヲ議ス大久保大隈大木等三名前議ヲ執テ動カス衆參議反テ西郷ノ論ニ同意スルヲ以テ太政大臣モ遂ニ其議ニ決ス於是具視力説全ク行ハレス或ハ國事ヲ誤ラス事ヲ憂ヒ病ニ依テ朝セス十七日夜太政大臣 具視 邸ニ来リ委曲ヲ告ケ大ニ前ヲ悔ルノ語アリ十八日弘曉同氏病ノ將ニ発セントスルニ際シ使ヲ 具視 邸ニ送り國ノ大事ニ任シテ意見一ナラス恐悚ニ堪ヘサルノ旨ヲ謝シ再ヒ事ヲ執ル能ハサル旨ヲ告ク於此際辱モ 親臨 聖諭ヲ奉シ不堪感激之至具視 一論議ノ合ハサル故ヲ以テ家居スル能ハス 具視 力意見ト議事ノ顛末トヲ奏問シ謹テ 聖斷ヲ乞ヒ 勅命ニヨリ太政大臣ノ職務ヲ代理シ各官ト共ニ 聖旨ヲ奉承シ職務ヲ尽シ以テ宸衷ヲ安シ奉ラント欲ス

明治六年十月

(岩倉具視關係文書)

三三 明治八年四月

岩倉具視意見書

外交ニ関スル上書

臣具視外務ノ大勢ヲ略陳シ交際ノ急務ヲ弁明シ誠惶恐謹白
 狀シテ惟ルニ均シク是人也將ニ相待テ用ヲ為ントス故ニ交
 際ハ宇内ノ通義ニシテ内政理ヲ振立シ外強大ニ抵ルハ自主
 國ノ自主タル所以也在昔神功皇后ノ遠征三韓ヲ席捲セシ以
 來漢土ノ交通開ケ交物制度我國ニ傳播ス中宗天智ノ中興文
 武大宝ノ美政モ亦茲ニ胚胎セリ可顧他ノ所長ヲ採テ我ニ施
 セシ事上代スラ猶如是ヲ贈太政大臣菅原道真議ヲ上リ遣唐
 使ヲ廢止セシ以降隣誼不通使聘相絶シ風馬牛モ不相及中葉
 ニ到テ北條時宗ノ元兵ヲ盡死セシメ足利氏ノ明封ヲ受ケ豊
 太閣ノ韓ヲ略シ明ト戰フ如キ得失青史ニ審ナリ徳川家康ノ
 羈業ヲ定ムルヤ鎖國ヲ主トシテ外交ヲ禁絶シ僅ニ長崎ニ於
 テ清蘭ノ私商ヲ許シ其他ハ朝鮮琉球ニ音信スル耳是英雄ノ
 深慮外數隙ヲ防テ内太平ヲ護スル策也然而シテ今ハ即チ不
 然歐米ノ列國富民強兵ノ術百工芸能ノ技大ニ開ラケ陸ニ汽
 車ヲ走ラセ海ニ蒸船ヲ泛ヘ電機之信頃刻萬里ニ通シ水陸ノ
 兵精勁百萬ヲ擁ス夫如是乎昔日ノ萬里ハ今日ノ階前ニシテ
 東西比隣ノ如シ故ニ能ク險洋鯨濤ヲ越ヘ到ル処ノ各國ト訂
 約シ好ヲ講シ商ヲ通ス都府ニ公使ヲ派シテ約ヲ護シ各港ニ

ノ法律ニ從ハサルヲ得ス彼國人ノ我國ニ來ル我ノ法律ニハ
 從ハス歐米列國ノ相待ツ固ヨリ是ノ如クナラス是風教法律
 ノ異ナルヲ以テ也ト雖トモ我ハ自主ノ權ヲ失シ彼ハ偶然ノ
 特權ヲ得ル也貿易ノ稅則戰テ約條ニ列ス苟モ更變スヘカラ
 ス故ニ輸出入物品ノ多寡ヲ計リ其濫ヲ限制シ稅ヲ高低シテ
 原価ニ響應セシメ控禦ノ權ヲ我ニ秉ル能ハス是内ハ國產ヲ
 起スニ碍リ外ハ洋物ノ濫ヲ防ク事難キ也近歲貿易ノ表ヲ檢
 スルニ輸入多クシテ輸出ニ倍ス然ラハ國貨ノ濫出莫大ニシ
 テ若年ヲ追テ如是ナラハ大藏ノ會計不當格弊ノ信ヲ失シ國
 脉危殆ナルニ到ラン故ニ臣断シテ思ヘラク條約改正ハ忽諸
 スヘカラスト嚮キニ臣特命全權大使トシテ歐米十數國ヲ歷
 聘スルヤ各國外務卿ト應接シ其實際ヲ闕シ發朝ノ初案ト符
 セス是蓋シ志時ト違ヒ心力ニ応セサルハ無論ト雖モ抑亦内
 政ノ整理セサルハ外交ノ不可成ヲ以テ也今ヤ改定ノ期ニ後
 ルル事既ニ三年然レトモ議ヲ外務省ニ下シ又廣ク衆論ヲ採
 リ前途ノ目的ヲ定ムヘシ然レトモ事數國ニ交渉シ加フルニ
 法教ノ自由内地ノ雜居等ハ彼ノ難論ヲ來シ内ニシテハ政体
 法律ノ具備セサル人民智識ノ進歩セサル未ト同盟各國ヲシ
 テ心服セシムルニ不足ハ弁舌ノ動カスヘキニアラス策略ノ
 施スヘキニアラス固ヨリ成功期シ易カラス前途甚タ遠シ故

領事ヲ置テ商ヲ管ス若シ釁端ヲ生シ國權ヲ辱カシムルニ遭
 ヘハ兵ヲ耀シ罪ヲ問フ今日ノ世態譬ハ一大碁局ノ如シ列國
 星羅碁布シテ犬牙互連シ一着ヲ誤テハ黑白輪贏立トコロニ
 見ハル然レトモ邦國ノ相交ル交和ヲ護シ治安ヲ保ツ公法ア
 リ以テ其事ヲ統ヘ訴ヲ断ス所謂公法ハ公義ノ大道之ヲ情ニ
 揆リ之ヲ理ニ度リ其理精微其道廣大不偏不党ニシテ蕩々乎
 タリ然ラハ則チ貧國弱兵政治不舉モ恃ンテ以テ憂フルニ足
 ラサル乎大ニ然ラス公法ニ有謂曰ク國ノ上權ハ自主自護ヨ
 リ大ナルナシト又曰ク強國ノ相竝立スルヤ勢ヲ均シ衡ヲ齊
 ヘ一國ヲシテ專ラニセシメサル事アリト雖トモ公法ニ編入
 セスト故ニ政紀ヲ振立シ國律ヲ確定シ富強自ラ持スルハ自
 護ノ要ニシテ交際ヲ整理シ對等ノ權ヲ占ルハ自主ノ最タル
 者也嘉永年間米艦入港幕府其威迫ニ圧セラレ只得テ條約ヲ
 結フ當初利害得失ハ膜外ニ視タリ嗣後歐洲十數國ト結約ス
 ル者皆其轍ニ倣ヘリ是ヲ以テ國權ヲ失シ損害ヲ得ル不少於
 是乎諸港ニ領事ヲ置テ自國人ヲ管シ彼我交訟アルニ遭ハ彼
 律ヲ以テ自國人ヲ罰シ我ハ我律ヲ以テ之ヲ判ス故ニ一罪人
 ニシテ彼我罰律ノ輕重ヲ生シ一小事件モ動モスレハ數月度
 リ多クハ我常ニ屈シ彼常ニ伸フ公法ヲ案スルニ自主ノ國ハ
 外来ノ民ト雖トモ我國國律ニ服從スル我國人ノ彼國ニ到ル彼

ニ曰ク政紀ヲ振立シ國律ヲ確定シ富強自ラ持スルハ自護ノ
 要ニシテ交際ヲ整理シ對等ノ權ヲ占ルハ自主ノ最タル者也
 ト伏テ希クハ 陛下外交ノ重大ナルヲ思慮セン事ヲ臣竊寐
 未タ暫クモ念トナサハルナシ勉メサル可ンヤ懼レサル可ク
 ンヤ歐米列國ト交渉ノ理勢如是シト雖トモ近隣ノ与國魯清
 韓ノ三国及琉球小笠原島ノ如キ我ニ藩屏タル者復着意セサ
 ルヘカラス魯國ノ如キ我樺太ニ雜居シ彼我交諍不絶前年幕
 府遣使会同ノ約ニ違ヒシ以來經界ノ談判成ス可ラサルノ勢
 ラナシ魯人歲月ヲ逐テ南侵ス北門ノ鎖鑰岌然クランニハ他
 年ノ吞噬モ豫防シ難カラシヤ今ヤ全權公使榎本武揚專對
 ノ任ニ當ル宜シク其奏報ヲ待テ可否ヲ決スヘシ清國ノ如キ
 亞細亞洲ノ勝地ニアリ封疆人口列國ニ卓越シ而モ唇齒ノ旧
 邦ナリ委靡不振ト雖トモ其強弱盛衰我國ニ關係ス故ニ和誼
 ヲ敦フシ貿易ヲ開キ自邇到遠ノ基ヲ創ムルハ今日ノ可務処
 ニシテ其國勢ヲ窺ヒ機ニ応シテ經略ヲ施スハ他年ノ深謀也
 朝鮮ノ如キ神功豐公ノ偉烈既ニ邈矣ナリ徳川秀忠講和以降
 對島ノ國司宗氏其間ニ介任シ非礼ヲ以テ彼ニ遇セラレ習慣
 ノ久シキ牢固ノ例トナリ維新ノ報知廢藩ノ告文今猶承受セ
 ス然レトモ昨年征藩ノ余威彼波及ヲ畏縮シ通使ノ端緒ヲ起
 シ方今外務少丞森山茂等理事官トシテ派遣ス其奏議ニ応シ

計画スヘシト雖トモ到底彼ヲシテ外交ヲ開キ世態ヲ曉ラシムルハ我ノ任ニシテ若シ或ハ魯國ノ如キ倒山庄海ノガヲ以テ是ヲ吞併セハ我國ノ首尾ヲ挾制セライ大ニ我國勢ヲ害セン深図讐略セサルヘカラス琉球ノ如キ上古ハ不論慶長年間嶋津氏征服セシ以來附庸ノ体ヲナシ近ク明治四年八月藩王ニ封冊シ華族ニ臣列セシム加フルニ昨夏同藩ヲ保庇スルカ為ニ問罪ノ義兵ヲ起シ台蕃ヲ征誅シ清國ヨリ償金ヲ出テ難民ニ給助ス

皇朝ノ彼ノ為ニ效セル如是ト雖トモ彼尙冥頑不靈故株ヲ墨守シ清ニ向テ遣使獻貢スル今尙依然タリ藩祖昔シ明ノ洪武帝ニ服従シ滿清ニ到テ故格ヲ因襲スレハ也今日開明ノ世態ニ方リ豈兩屬ノ臣ヲ容ンヤ然レトモ輕率積弊ヲ除カノトセハ遂ニ清國ニ關係シ不測ノ變ヲ生セン今ノ為ニ慮レハ藩内ノ稅政ヲ更革シ民心ノ歸嚮ヲ定メ漸ヲ以テ外交ヲ私ニスルヲ禁スヘシ小笠原嶋ノ如キ一島嶼ト雖トモ我版圖ニ隸ス然レトモ現ニ我國人ノ居住スルモノナク各国捕鯨獵ノ船時ニ來泊シ外民ノ移留スルモノ不少國ノ國タル所以ハ自主ノ政令アレハ也他ノ地タル豈無人ニシテ版圖ノ虛美ヲ得ヘケンヤ宜シク急ニ官ヲ派シ巡視管轄セシメ國人ヲ移住シ外民ヲ約東シ金島ヲ羈縻スヘシ是ヲ要スルニ外交ノ緊要ナル遠

貴君久しく我政府を助て能く力を尽し今や期滿ち帰途に臨むと雖とも尙ほ我政府の爲め將に英國辺に於て従事する所あらんとするの由甚た御苦勞なり

ウキリヤムス云

鄭重の御挨拶深謝に堪へず拙者英國辺に於て従事せんと欲する所の者は他事に非ず方今貴國輸入の高は輸出の高に倍し即ち輸出より得る所の金額を以て輸入の爲め費す所の半額をも尙ほ之を購ふ能はず而て其不足は悉く正金にして之を算するに毎年凡そ七八百萬円の高額に上れり如此の勢にては竟に日本全国前途衰耗亡滅に到るの外ある可からざる事は言を俟ず因て之を救ふの道は唯輸入を減する或歟は輸出を増す歟に在るのみ孰れにしても輸出入の平均を得へき事最も緊要なり拙者今將さに貴國を辭し英國辺に行つて爲す事有らんとするも亦た聊なりとも輸出を増す可きの目的を達せんと欲するなり

米公使云

輸出入平均を得るの日は容易に來る可からず如何となれば貴國と外國との間に於て取結たる千八百六十六年の條約貿易規則は貴國を束縛したる事有り而して貴國

略ノ不務ヘカラス如是ニシテ外交ヲ善クセントスレハ内政ヲ不整ヘカラス故ニ内外ノ別アリト雖トモ其軌ハ一ナリ内外ノ事拳テ自事ノ權立チ公法ノ利我ニ占テ外強大ニ抗衡スヘシ善哉公法ニ曰ク國ハ大小強弱ノ別アリト雖トモ均シク對等也ト方今我國ノ外交條規ニ主權ヲ失スル如キ彼レ偶有ノ特權ヲ得シモノニシテ普通ノ公理ニ反ス蓋シ我政律ノ不立ヲ以テ彼ニ庄セラルルナリ請フ 陛下宸念ヲ垂ン事ヲ臣嚮キニ維新以來内國沿革ノ理勢ヲ論述シ 陛下ノ政綱ヲ掌握シ勉勵ヲ冀フ今茲ニ外交ノ大勢要略ヲ録シ呈上ス嗚呼今ノ世ニ際シ内外ヲ整理シ萬國ト並峙セン 豈易々ナランヤ 陛下以テ如何ントス臣具視誠惶以聞ス

(岩倉具視關係文書)

三四 明治八年二月三日 岩倉具視米國公使對話

貿易均衡ヲ得ヘキ件

明治八年十月二十三日岩倉家午食後家主公及ひ米國公使ビンハム大藏省儒ウキリヤムス懸話の大略
岩公ウキリヤムスヘ向つて云

政府は其束縛を受たると雖とも今日に至るまで未だ深く之を思ふるの實効なく却て六十六年以来八年余の後なる即昨年に到ても尙ほ貴國政府に於ては英獨兩國より鉞を輸入するの事に付右兩國公使の申立通り悉く之に同意せり是れ即ち六十六年來の束縛を甘し受て尙ほ之を思ふるの証なしと爲るの一端を示す可きものなり

岩倉公

公使の言大に裨益する所あり英獨兩國より鉞を輸入云々の如きは未だ嘗て詳知せざる事なり然りと雖とも六十六年來の束縛を甘して受け居るの事は決して無之現に政府一同之か爲に深く心思を勞せり今日御懇話の序に付内話を申進す可し元來貴國水師提督ペルリー初めて我國を文明諸國互交の間に誘はしより以來我國の所益居多なり今後益々之を以て貴國に望めり殊に閣下の如き親切なる公使の兩國間に在るは実に幸甚なり抑我國外國と共に永く交を修め彼我貿易の便利を謀らんと欲せは必ず我國をして之を爲すに要したる余力を得せしめざる可からず而て之を得るの法は全く輸出入の稅權を保つ事最も緊要と爲す

米公使云

閣下の御言一々御尤なり鑒きに拙者貴國在留公使の命

を受けし日より自ら誓て決意するの旨趣あり御心得まてに之を申進す可し初め拙者命を受くるの日自ら思へらく余日本に行き何事をか之れ為さんや本国の爲めに公使の本職に勤勉するは固より言を待たずと雖とも其際日本の爲めに謀る事有るも必ず其害と爲る事の如きは一切之を為さざる可しと如斯にして貴国に渡来したりしか森君初て拙者を横濱の旅館に訪はれし時既に此趣意を述へ置けり爾來拙者の心未だ嘗て少しも変せざる事は今日迄行爲の実跡を以て証と爲す可し今後拙者貴国在任中は益々斯の趣意を上進せしむ可くして苟も之を變する事は無かる可きなり

昨年鐵輸入の事ありしとき拙者之を聞くや直ちに其書類を搜獲して之を本国政府に逕送し且つ此の事件に付拙者の意見をも別段申遣したり右は英独兩國の政府より貴国政府に迫て右様の事を爲すは甚た其意を得ざる事にして我国は必ず貴国をして固有の國權を復し貿易の權利を十分に得せしむ可しとの主意なり其書簡の写は公使館の記録中に留め置けり若し閣下御來遊の節あらは具さに貴覽に供す可し其他右に類する事多し御所望の時には何事たりとも皆御内話申進す可し

第二節 井上外務大臣關係

三五 明治五年五月三日

参事院議官井上毅ヨリ
山県参事院議長宛

井上外務卿ノ裁判權條約草案ニ關スル件

外務卿ノ提出案一見致候処実ニ杞憂ノ至リニ堪ヘス方寸如割覺エ候此ノ案若シ已ニ各公使ニ向テ發言ノ後ニ候ハ、皇國ノ大事去 若シ又未タ發言相成ラサル前ニ候ヘハ縱令如何ナル内部ノ分離ヲ生シ候共挽回相成度奉存候
提出案ノ大意ハ四五年間準備ノ後大ニ内國ヲ開クベク其ノ爲ニ

第一 外國人ハ直ニ控訴裁判所ニ向テ始審裁判ヲ求ムルヲ得

第二 外國人關係ノ裁判ハ外國人ヲ雇フタル判事ヲシテ半數又ハ多數クラレメ之ヲ判決スヘシ(此ノ爲ニ廿人ノ外國判事ヲ置ク)

第三 地方裁判ノ外國人判事ヲシテ派出セシメ判事申意見合ハザル時ハ外國派出判事ヲシテ裁決ノ權ヲ執
追捕 井上外務大臣關係 三五

岩公云

段々の御懇話を承り実に銘肝深謝に堪へす必ず近日参堂右書類の一覽を請ひ尙ほ諸事充分の御懇話を伺ふ可し

米公使云

必ず御來訪を期望す何事も聊か伏藏なく吐露す可し最も今日盛衰に列り且つ斯く迄内話を申進たる証として次の郵便には書を我国大統領に送り我国は是非貴國を輔翼し貴國獨立の權利回復の爲め尽力可致旨申立つ可し貴國政府は何様の税則を立らるゝも我國に於て更に異議なかるへし但し我國より輸入の物品の爲め課する所ろの税額他國より輸入の物品に課する所ろより重からざるを要するなり

岩公云

御懇話の趣感謝の至りなり尙ほ近日参堂の節相伺ふ可し云

(岩倉具視關係文書)

ラシム

第四 死刑ヲ以テ外國ニ付シ裁判セシム

第五 外國人ノ望ニ任セ禁錮懲役人ハ領事庁ノ獄舎ニ繋クコトヲ許ス

以上五件ノ特權ヲ与ヘテ我カ内地全國ヲ開カントナラバ外國公使ハ望外ノ満足ヲ顯ハスコト必然ナリ。然ルニ我國ニ於テハ將來不可言ノ大患ヲナシ從テ此ノ事表露スルノ日ニ至ラバ世論囂々遂ニ是レニ因テ二十三年ノ期限ヲ端縮スルニ至ルヘシ

今簡單ニ之ヲ弁駁センニ

第一 凡ソ刑事ハ死刑ト入牢トヲ除ク外ハ只罰金アルノミ今死刑ハ彼ノ手ニ付シ裁判セシメ入牢ハ彼ノ領事庁ノ牢屋ニ於テ実決セシメントナラバ其ノ實ハ刑事ハ仍ホ彼ノ手ニアルト異ナルコトナシ

第二 死刑ニ恩赦ヲ与フルハ天皇主權中ノ重大ナル者ナリ今我ガ法律ヲ犯セル罪人ヲ以テ彼レノ手ニ交付